

# 保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン

## IUCN（国際自然保護連合）

1948年設立された、約160カ国の、1000を超える政府、政府機関、さまざまな分野のNGOが加盟するユニークなグローバル・パートナーシップ。自然の健全性と多様性を保護し、公平かつ持続可能な天然資源の利用実現という目的のもと、会員団体と連携し、全世界に働きかけるとともに支援活動を行っている。会員、ネットワーク、パートナーの強みを生かし、その能力を向上させる一方で、天然資源保護に関するローカル、リージョナル、グローバルレベルでの連携を支援する。

ウェブサイト：[www.iucn.org](http://www.iucn.org)

## 世界保護地域委員会 (WCPA)

140カ国から1,300人以上の保護地域管理者、専門家が加盟する世界有数の保護地域に関するネットワーク。IUCNのボランティアネットワークである6つの専門委員会のひとつとして、IUCN本部内（スイスGland）に設置された保護地域プログラムによって運営されている。IUCNのミッションの実現に欠くことができない取組みとして、全世界の代表的な陸・海域の保護地域ネットワークの整備および同ネットワークの効果的な管理の促進に努めている。

ウェブサイト：[www.iucn.org/themes/wcpa](http://www.iucn.org/themes/wcpa)

## アンダルシア環境管理地域委員会 (Regional Council for the Environment of Junta de Andalucía)

自然保護、環境規制および天然資源利用・管理に関する政策の施行、保護地域の指定・管理、気候変動緩和・適応戦略・政策の策定および施行権限を有するアンダルシア地方政府機関。

## 生物多様性基金 (Fundación Biodiversidad)

生物多様性条約の批准後、スペイン政府の取組みを受けて非営利団体として1998年に設立。自然保護および調査、生物多様性の持続可能な利用、ならびに国際開発協力分野で活動を展開している。国際協力を通じて関係者の取組みを取りまとめ相乗効果を生み出す一方で、国内や海外の組織、制度、プログラムとの連携を促進する。

## 世界保護地域委員会日本委員会 (WCPA-J)

国際自然保護連合(IUCN)保護地域委員会(WCPA)の活動の一環として、世界、特に(東)アジアにおける保護地域を中心とした自然環境保全活動推進のために、日本として積極的に貢献することを目的として2009年に再設立された。

ウェブサイト：<http://wcpa-j.jp>

## 経団連自然保護基金 (KNCF)

経団連自然保護協議会とともに1992年に設立。その後、2000年に公益信託化。基金の趣旨に賛同して、経団連加盟企業をはじめとする多くの民間企業や個人の方の寄付を受けて国内外のNGOによる自然保護プロジェクトに対して助成事業を継続的に実施している。

ウェブサイト：<http://www.keidanren.or.jp/kncf>

# 保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン

Nigel Dudley 編

2012年3月31日発行

日本語版発行者：世界保護地域委員会日本委員会(WCPA-J)

日本語訳：古田尚也・山崎厚子 (IUCN日本プロジェクトオフィス)

本書は、Dudley, N. (Editor) (2008). *Guidelines for Applying Protected Area Management Categories*. Gland, Switzerland: IUCN. x + 86pp.の日本語訳である。ただし、原著にあった謝辞は割愛した。なお、本日本語訳版は、2011年度経団連自然保護基金の助成によって実現した。

※国際自然保護連合 (IUCN) は、本書における翻訳の誤りや削除された部分に関して、一切の責任を負いかねます。不明な点は原本をご確認ください。

The designation of geographical entities in this book, and the presentation of the material, do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of IUCN or other participating organizations concerning the legal status of any country, territory, or area, or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

The views expressed in this publication do not necessarily reflect those of IUCN or other participating organizations.

Published by: IUCN, Gland, Switzerland

Copyright: ©2008 International Union for Conservation of Nature and Natural Resources

Reproduction of this publication for educational or other non-commercial purposes is authorized without

prior written permission from the copyright holder provided the source is fully acknowledged.

Reproduction of this publication for resale or other commercial purposes is prohibited without prior written permission of the copyright holder.

Citation: Dudley, N. (Editor) (2008). *Guidelines for Applying Protected Area Management Categories*. Gland, Switzerland: IUCN. x + 86pp.

ISBN: 978-2-8317-1086-0

Cover photos: Front: Discussion with local communities near Morondava, Madagascar about zoning in a proposed protected

area to conserve rare baobab tree species c Nigel Dudley

Back: New Caledonia c Dan Laffoley

Layout by: Bookcraft Ltd, Stroud, UK

Produced by: IUCN Publications Services

Printed by: Page Bros, Norwich, UK

Available from: IUCN

(International Union for Conservation of Nature)

Publications Services

Rue Mauverney 28

1196 Gland

Switzerland

Tel +41 22 999 0000

Fax +41 22 999 0020

books@iucn.org

www.iucn.org/publications

A catalogue of IUCN publications is also available.

# 目次

日本語版発行にあたって	viii
序文	ix
はじめに	x
<b>1. 背景</b>	<b>1</b>
保護地域	2
IUCN保護地域カテゴリーの歴史	4
IUCN保護地域管理カテゴリーの目的	7
<b>2. 定義とカテゴリー</b>	<b>9</b>
IUCNの新しい保護地域定義	10
諸原則	12
保護地域システムの定義と生態系アプローチ	12
カテゴリー	13
6つの保護地域カテゴリーに共通する目的	15
カテゴリー Ia：厳正保護地域	15
カテゴリー Ib：原生自然地域	17
カテゴリー II：国立公園	19
カテゴリー III：天然記念物	21
カテゴリー IV：種と生息地管理地域	23
カテゴリー V：景観保護地域	25
カテゴリー VI：自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域（資源保護地域）	26
各カテゴリーの関係	28
<b>3. ガバナンス</b>	<b>31</b>
保護地域のガバナンス	32
先住民社会や地域コミュニティによるガバナンス	35
民間によるガバナンス	39
<b>4. IUCNカテゴリーの適用</b>	<b>41</b>
適切なカテゴリーの選択	42
カテゴリーの決定	48
報告	50
カテゴリー決定の強化	50

5.	カテゴリーの利用	53
	自然保全計画策定ツールとしてのIUCN保護地域カテゴリーの利用	54
	気候変動対策としての計画策定	56
	自然保全政策のツールとしてのIUCN保護地域カテゴリーの利用	58
6.	特定の対象への適用	61
	森林保護地域	62
	海洋保護地域	73
	内陸水保護地域	77
	自然の聖地	83
	地形・地質の多様性	85
	回復とIUCN保護地域カテゴリー	86
7.	国際的環境保全イニシアチブ	89
	世界遺産条約	90
	ラムサール条約	93
	生物多様性条約 (CBD)	96
8.	IUCNカテゴリーの有効性	97
	管理とIUCNカテゴリーの評価	98
	添付：用語集	101
	参考文献	105

## 表

表 1	保護地域の定義の説明	10
表 2	さまざまなカテゴリーに分類される「国立公園」	14
表 3	「IUCN保護地域マトリックス」：管理カテゴリーとガバナンス類型による保護地域の分類システム	33
表 4	保護地域の面積と各カテゴリーの関係	44
表 5	気候変動の視点からみた各カテゴリーの長所・短所・機会・脅威分析	57
表 6	森林保護地域と良く保全されている森林ではあるが森林保護地域ではないものの事例	64
表 7	保護地域の内外にある生態回廊、中継地、緩衝地帯などの連結保全地域の区別	73
表 8	グレートバリアリーフの分類	75
表 9	海洋保護地域に対するカテゴリーの適用	76
表 10	内陸水保護に寄与する各カテゴリー保護地域の例	79
表 11	内陸水保護戦略とIUCNカテゴリー	81
表 12	内陸湿地生態系の各類型に適した保護地域カテゴリー	82
表 13	IUCNカテゴリーに分類されている自然の聖地	84
表 14	IUCN保護地域カテゴリーにおける地形・地質多様性	85
表 15	さまざまな地形・地質多様性に適したIUCN保護地域カテゴリー	86
表 16	IUCNカテゴリーにおける回復の目安	87
表 17	世界自然遺産地と保護地域の関係性の推移	91
表 18	保護地域の管理の有効性評価のためのWCPA枠組みの要素	98
表 19	ガイドラインで使用している用語の定義	101

## 図

図 1	自然度とIUCN保護地域カテゴリー	29
図 2	ゾーンとIUCN保護地域カテゴリー	47
図 3	保護地域カテゴリー決定プロセス	50
図 4	生物多様性関連の世界遺産地域と非生物多様性関連の世界遺産地域のIUCN保護地域カテゴリー	93

# 日本語版発行にあたって

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約COP10では、条約全体の中長期目標となる「愛知目標」が採択された。この目標11では「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。」ことが目標として掲げられ、保護地域の重要性が確認されるとともに、さらなる拡充の必要性が合意された。

またCOP10決議X/31では、保護地域作業計画(PoWPA)のために地域別のイニシアチブの形成が招請された。一方、WCPA-Jでは2010年から保護地域のガバナンスに焦点をあて、特にアジア地域を対象として国際会議や専門家会合また保護地域管理運営能力強化研修会などを活発に開催してきた。さらに、2013年には日本で第一回アジア自然公園会議の開催が計画されている。こうした中、本書は保護地域に対する関係者の理解を一層深めるために、保護地域の

国際的な共通理解の基盤ともなっているIUCNの保護地域カテゴリーシステムに関するガイドラインDudley, N. (Editor) (2008). Guidelines for Applying Protected Area Management Categories. Gland, Switzerland: IUCN. x + 86pp.の日本語訳を行ったものである。

本書の日本語への翻訳は、IUCN日本プロジェクトオフィスの古田尚也、山崎厚子両氏によって行われ、翻訳の校正にあたっては吉田正人氏をはじめとしてWCPA-Jメンバーからの貴重な助言があった。また、本日本語訳版は、2011年度経団連自然保護基金の助成によって実現したものであり、これら関係者の協力に深く感謝したい。本書が、行政、研究者、NGO、企業をはじめとする日本の保護地域に関する幅広い関係者によって活用され、わが国の保護地域管理のさらなる向上、さらにはアジア全体の保護地域の発展につながることを願ってやまない。

2012年3月

WCPA-Asia副議長、WCPA-J 委員長

熊谷 嘉隆 (公立大学法人国際教養大学)

# 序文

保護地域が各国の環境保全戦略のみならず世界的な環境保全の取組みの礎石であることは明らかであり、各国政府や生物多様性条約をはじめとする国際的措置がこれを支持している。また保護地域は世界の絶滅危惧種保護の取組みの中核を担う方策であり、生態系サービスと生物資源の重要な供給源となる。こうした点から気候変動緩和対策の一要素としても認識が高まっている。また、特定の状況下では何らかの脅威に直面している人間社会を守る一手段として、あるいは文化的・精神的な価値がある場所とされている。現在、保護地域システムは地球の表面積のおよそ12%に広がっており、このユニークな取組みは環境や社会の衰退が懸念される将来にひとつの希望の光を灯している。

保護地域はさまざまな形態をとり、管理目標や管理に関与する人間も多様である。特に重要で影響を受けやすいために人間の立ち入りが禁止されている保護地域がある一方、人間の行為が生物多様性に富む文化的景観を形成してきたランドスケープやシースケープを含む保護地域もある。管理や所有権の所在も政府から個人、企業、地域社会、信仰団体など多岐にわたり、これまで想定されていたよりもはるかにさまざまなガバナンスの形態があることが明らかになりつつある。

IUCNの保護地域管理カテゴリーは世界的な枠組みであり、さまざまな保護地域管理タイプを分類するカテゴリーとして生物多様性条約でも認識されている。数えきれないほど多様なアプローチを6つ

のカテゴリーにまとめるというのは、近似の特徴をもつもののグループ化にすぎない。しかし、このカテゴリー改訂をめぐる話し合いに環境保護団体をはじめとする多くの人々が高い関心と情熱を寄せしており、これはIUCN保護地域管理カテゴリーが世界の保護地域をどのように管理すべきか、また重視すべきことは何かといった理解を促すための重要な包括的枠組みであることを示している。

この改正は時間をかけて進めてられてきたもので、まず2年間で費やして行った参考調査プロジェクトの結果が2004年の世界自然保護会議（バンコク）で報告された。これに基づき、本ガイドラインの作成を求める決議が採択された。これ以降、IUCNは特別会合や会議、ウェブ上での議論を通じて、さまざまな会員と協議を重ねてきた。終わりの見えない話し合いに思える時もあり、完璧な成果を求めるのは不可能であることは我々全員が認識している。しかし、本書に示した保護地域の定義の解釈とカテゴリーは、大多数のIUCNメンバーの意見を反映したものである。重要なのは、このカテゴリーがガバナンスの様式によって補完されていることで、これはIUCNがガバナンスの課題を重要視していることの表れである。

今後、IUCNは世界の保護地域システムの可能性を最大限に高めるために、このカテゴリーシステムを促進するとともに、ガイドラインを他言語に翻訳し、その効果的な適用を実現していく。

# はじめに

本書で紹介するガイドラインは、保護地域を管理目的別に分類するIUCN保護地域管理カテゴリーの適用指針である。IUCN保護地域管理カテゴリーは、国際連合をはじめとする国際機関や各国政府に保護地域の定義および記録の世界標準として認められており、国内法に取り入れる政府も増えている。例えば、生物多様性条約（CBD）の保護地域作業プログラムは「唯一の保護地域の国際的な分類システムの価値と国・地域間で比較できる情報提供の利点を認め、従ってIUCNの世界保護地域委員会が現在行っているIUCN保護地域管理カテゴリーの改訂作業を歓迎」している。

本ガイドラインでは各カテゴリーの意味および適用についてできる限り明確にし、定義および各カテゴリーを特定し、特定の生物群系や管理アプローチにおける適用について述べた。

当初、IUCN保護地域管理カテゴリーは、一国内もしくは複数国にまたがって存在する保護地域に関する共通理解を創り出すことを目的としていた。当時、CNPPA（国立公園保護地域委員会、現在はWCPA（世界保護地域委員会））の委員長だったP.H.C. (Bing) Lucasがガイドライン冒頭に次のように記している。「このガイドラインはあらゆる保護地域関係者に向けたものであり、各国の保護地域管理者、計画策定者、研究者、政治家および市民団体に共通の言語を提供し、こうした関係者による情報・意見交換を可能にする点で非常に大きな意義を持っている」（IUCN 1994年）。

Phillips（2007年）が示した通り、1994年発表のガイドラインも「保護地域を描写するさまざまな用語の使用に関する混乱を軽減し、保護地域に関するデータの収集・取扱・普及のための共通枠組を通して世界・地域レベルでの調整と各国比較の国際標準として機能し、環境保全に従事するあらゆる

人々間のコミュニケーションや理解を広く改善する」ことを目的とした。

こうした「共通言語の利用」を進める一手段としての保護地域カテゴリーの利用は、1994年のガイドラインの採択以降明らかに増えた。特に政策への統合は、国際レベルのみならず地域や各国レベルでも進められている。したがって現行のガイドラインは1994年版よりも幅広い課題を採り上げ、さらにそれぞれについてより詳細を記している。今後も必要に応じて、個々のカテゴリーや、特定の生物群系、その他独自性が高い地域への適用に関してさらに詳細な指針を補足する予定である。1994年以降、IUCN内部での議論やIUCNメンバーとの協議の結果、保護地域の定義やカテゴリーの一部変更などの追加変更が多数行われた。

## 「保護地域」は総称的な名称であるべきか、限定的な名称であるべきか

保護地域の定義とカテゴリーに関する基本的な疑問のひとつに、「保護地域」という言葉が偶発的に生物多様性と景観の保護に何らかの価値をもたらす土地および水域の非常に幅広い管理方法を含む総称であるべきか、それとも特に保全を目的とする特定の管理制度を表す限定的な呼称であるべきかということがある。これについては国によって理解が異なり、そのために比較が難しい。ある国では保護地域として扱われている地域と同様の地域が、別の国では保護地域とみなされない場合があり、IUCNはこれについて主要な関係者とともいくつかの合意施策を探ってきた。何をもちいて保護地域とするかを決定するのは各国という認識を保ちつつも、IUCNメンバーやその他関係者の方向性は定義の全般的強化に向かっているようである。

ひとつ念頭に置いておくべきなのは、管理が行き届いた森林や持続可能な利用地域、軍事訓練地域、

その他広い景観指定のさまざまな様式など環境保全上の重要地域が全てIUCNの定める「保護地域」ではないことである。このような幅広い持続可能な管理の取組みの過小評価はIUCNの意図するもので

はなく、こうした管理アプローチの環境保全上の重要性は十分認識している、しかしながら、本ガイドラインに定めるとおり、これらはIUCNの保護地域の定義には含まれない。



# 1. 背景

本ガイドライン第1節では、IUCNの「保護地域」の用語定義について述べる。IUCN保護地域カテゴリーの歴史を振り返るとともに、現在進められているガイドライン改訂作業についても紹介する。さらにこれらのカテゴリーの主な役割について説明する。本ガイドラインに使われる主要な用語の定義については用語集としてまとめ、共通理解を深めるよう努めている。

## 保護地域

生物多様性の保全上、保護地域は必要不可欠なものである。保護地域は、現実に環境保全に関するあらゆる国家戦略・国際戦略の柱とされ、自然生態系の機能を保持し、種のシェルターとして機能し、人的介入の度合いが高い陸域・海域の景観では失われしまう生態系過程を維持する役割を担っている。また、保護地域は、我々が人間と自然界の相互作用を理解するうえで参照するためのベンチマークとなる。今日では、絶滅危惧種や固有種の絶滅を阻止する唯一の望みを担っている保護地域も多い。保護地域外での生物多様性保全および持続可能な利用を目的とするものには、マラウイ原則やアジス・アベバ原則(CBD VII/11-12)などのCBD指針に基づく施策があるが、こうした施策を補完するのが保護地域である。例外はあるが、ほとんどの保護地域は自然生態系もしくは自然に近い生態系を保持している、あるいはこうした状態に向けて回復過程にある場所に存在している。多くのものは地球の歴史や変化が刻まれている一方、文化的景観における人間の活動と自然の繊細な相互作用が記録されているものもある。また、大規模な保護地域や原生に近い保護地域は、気候変動の加速にともなって一層重要視されている進化と生態学的な適応・回復においても役割を果たす。

こうした地域は人間にも直接的な恩恵をもたらす。保護地域の内部や周辺に居住する人だけではなく遠く離れた地に住む人々も、国立公園や原生地域でのレクリエーション・気分転換、野生種の遺伝特性の利用、自然生態系による水供給をはじめとする環境サービスなどといった直接的恩恵を享受できる。また、脆弱なコミュニティのためや自然の聖地としての価値を持つ土地の保全上、重要な役割を果たしている保護地域も少なくない。保護地域は政府によって設立されるものが多いが、地方コミュニティや先住民族、環境団体、民間(個人、企業)など

による保護地域の設立も増えている。

自然に対する関心は既に高く、また今後もこの傾向は一層強まると思われる中、保護地域は、他の場所では難しくなってしまった方法で自然を楽しむ機会を我々に提供してくれる。管理が進み、ますます混雑が激しくなるこの地球上で、こうしたスペースを提供してくれるのが保護地域なのだ。

さらに、保護地域は次世代への約束のひとつでもある。自分たちの行動を引き金とする生物種の喪失を防ぐという倫理的義務を担っていると信じている人は多いが、こうした考えは世界の主要信仰の教えにも支持されている(Dudley他 2006年)。象徴的な陸域・海域景観の保護は文化的な幅広い観点から重要であり、また、ノートルダム寺院やタージ・マハルなどの有名な建物、国を代表するサッカーチーム、芸術品など、国を象徴する遺産の保護と同様に重要である。

### 世界的な保護地域システムの発展

現在、地球の地表面積のおよそ1割が何らかの形で保護地域とされている。過去40年間で、全世界の保護地域の面積は、英国同等の広さから南米の面積まで増えた。しかし、大きな課題も残されている。うまく機能していないものや放置されている保護地域も多い。海洋保護地域については、現在熱心に取り組まれているものの、陸域の保護地域や内陸水保護地域と比べ、はるかに対応が遅れている。保護地域は20世紀に特定・指定されたものがほとんどであり、この時期に歴史上最大・最速規模で意識的な土地管理の変化が起きたのはほぼ確実である(しかし、一方で同時代には、より広大な範囲に及ぶ無計画な土地劣化が起きている)。このような価値観の変化はいまだ十分に認識・理解されていない。保護地域は現在も設立され続けており、第5回IUCN世界自然公園会議<sup>1</sup>の主要成果に基づいて、翌年、生物多様性条約(CBD)が保護地域作業プロ

<sup>1</sup> 2003年9月 於) 南アフリカ、ダーバン

グラムに合意し、さらにこの動きは活発になった。この野心的な目標を掲げるプログラムは、全世界の生態系を代表する保護地域システムを構築するために、期限を定めた約100の目標を掲げている。保護地域は目覚ましい速度で発展してきたが、その多くが山岳地域や氷原、ツンドラ地帯などの辺境地や非居住地、住居がまばらに点在する程度の地域に設立されており、特に沿岸・海洋地域や、一部の森林・草地生態系や砂漠・半乾燥地、淡水などにある保護地域はまだ不足している。こうしたことから、このようなプログラムの存在は欠かせない。野生の動植物種で保護地域内に十分な生息数が認められるものは少なく、大半の種が保護地域外に生息している(Rodrigues他 2004年)ことから、これからも新たな保護地域が設立されるだろう。過去10年間における大きな進歩のひとつとして挙げられるのは、生態系ギャップ分析などの技術を活用した保護地域の選定技術の向上である(Dudley・Parrish 2006年)。

こうした動きに並行して、保護地域の管理方法に関する理解も急速に深まっている。開発事業の突然の猛攻撃から自然や水域を守るために急いで多くの保護地域が設立される中で、その管理にあたって必要な技術・能力に関する十分な分析がしばしば欠如していた。しかし、今ではあらゆるレベルの管理者、上位計画策定者やフィールドレンジャーまで幅広い層で急速に知識が普及しつつある。また、保護地域システムの発展を支援する専門的なボランティアネットワークも構築されている。一方で、地方コミュニティや伝統民族、先住民族は保護地域を自分たちにとって重要な土地(自然の聖地や清浄な水、漁獲などの環境の恩恵を得るために管理している土地など)を保護する手段のひとつとして捉え始めている。

### さまざまな保護の形

したがって「保護地域」という語は、時にその語では十分に表現できないほどの非常に幅広い形態の指定陸域・水域を含む。最も有名なものに

は、国立公園(national park)、自然保護区(nature reserve)、原生地域(wilderness area)、野生生物管理地域(wildlife management area)、景観保護地域(landscape protected area)などがあるが、コミュニティ保護地域(community conserved area)などのアプローチも含まれる。さらに重要なのは、「保護地域」にはさまざまな管理アプローチがとられている点である。基本的に立ち入りを禁止する厳しい管理地から、環境保全に重点を置くがビジター訪問を歓迎する公園、人々の伝統的な生活スタイル(それほど伝統的でない場合もある)に環境保全が統合されている制限の少ないアプローチ、制限付きではあるが持続可能な資源採取を許容するアプローチなどさまざまである。一部の保護地域が食糧採取や狩猟、天然資源採取活動を禁じる一方、これらを許容しているもの、さらにはこうした活動が管理の不可欠な要素となっているものもある。陸域、内陸水、海域のいずれにあるかによってもアプローチは大きく異なる。こうした違いについては後述する。

このようなさまざまな形態があることは、環境保全には状況に応じた柔軟な対応が必要であり、ある場所で望ましい、もしくは実現可能なことが、他の場所では非生産的であったり政治的に不可能であったりすることを示している。自然界を長期的な視点でとらえ配慮することが認められることによって、保護地域は設立されるが、保護地域の内部や周辺に住む住民にとっては、金銭的利益と引き換えに自分たちの権利や土地、資源利用機会を失うことを意味する場合がある。保護地域設立にあたっては、適切に人々のニーズに配慮すべきであるという考え方が強まっている。これは至極当然であるが、時に保全ニーズと人間のニーズの「トレードオフ」が起きる場合がある。以前は、政府が保護地域に関する決定を下した後で地域住民に告知されるケースが多かったが、近年では十分な関係者間協議や地域の選定・管理方法に関する共同決定が重視され始めている。このような協議は決して容易ではないが、これにより、通常は環境と住民の双方にとってより有効で長期的な成果がもたらされる。

IUCNは、保護地域設立・管理に有効なアプローチは複数あり、それぞれが実質的に環境保全計画に貢献可能であることを認めている。しかし、これはすべてのアプローチがあらゆる状況で等しく有効であることを意味していない。多くの場合、さまざまな保護地域内の管理および保護地域間の管理アプローチから、最適なものを選び、組み合わせることが有効な保護地域システム開発のカギを握る。厳正な保護が必要な保護地域もあれば、穏やかな保護アプローチや単一の保護地域をゾーニングして各区域に異なる管理戦略を適用するアプローチの方が機能する、もしくはより適している保護地域もある。

### 多様なアプローチのとりまとめ

IUCNはこうしたさまざまなアプローチの有効性を示し説明するために、保護地域の定義(何が保護地域で何が保護地域でないか)と管理目的別の6つの保護地域カテゴリー(うち、1カテゴリーは2つのサブ・カテゴリーに分割)を整備した。当初、このカテゴリーの目的は主に保護地域に関するデータ・情報収集を助けるという控えめなものであったが、時間の経過とともに複雑なツールとなり、現在ではIUCNの保護地域に対する見解を要約するとともに、保護地域外の補完的管理システムとさまざまな保護戦略を組み合わせ、ひとつの環境保護アプローチを形成できる枠組みを提供している。現在、IUCNカテゴリーは計画の策定や規制の整備、土地・水利用に関する協議などさまざまな目的に利用されている。本書では、各カテゴリーを紹介し、環境保全計画の策定、実施、評価における活用の方法を説明する。

注記：保護地域の大きさ、立地、管理アプローチ、管理目的は驚くほど多様であり、これらを6つの小さいカテゴリーに押し込める作業は、単なる近似に過ぎない。IUCNの保護地域定義とカテゴリーは拘束的なものではなく、同カテゴリーをより望ましく活用するための枠組みである。

## IUCN保護地域カテゴリーの歴史

20世紀には、各国で近代的な保護地域が設立され、それぞれが管理アプローチを開発してきた。したがって、こうした保護地域管理アプローチの間には共通の標準や言語はなかった。この結果、保護地域は各国によって異なる用語で説明されるようになった。また、世界的な条約(世界遺産条約など)や地域協定(ヨーロッパのNatura 2000など)のもと、さまざまな国際的保護地域システムが作られた。

用語の整理に向けた最初の取り組みがなされたのは、1933年にロンドンで開かれた世界動植物相保護会議である。ここでは国立公園(national park)、厳正保護地域(strict nature reserve)、動植物相保護区(fauna and flora reserve)、狩猟採取禁止保護区(reserve with prohibition for hunting and collecting)という4つのカテゴリーが定められた。1942年には、西半球自然保護および野生生物保存に関する条約により、国立公園(national park)、国立保護区(national reserve)、天然記念物(nature monument)、厳正原生自然保護区(strict wilderness reserve)の4カテゴリーが設置された(Holdgate 1999年)。

1962年には、新たに作られたIUCN国立公園・保護地域委員会(CNPPA)(現：世界保護地域委員会(WCPA))が、第一回の世界国立公園会議(シアトル)に向け、世界国立公園および同等の保護区リスト(World List of National Parks and Equivalent Reserves)を作成し、C. Frank Brockmanの用語体系に関する論文(1962年)が添付された。1966年には国立公園(national park)、科学的保護区(scientific reserve)および天然記念物(natural monument)という簡単な分類システムを用いて、同論文の第2版が制作された。これは、現在、国連保護地域リスト(UN List of Protected Areas)として知られるようになり、定期刊行されている。1972年の第2回世界自然公園会議では、IUCNに「保護地域が設定されたさまざまな目的を定義し、同地域について適切な標準と用語を開発」することが求められた(Elliott 1974年)。

これが保護地域の 카테고리システム開発に関するCNPPAの決議の背景である。作業部会のレポート(IUCN 1978年)には、分類システムに関する以下の議論が記録されている。

「カテゴリシステムは、国立公園が他のタイプの保護地域によりどのように補完されるかを示し、国のニーズにあった管理カテゴリの開発を支援し、IUCNによる保護地域データの収集・分析を促し、不明瞭な点の多さと一貫性の欠如を解決し、「各国がどんな用語で表すにせよ、(中略)保護地域をその実際の管理目的によって認識・分類できるように」するものであるべきである。」これをうけて、主に管理目的をベースとする10カテゴリが定められた。各カテゴリの重要性は等しく、優劣はない。

**グループA:** CNPPAが特別な責任を担うカテゴリ

- I 科学的保護区 (Scientific reserve)
- II 国立公園 (National park)
- III 天然記念物・国定史跡  
(Natural monument/national landmark)
- IV 自然保護区 (Nature conservation reserve)
- V 保護景観 (Protected landscape)

**グループB:** IUCNにとって重要だが、CNPPAの独占管轄ではないカテゴリ

- VI 資源保護区 (Resource reserve)
- VII 人類学的保護区 (Anthropological reserve)
- VIII 多用途管理地域  
(Multiple-use management area)

**グループC:** 国際プログラムの一部であるカテゴリ

- IX 生物圏保存地域 (Biosphere reserve)
- X 世界遺産地域(自然遺産)  
(World Heritage site(natural))

しかし、このシステムは保護地域の定義が含まれず、10カテゴリの説明に用語の統一がなされていなかったなど、すぐに不十分であることが明らかになった。また、単一の保護地域が複数のカテゴリに当てはまるケースがあったほか、海域が対象

外であった。

### カテゴリの改訂と新カテゴリの提案

CNPPAは、1984年にこのカテゴリを改訂するためのタスクフォースを立ち上げた。1990年、同タスクフォースは1978年のカテゴリI～Vに近い形で新しいシステムを作り、カテゴリVI～Xについては廃止せよという助言をまとめた(Eidsvik 1990年)。CNPPAは1992年の世界自然公園会議(於: ベネズエラ、カラカス)でこれに言及し、天然資源の持続可能な利用を一目的とする旧カテゴリVIIIに近いカテゴリを残すよう提言した。会議はこれを支持し、1994年1月のIUCN総会(於: ブエノスアイレス)でこの新しいシステムが承認され、同年にIUCNおよび世界自然保全モニタリングセンターから、保護地域を「生物多様性の保護および維持に特に重要な陸域もしくは海域であり、天然資源と関連文化資源を有し、法もしくはその他の有効な手段による管理下にある地域」と定義し、以下6つのカテゴリを定めたガイドラインが発行された(IUCN 1994年)。

### 主な管理目的

- I 厳正保護【Ia)厳正保護地域およびIb)原生自然地域】
- II 生態系の保全・保護(国立公園など)
- III 自然の特徴の保護(天然記念物など)
- IV 活発な管理による保護(種と生息地管理地域など)
- V 陸域景観・海域景観保護およびレクリエーション(景観保護地域など)
- VI 天然資源の持続可能な利用(資源保護地域など)

1994年のガイドラインは、1)主たる管理目的に基づいて分類する、2)カテゴリへの分類は管理効果を保証するものではない、3)国際的な分類システムである、4)保護地域につけられる名称は国により異なる場合がある、5)すべてのカテゴリが等しく重要である、6)人間の介入度合いの違いを示唆する、

という原則に基づくものである。

## 1994年以降の発展

このガイドラインの刊行以降、IUCNはこのカテゴリーシステムに関する理解を深め、活用をうながすために、特定の地理的条件や状況の下でのガイドラインの適用に関する出版物(EUROPARC・IUCN 1999年、Bridgewater他 1996年)やカテゴリー V保護地域のためのガイドライン(Phillips 2002年)などの整備に関与してきた。同カテゴリーシステムは、鉱業と保護地域に関するWCPAのポジション・ステートメントの核とされ、2000年のIUCN世界自然保護会議(アンマン)で採択された勧告(第2.82号)に取り入れられた。

2004年2月にクアラルンプールで開かれた第7回生物多様性条約締約国会合においては、同条約がこのシステムを支持する旨が表明された。2003年(ダーバン)の世界自然公園会議および2004年(バンコク)の世界自然保護会議では、同カテゴリーにガバナンスの要素を追加する提案がなされた。

IUCNが支援した1994年版カテゴリーシステムの利用とその成果に関する英国カーディフ大学の調査プロジェクト「Speaking a Common Language」の調査結果案は2003年の世界自然公園会議で議論され、翌年の世界自然保護会議で公表された(Bishop他 2004年)。この報告書の要約は2004年に雑誌PARKSでも発表された(IUCN 2004年)。同調査結果に基づき、WCPAカテゴリー・タスクフォースの設立とレビュープロセスの実施が求められ、新しいガイドラインが策定されることとなった。

## 現行の改訂プロセス

現行のガイドラインは、ガイドライン策定のために選任されたWCPAのタスクフォースがWCPAメンバー、IUCNの他の5つの委員会との協力を調整し、行われた協議・改訂プロセスを経たものである。同タスクフォースは、Speaking a Common Languageプロジェクトの成果に基づき当初の作業

計画を策定したが、IUCNカテゴリーのすべての側面を検討するためにIUCNからより幅広いマンデートを受けた。以下に挙げた情報収集や協議、ヒアリングの作業には18カ月が費やされた。

- **調査**：WCPAネットワーク内外の多数の人々の協力を得て、カテゴリーのさまざまな側面に焦点を当てたワーキングペーパー・シリーズが作成された。議論や課題を提起するものから、新ガイドラインに向けて非常に具体的な提案をするものまで幅広い内容の論文約40編が執筆された。これらはすべて、さまざまな保護地域の管理目的が自然保護に貢献する方法に関する資料として重要である。
- **ミーティング・協議**：タスクフォースは世界の至る所で一連の会合を開催したほか、既存の会合に参加し、保護地域管理アプローチに関する意見、要望、懸念について多くの人々が発言できる機会を設けた。代表的な会合は以下のようなものである。
  - **カテゴリー V**：2006年スペイン、カタロニアにおけるWCPA景観タスクフォースとの合同会合。カタロニア政府の協力のもと、カテゴリー Vの位置付けと景観アプローチの確立を目的として開かれた。2008年にはイングランド、ノースヨークシャーでこれに続くタスクフォース会合が開かれた。
  - **カテゴリー VI**：2007年、ポジションペーパーおよび技術マニュアルの策定に関するブラジルにおける会合。
  - **ヨーロッパ**：2007年、バルセロナにおける欧州WCPA会合。ヨーロッパのWCPAメンバーの見解を取りまとめるための議論がなされた。
  - **南・東アフリカ**：2006年、ナイロビにおける2日間の分科会。UNEP - WCMCとの共催で、アフリカ13カ国の代表が参加した。
  - **東南アジア**：2007年、マレーシア、サバ州コタキナバルで開かれた地域会議におけるガバナンスとカテゴリーに関する2日間の分科会。17カ国の代表が参加した。

- **ラテンアメリカ**：2007年、アルゼンチン、バリローチェにおける南米保護地域会議における議論。特にカテゴリー VI、海洋保護地域と先住民保護区に関する課題について議論を行った。
- **国際金属・鉱業評議会**：ここで行われた発表・議論をもとに、2007年にICMM会員からワーキングペーパーが提出された。
- **その他小規模会合**：IUCN英国委員会、カナダ生態地域評議会(Canadian Council for Ecological Areas)、WWF保全科学プログラム(WWF Conservation Science Programme)、コンサベーション・インターナショナル、UNESCO、産業会との会合などがIUCN本所で開かれた。
- 2007年5月には、スペインで保護地域カテゴリーに関する世界「サミット」が開催された。これはアンダルシア地域政府、スペイン環境省、生物多様性財団(Fundación Biodiversidad)の資金・技術支援を受けて実施され、世界各国から参加した100名超の専門家が4日間にわたってカテゴリーに関する幅広い課題を議論した。決議を行う会議ではなかったが、ここで得られたさまざまな合意が改訂ガイドラインの形成に寄与している。
- **ウェブサイト**：タスクフォースがWCPAのウェブサイト上に立ちあげた保護地域に関するページから関連論文などを入手できる([www.iucn.org/themes/wcpa/theme/categories/about.html](http://www.iucn.org/themes/wcpa/theme/categories/about.html))。
- **電子フォーラム**：前述のサミットに向けた準備期間中に、IUCNとタスクフォースはカテゴリーに関するインターネット上のディスカッションを実施し広く一般の意見を募った。この結果、改訂プロセスの次ステージを考えるに当たって貴重な意見が得られた。

2007年9月の世界保護地域委員会運営委員会開催に向けて準備されたガイドライン草案は、同委員会の見解をもとにさらに改訂された。予算の制約上、

準備されたさまざまな草案はすべて英語版のみであるが、最終版については全文を英語、仏語、西語で発表する。要約版についてはその他言語でも公表予定である。ガイドライン草案はWCPAの全メンバーのほか、関心を持つ人に公開され、多数のコメントがガイドライン文書に反映された。保護地域の定義については、別途協議された。

2008年4月、WCPA運営委員会はケープタウンに再度集まり、草案の詳細を公開セッションおよび特定の課題に関する小グループ協議で協議した。IUCNメンバーへの提案に関する最終的決定は、必要に応じてWCPA委員長が行った。

## IUCN保護地域管理カテゴリーの目的

IUCNは、保護地域管理カテゴリーを保護地域の計画策定、設立、管理の世界標準のひとつとして捉えている。本節では、この主な活用の概要をまとめる。1994年に最初のカテゴリーガイドラインが公表されてから、さまざまな活用の可能性が認められてきた。一方、本来の目的から離れた目的のためにカテゴリーが利用されているケースもあり、これは恐らく他の方法がないためだと思われるが、こうしたものに対するIUCNの見解(賛同できるものと、賛同はしないが反対もしないもの、反対であるもの)は明らかにすべきである。

### IUCNが賛同し、積極的にガイドラインを活用するよう促す目的

#### 保護地域計画および保護地域システム計画の促進

- 保護地域システムの計画策定や、さらに広範囲にわたる生物地域計画、生態地域保全計画を実施するためのツールを提供する。
- 政府機関その他保護地域所有者・管理者が、国や地方の条件に合致する管理目的を持つ保護地域システムを開発する。
- さまざまな管理手法とガバナンス類型に関する

知識を普及する。

### 保護地域に係る情報管理の改善

- 世界・地域規模のデータ収集と自然保護活動の報告に有用な国際標準を提供し、各国間の比較を促すとともに世界・地域規模の評価枠組みを確立する。
- 保護地域に関するデータ収集・取り扱い・普及のための枠組みを提供する。
- 自然保護関係者間のコミュニケーションや理解を向上する。
- 世界各地で保護地域を表す用語が統一されていないために生じている混乱を改善する。

### 保護地域での活動の規制支援

- 国レベルでの保護地域での活動規制もしくは国際的な活動規制のガイドラインとしてカテゴリーを活用する(例：保護地域の管理目的に基づき一部のカテゴリーでは許容される活動があらかじめ制限されている)。

### 広く普及しつつある目的で、IUCNがこれを支持し何らかのアドバイスを有するもの

- 関連法令の基盤の提供：IUCNカテゴリーを保

護地域分類の基盤として国内法に統合し活用する国が増えている。

- 予算策定：一部の国は、カテゴリーを用いて保護地域の年間予算規模を定めている。
- 普及啓発ツールとしての活用：IUCNカテゴリーは自然保護や人間による自然の利用行動の適切な程度について知識を広めるためのひとつのツールとしてNGOに利用されている。
- 土地所有権とガバナンスの解釈・特定：一部の先住民・地域コミュニティにより本カテゴリーシステムは先住民保護区などの管理制度の導入支援ツールとして利用されている。
- さまざまな管理目的とガバナンス類型を有する保護地域システムの計画策定支援ツールを提供する。

### IUCNが賛同しない目的

- 住民がこれまで長い間居住していた土地から退去させる手段としてIUCNカテゴリーを利用する。
- カテゴリーに何らかの変更を加え、環境保護効果を低減させる。
- 保護地域内での環境配慮に欠けた開発をすすめるためにカテゴリーを利用する。

## 2. 定義とカテゴリー

本節では、IUCNの保護地域および保護地域システムならびに6つのカテゴリーの定義について説明する。これら定義の一語一句を明らかにする。また、この定義は各定義に添えられた原則とともに適用されるべきものである。各カテゴリーについて、主な目的およびその他目的、主な特徴、陸域景観・海域景観における役割、特筆すべき点、適切・不適切な行動をまとめている。

## IUCNの新しい保護地域定義

IUCNの定義を一句一句説明する。

IUCNメンバーによる改訂作業の末、保護地域定義は以下のように改訂された。2007年5月、スペインのアルメリアで開かれたカテゴリーに関する会合で新定義の原案が策定され、以降、IUCN-WCPA内部関係者によってさらに改訂作業が続けられた。

保護地域とは「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。(A

clearly defined geographical space, recognised, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long-term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values.)」

本カテゴリーシステムの適用に当たっては、当該地域がこの定義に当てはまるかどうかを判断することが第一歩で、各地域に最も適したカテゴリーを決定するのが次のステップとなる。

この定義は短い一文だが、多くの事項を含んでいる。この一語一句を取り上げ、その意味を詳細に述べたのが表1である。

表1 保護地域の定義の説明

	説明	例・追記
明確に境界が定められた地理的な空間 (Clearly defined geographical space)	陸域、内陸水、海域、沿岸域、もしくはこれらの2つ以上の組み合わせ。「空間」は3次元であり、例えばある保護地域の上空空間での飛行機の低空飛行制限、海洋保護地域における一定の水深域までの保護もしくは海底のみの保護、海面下における鉱業の許可などがある。「明確に境界が定められた」とは、合意に基づく境界によって空間的に定められた地域を示す。境界は、時間の経過とともに移動する物理的事物(川の土手など)や管理行動(禁猟区域など)の形態をとることもありうる。	<b>Wolong自然保護区</b> (中国、カテゴリー Ia、陸域)、 <b>Lake Malawi国立公園</b> (マラウィ、カテゴリー II、主に淡水域)、 <b>Masinloc and Oyon Bay海洋保護区</b> (フィリピン、カテゴリー Ia、主に海域)など保護地域は非常にさまざまな生物群系をカバーしている。
認められ (Recognised)	関係者によって宣言されたものや国によって特定されたものなど、保護のガバナンスのタイプにはさまざまなものを含むが、世界保護地域データベース(WDPA)への登録など何らかの形で認識されていなければいけないことを示している。	<b>Anindilyakwa先住民保護地域(IPA)</b> はグルート・アイランド半島のアボリジナル社会の宣誓に基づき、保護地域となった。これは、政府に認められた自主宣言によるIPAの例の一つである。
特定の目的のために用いられる (Dedicated)	以下のような長期的な自然保護への特定の拘束的取組みを指す。 ● 国際条約・合意 ● 国・州・地方の法律 ● 慣習法 ● NGOの協定 ● 民間の信託・企業方針 ● 認証制度	<b>Cradle Mountain - Lake St. Claire国立公園</b> (オーストラリア、タスマニア、カテゴリー II、国)、 <b>Nabanka禁猟区</b> (フィリピン、コミュニティ保全地域)、 <b>Port Susan Bay保護区</b> (アメリカ、ワシントン、民間)はすべて保護地域だが、法的位置付けは大きく異なる。
管理された (managed)	保護地域指定の根拠となった自然の価値(とその他の価値)の保護を目的として何らかの積極的な措置がとられていること。一切の干渉をせず自然のままにしておくことが最善である場合とられる無干渉の状態を維持するという選択も「管理」の一形態である。	たくさんのオプションがある。インドの <b>Kaziranga国立公園</b> (カテゴリー II)では密猟規制と外来種の排除が主な管理策としてとられている。フィンランドの <b>Archipelago国立公園</b> では伝統的農法を用いて牧草地の生息種を保全している。

	説明	例・追記
法令その他有効な方法 (Legal or other effective means)	保護地域を官報等に掲載する(然るべき民法のもとに認める)もしくは国際条約・合意を通じて認める。または官報への掲載以外の有効な手段を通じて管理する。これには、コミュニティ保護地域の運営の基盤となる認識された伝統的規則や非政府組織によって作られた方針などが挙げられる。	オーストラリアのFlinders Ranges国立公園はサウス・オーストラリア州当局が、英国のAttenborough自然保護区は郡のノッティンガムシャー野生生物トラストとこの土地を所有する砂利取扱企業が、コロンビアのAlto Fragua Indiwasi国立公園はインガノ族がそれぞれ管理する。
成し遂げるために (…to achieve)	ある程度の有効性を示す。これは1994年の定義には含まれていなかったが、保護地域管理者をはじめ多くの関係者の要請を受けて加えられた。これからもカテゴリーは目的別に定めるものとするが、世界保護地域データベースの充実に伴い、管理の有効性は保護地域の特定・認識の際に役立つ重要な基準となる。	生物多様性条約により締約国には管理の有効性評価を実施することが求められている。
長期的な (Long-term)	保護地域は永続的に管理されるべきであり、短期的・一時的な管理方法を用いるべきではない。	短期的給付金による農地休耕、商業林の輪作管理、暫定的禁猟区域などの一時的な施策の対象地はIUCNが認める保護地域ではない。
自然保護 (Conservation)	本定義における「自然保護」とは生態系および自然・準自然生息地の生息域内での維持管理、自然の環境にある種の存続が可能な個体数の維持管理、家畜化された種もしくは栽培作物(添付:用語集の農業生物多様性の定義を参照のこと)の場合にはその独自の特性が育まれた環境における維持管理を指す。	米国Yellowstone国立公園(カテゴリー II)はクマとオオカミの種の存続可能な個体数の維持を主目的のひとつとし、さらに生態系全般の機能の保護も包括的な目的としている。
自然 (Nature)	本定義では「自然」は常に、遺伝子と種、生態系の多様性を意味し、地学的多様性や地形、より幅広い自然の価値を指すことも多い。	ウガンダのBwindi原生森林国立公園(カテゴリー II)は主に自然の山岳森林とそこに生息するマウンテンゴリラの保護を目的として管理されている。スコットランドのIsland of Rum国立自然保護区(カテゴリー IV)は、そのユニークな地学的特徴を保護するために設立された。
関連する生態系サービス (Associated ecosystem services)	ここでは自然保護に関係があり、自然保護の目的達成を妨げない生態系サービスを指す。食糧や水などの供給サービス、洪水、干ばつ、土壌侵食や疾病などの調整サービス、土壌形成や栄養塩の循環などの基盤サービス、レクリエーションや精神的、信仰その他非物質的な恩恵をもたらす文化サービスがある。	保護地域の多くが生態系サービスを提供する。インドネシア、ジャワ島のGunung Gede国立公園(カテゴリー II)はジャカルタへの淡水の供給に寄与している。バングラデシュのSundarbans国立公園(カテゴリー IV)は沿岸部を洪水から保護している。
文化的価値 (Cultural values)	特に以下をはじめとする自然保護の取組みを妨げない文化的価値(あらゆる保護地域の文化的価値はこの基準を満たさなければならない) ● 自然保護の成果に有用なもの(重要性の高い種が依存するようになった伝統的な管理慣習など) ● それ自体が脅威にさらされているもの	保護地域内に存在する聖地は多い。マラウイのNyika国立公園内部には神聖な湖や滝、山がある。日本の社寺への木材供給を目的とする伝統的な森林管理により奈良郊外の保護原生林などは日本で最も古い歴史を誇る森林となった。ケニア沿岸のKaya森林は生物多様性と文化的価値の双方の保護を目的としている。

### 保護地域がもつ3次元の側面

一定の状況においては、人間の活動が保護地域にもたらす影響を3次元の側面から検討する必要がある。その課題は、保護地域上空の空間を低空飛行で飛ぶ飛行機、ヘリコプター、熱気球などから保護する、鉱業その他の採掘産業などによる地表下での活動を制限することなどである。海域や内陸水の保護地域については、漁業、浚渫、ダイビング、海中騒音などが課題である。こうした3次元の側面を保護

地域関連国内法規制に取り込んでいる国も多い。例えばキューバでは保護地域の地下での鉱業が禁止されている。各国政府に対して、IUCNは地上や地下、海中における保護地域への侵入活動を制限する一般的な法規制の検討を促しているほか、このような行動を許可すべきかどうか決定を下す前に評価を実施しその潜在的影響を把握し、許可することが妥当と判断される場合には、特定の制限や条件を適用するよう呼び掛けている。

## 諸原則

前述の定義は以下の一連の原則に従って適用すべきである。ここにその原則の概要を説明する。

- IUCNはその主な目的が自然保護であるもの限り、保護地域とする。これには同じレベルの他の目的を持つ多数の地域も含むが、各目的の利害が衝突する場合、自然保護が優先されるものとする。
- 保護地域指定の目的を脅かす採掘活動や管理行為は、必要な場合には防止または根絶しなければならない。
- カテゴリーの選択は、各保護地域の主たる目的に基づくべきである。
- 本システムは、保護地域の重要性に高低をつけるためのものではない。
- 全カテゴリーが自然保護に貢献するが、目的は各状況に応じて選択すべきである。すべてのカテゴリーがあらゆる状況において等しく有用ではない。
- 各カテゴリーにおいてすべてのガバナンスのタイプがありえ、各ガバナンスタイプはすべてのカテゴリーにおいて存在する可能性がある。
- 管理アプローチが多様性に富んでいるのは望ましいことで、一層促進すべきである。こうした多様性は保護地域のコンセプトの共通の価値を世界のコミュニティがさまざまな方法で表現した結果を反映するものである。
- 評価の結果、定められた長期的な管理目的が、カテゴリーの目的と合致しないと判断された場合には、カテゴリーを変更すべきである。
- しかしながら、カテゴリーは管理の有効性を表すものではない。
- 保護地域は、通常、保護対象の生態系の自然性を維持する、(もしくは理想としては) 高めることを目指している。
- 本定義と保護地域カテゴリーを口実として利用し、その土地の所有者である人間に土地を放棄させてはならない。

## 保護地域システムの定義と生態系アプローチ

本カテゴリーは、国などの保護地域システムや生態系アプローチの一環として適用されるべきである。

IUCNは、保護地域はそれだけで独立した存在としてではなく、保護地域システムや陸域・海域景観全体を対象とする生態系保全アプローチなど、より広い保護景観の一部として捉えるべきであることを重視している。

### 保護地域システム

保護地域システムの第一の目的は、生息域内での生物多様性保全の有効性を高めることである。IUCNは、生息域内での保全を長期間成功させるには、さまざまな生態系の代表で構成される世界的な保護地域のシステムが必要であると提案している(Davey 1998年)。IUCN WCPAは、保護地域システムの特徴を相互に関連する5つの要素としてまとめている(Davey 1998年、追記含む)。

- **網羅性、包括性、バランス**：一国内に存在するあらゆる環境のタイプの質の高いサンプルを含むこと、保護地域が代表する環境のタイプのサンプルをバランスよく含んでいること。
- **適切性**：一国の生物多様性を構成する環境プロセスや種、集団、群落の存続可能性を支えるための完全性、空間的広がり と 貢献要素の組み合わせの十分さ、管理の有効性。
- **連続性と補完性**：各保護地域が一国の自然保護および持続可能な開発目標に貢献すること。
- **一貫性**：比較可能な条件を使った標準的な方法による管理目的と方針の採用、分類を実施し、保護地域システムを構成する各地域の目的を明確にし、管理・利用を通じた目的達成の機会を最大限に高めること。
- **コスト効果、効率、公平性**：コストと便益のバランスが適切であり、公平に分配されていること。効率的であること。保護地域システムの目的達

成に必要な最低限の数と面積を備えること。

2004年、CBDの保護地域作業プログラムは、「総合的かつ効果的に管理された国・地域の生態系を代表する保護地域システム」を確立し、維持するため、同プログラムの全体目標に保護地域システムに関するいくつかの基準を示した。

### 生態系アプローチ

IUCNは、1) 保護地域は一貫性のある保護地域システムに統合すべきであり、2) こうしたシステムは、さらに広範囲を対象とする自然保護や土地・水利用の措置に統合すべきであるとしている。これには保護地域や保護海域、そして持続可能な管理のためのさまざまなアプローチも含まれ、持続可能な利用戦略の重要性を記したCBDマラウイ原則(CBD/COP4 1998年)に則したものである。この広範囲を対象とした保全戦略は、「景観アプローチ(landscape-scale approaches)」、「生物地域アプロ

チ(bioregional approaches)」、「生態系アプローチ(ecosystem approaches)」などといったさまざまな名称で呼ばれる。こうしたアプローチにおいて、保護地域を結ぶ地域の保全を含む場合には、「連結保全(connectivity conservation)」という名称が使われる。したがって各保護地域も、できる限り国や広域の保護地域、さらに広範囲を対象とする保全計画に寄与することが望ましい。

生態系アプローチは、保全および土地・水利用管理に関する統合的計画策定のための幅広い枠組みである。したがって、こうしたアプローチにおいて、保護地域は最も重要なツールのひとつ、おそらくは最重要のツールとなり得る。

CBDは生態系アプローチを、「土地、水、生物資源の包括的管理戦略であり、保全と公平かつ持続可能な利用を促進するものである」としている(CBD 2004年)。

## カテゴリー

カテゴリーごとに、以下の各項目について述べる。

- 主目的
- その他目的
- 主な特徴
- 陸域・海域景観における役割
- 独自性
- 配慮・検討すべき点

### 保護地域の名称

カテゴリーシステム導入の主な目的は、何が各保護地域を構成しているのかを説明する文書の標準化を促進することである。**カテゴリーII保護地域を除き、すべての保護地域は程度の差はあれ、そのカテゴリーの主な管理目的を反映する名称が付けられている。**

「国立公園」という名称は本カテゴリーシステム導入よりかなり以前から使われてきた。現在では、特にカテゴリーIIの大きな保護地域に「国立公園」と呼ばれるものが多いが、カテゴリーIIの目的とは大きく異なる目的を持つ国立公園は世界中で多数存在する。このため、カテゴリーIIではないIUCNカテゴリーに国立公園を分類している国もある(下表2参照のこと)。

表2 さまざまなカテゴリーに分類される「国立公園」

カテゴリー	名称	場所	面積 (ha)	設立年
Ia	Dipperu 国立公園	オーストラリア	11,100	1969
II	Guanacaste 国立公園	コスタリカ	32,512	1991
III	Yozgat Camligi 国立公園	トルコ	264	1988
IV	Pallas Ounastunturi 国立公園	フィンランド	49,600	1938
V	Snowdonia 国立公園	英国ウェールズ	214,200	1954
VI	Expedition 国立公園	オーストラリア	2,930	1994

重要な点は、**政府によって国立公園に指定されている地域、もしくは政府が国立公園と呼ぶことを欲している地域を、すべてカテゴリーIIガイドラインに従って管理しなければならないということではない。**そうではなく、それぞれに最適な管理システムを把握し、適用する必要がある。名称は、政府やその他関係者が決定する事柄である。

次は枠組みである。特定のカテゴリーへの分類が容易な保護地域もあるが、際立った判断点に欠けるものも多く、こうした場合は詳細なオプション分析が必要となる。カテゴリーへの分類は管理目的によるため、厳格な不可侵の基準によるというよりも、管理当局が当該地域に関して何を意図しているかが鍵となる。カテゴリー分類を助けるツールもいくつかあるが、最終決定は関係者の集団的判断による。

また、本カテゴリーシステムは全世界を対象としているため、かなり一般的なものとなっている点は避けたい。したがって、IUCNは各国の状況に応じてカテゴリーの定義に詳細な規定を追加することが有用であれば、以下に概説する一般的なガイドラインの範疇でこれを実施することを奨励している。すでにこれを実施している国は数カ国あり、実施にむけて作業を進めている国もある。IUCNはこうしたプロセスを奨励している。

#### 陸域および海域の自然景観と文化的景観

直接的な人的活動の影響をまったく受けていない陸域や内陸水、沿岸海域はほとんどない。過度の漁業や汚染を通じて人間の活動は世界の海洋にも影響を及ぼしている。国境を越えた大気汚染や気候変動の影響も考慮すれば、地球全体が人間活動の影響を受けてきたことになる。したがって、「自

然な」や「文化的」という表現は近似的なものに過ぎない。あらゆる保護地域は、文化慣習により数千年以上の時間の経過とともに自然環境が変化し、影響をうけてきた「文化的」景観の中に存在するということができる。しかし、このように捉えてしまうと非常に多様な生態系の機能を分類できないため、以下の用語を用いるものとする。

**自然なもしくは改変を受けていない地域**とは、ほぼ自然に機能している生態系に当該地を生来の生息地とする全ての種が完全な状態、もしくはほぼ完全な状態で残っている地域である。

**文化的地域**とは、例えば農業や継続的な集約的牧畜、森林の構成や構造の変化を伴う森林管理などにより、大きく変化してきた地域である。種の構成と生態系の機能は大きく変化していることが多い。しかし、文化的景観は豊かな種を育むことができ、文化的管理に依存する種が生息していることもある。

「自然な」や「改変を受けていない(un-modified)」という表現は、当該地の先住・伝統民族が古くから行ってきた管理を隠ぺいしたり、否定するものではない。実際、このような管理により豊かな生物多様性が維持されているケースが多数あるのが事実である。

## 6つの保護地域カテゴリーに 共通する目的

定義は、各保護地域に共通する目的を示している。一方、各カテゴリーは管理アプローチの違いを明確にするものである。以下に示す目的は、保護地域の全カテゴリーに適用でき、もしくはすべてに適用することが望ましいものである。

### すべての保護地域が目的とすべき事項

- 生物多様性の構成・構造および進化の可能性の保全
- 地域保全戦略への貢献（重要保護区、緩衝地帯、回廊、移動性の種の中継地点などとして）
- 景観や生息地、関連した種や生態系の多様性の維持
- 具体的な保全目標を達成し、長期的に維持するために十分な面積であること、もしくはそのために面積を拡大することが可能であること
- 当該地の永続的な保護の根拠である価値の維持
- 管理計画に基づき、モニタリング・評価プログラムによって順応的管理が可能な管理運営
- 明確で公平なガバナンスシステムの導入と継続

### 状況に応じて、保護地域が目的<sup>2</sup>とすべき事項

- 重要な景観の特徴、地形的特質、地学的特質の保全
- 気候変動影響に対する緩衝など、生態系の調整サービスの提供
- 国レベルや世界レベルで重要な自然、景観地の文化的、精神的、科学的価値の保全
- 管理目的と矛盾しない形での住民や地域コミュニティへの便益の提供
- 他の管理目的と矛盾しない形でのレクリエーション的な便益の提供
- 保護地域の価値と矛盾しない形での低影響科学

### 調査活動および生態モニタリングの促進

- 順応的管理計画の活用による、将来にわたる管理効果とガバナンスの質の改善
- （管理アプローチに関するものを含む）教育機会の提供支援
- 一般市民からの保護活動支援の促進

2000年10月、ヨルダンのアンマンで開かれた世界自然保護会議で、IUCN保護地域カテゴリーI～IV地域における鉱業の禁止という勧告がIUCNメンバーにより採択されたことに留意する必要がある。勧告2.82は「全IUCN加盟国に、IUCN保護地域管理カテゴリーI～IV保護地域での鉱物資源の採掘・採取を法的に全面禁止するよう呼び掛け」ている。また、同勧告にはカテゴリーVおよびVI保護地域に関して、「カテゴリーVおよびVIにおいては、採掘事業案の特徴および程度が当該保護地域の目的に相反しない場合のみ、当該地における採掘および採掘を許容する」という段落もある。あくまでもこれは勧告であり、各国政府に対して強制力をもつものではない。現状、カテゴリーI～IVの保護地域での鉱業を禁止しているのは一部の国である。

## カテゴリー Ia：厳正保護地域

**カテゴリー Ia**は、生物多様性の保護を目的として指定された厳正保護地域である。保護の対象は生物多様性だけでなく、地質学的・地理学的特質が含まれることもある。これらの地域では人間の立ち入り、利用ならびにそれらがもたらす影響は、保全すべき価値の保護に反しないよう厳しく管理もしくは限定される。カテゴリー Ia保護地域は、科学調査やモニタリングにとって重要な参照地域となりうる。

<sup>2</sup> こうした区分を設けた理由は、すべての保護地域がユニークな地学的特性、生態系サービス、住民の生計獲得機会などを包含しているとは限らないため、こうした目的は全保護地域共通の目的にはならないが、状況が整っていれば適切であることによる。次ページ以降に、これらの基本的な目的と各管理カテゴリーの特徴について説明する。一部、科学的調査やレクリエーションなどが目的として記述されているが、これはこれらが特定の1カテゴリーの主な目的であるためである。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義 (p.10) を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 地域、国、世界的に見て優れた生態系や種 (出現もしくは集団)、地学的多様性の特性の保全：これらの属性のほとんどもしくはすべては人間の関与なしに形成されてきたもので、非常に軽度なものを除き、何らかの人的活動の影響を受ければ劣化・崩壊する。

### その他目的

- 生態系および種、地学的特性を、近年人間活動の影響を受けてこなかった状態そのまま可能な限り保存する。
- 可能な限りの利用を排除したベースライン・エリアを含む自然環境の見本を確保し、科学調査、環境モニタリング、環境教育に活用する。
- かく乱を最小限にとどめるために、入念な計画策定および調査や望ましい活動を実施する。
- 自然に関連した文化的価値や精神的価値を保全する。

### 主な特徴

本カテゴリーに該当する保護地域は、通常、以下の特徴を有する。

- 生態学的に顕著な密度で当該地域に生息しているべき在来種がすべて生息している。もしくは自然のプロセス、または一定期間の介入により、こうした密度を取り戻すことができる。
- 当該地域にあるべき生態系がすべて存在している。そのほとんどが手付かずで、完全な生態系の過程を有する。もしくは最小限の管理介入により回復できる生態学的過程を有する。
- 特定された保全目的を妨げるような重大な現代人による直接介入が存在しない。これは通常、立ち入りの制限や居住の禁止を意味する。
- 保全目的達成のために実質的かつ継続的な介入

を必要としない。

- 可能な場合、設定された保全目的の達成を助けるような土地利用に囲まれている。
- 人間活動による影響を比較モニタリングするためのベースライン・サイトとして適切である。
- 人の立ち入りが少ないという想定のもと管理されている。
- かく乱を最小限に抑える管理 (特に海洋環境について) が可能である。

生物多様性保全を主目的とする限りにおいて、こうした地域は宗教上もしくは精神面で重要な地 (自然の聖地など) であることもある。この場合、当該地域の管理目的に則して信仰活動に従事する限られた人数の人が立ち入るエリアを含むことがある。

### 陸域景観・海域景観の中における役割

カテゴリー Ia は非常に重要な保全ツールである。地球に対する人間の影響が大きくなり、人間の活動はますます広い範囲に広がりつつある。Ia 指定による保護がなければ、人的活動が制限された地域が消失するのは時間の問題だろう。Ia 地域は以下のような点で自然保全に寄与する。

- 厳正に保護された環境以外では存続できない地球の豊かさの保護
- このような地域の外で起こる人為的变化 (汚染など) の影響の長期的なモニタリングとベースライン測定のための参照ポイントの提供
- 可能な限り原生状態に近い環境の生態系を調査できる地域の提供
- 追加的な生態系サービスの保護
- 宗教的、文化的にも重要な自然の保護

### 独自性

カテゴリーへの分類は長期的な管理目的に基づいて決定するが、当該保護地域の管理目的が該当するのが単一のカテゴリーのみであることは少ない。以下の囲みに同様の目的を持つカテゴリーの中からカテゴリー Ia を選ぶ主な具体的理由をまとめた。

カテゴリー Iaと他のカテゴリーの相違点	
カテゴリー Ib	カテゴリー Ib保護地域は通常Iaよりも面積が広く、人間の立ち入りに関する制限が緩い。大規模な観光は禁止されていることが多いが、徒歩やボートなど人力で移動する少数の人間による立ち入りは許容される(Ia地域では通常認められない)。
カテゴリー II	カテゴリー II保護地域は通常カテゴリー Iには適さない規模で、ゾーニングを用いて、生態系保全にレクリエーションの利用を組み合わせている。
カテゴリー III	カテゴリー III保護地域は通常、特定の自然の特徴を中心とするものであり、この特徴の維持管理を管理の主目的とする。一方、Iaの目的は当該地域の全ての生態系と生態系プロセスである。
カテゴリー IV	カテゴリー IV保護地域は分断された生態系や生息地を保護するもので、継続的な管理介入が必要なことが多い。一方、カテゴリー Iaは主に介入を必要とせず、カテゴリー IVでは一般的な管理活動や頻繁な立ち入りを排除している。また、カテゴリー IV保護地域は、特定の種や生息地を保護するために設立されることが多く、この点においても特定の生態学的な目的を持ったカテゴリー Iaと異なる。
カテゴリー V	カテゴリー V保護地域は通常、数百年もしくは数千年という年月をかけて人間が改変してきた陸域もしくは海域の文化的景観で、生物多様性をはじめとするそのクオリティを維持するためには継続的な介入を必要とする。また、カテゴリー V保護地域の多くに居住区がある。これらすべての特徴はカテゴリー Iaでは見られない。
カテゴリー VI	カテゴリー VI保護地域は天然資源を持続的に利用しながら、これに並行して生物多様性保全が行われている自然地域を含む。これはカテゴリー Iaでは見られない。しかしながら、大規模なカテゴリー VI保護地域の中にはゾーニングによる管理措置を通じてその一部をカテゴリー Ia地域とするものもある。

### 配慮・検討すべき点

- その痕跡を残した人々の子孫はすでに存在していないことが多いが、過去の人間による活動の痕跡が残されていない陸域・海域の場所はほとんど存在しない。したがって回復プロセスが必要なカテゴリー Ia地域は少なくない。こうした回復は自然のプロセスもしくは期間を限った介入を通じて行われるべきであり、継続的な介入が必要な場合はIVやVなどのカテゴリーが適しているだろう。
- 何らかの法に基づく所有地、もしくは伝統的な

所有権による所有地がほとんどであり、人間の活動が排除された場所を見つけることは困難であることが多い。

- ある種の人的活動の影響は地域的もしくは世界的規模であり、保護地域から排除することができない。これらの最も顕著な例は気候変動や大気汚染、新種の疾病などである。生態系への人的影響が増すにつれ、介入を行わないという方法で原生地域を維持することはますます難しくなる可能性がある。
- 自然の聖地の多くがその精神的・文化的価値のためにIa保護地域と同様のやり方で管理されている。これらはカテゴリー VやVI保護地域内部に存在することがある。

## カテゴリー Ib：原生自然地域

**カテゴリー Ib**保護地域は通常、継続的な居住もしくは大規模な居住が行われず、自然の特徴とその影響が残されている広大な原生地域もしくはわずかに改変された広大な地域で、こうした自然の状態の維持を目的として保全・管理される。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義 (p.10) を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 大規模な人的活動の影響を受けておらず、また近代的なインフラのない、自然の力とプロセスが環境をコントロールする自然地域の生態系の完全性を長期にわたって保護し、現在および将来の世代がこのような地域に触れる機会を維持する。

### その他目的

- 現在および将来の世代のために当該地域の原生自然の質を維持できる範囲での公共アクセスを提供する。

- 先住民コミュニティが、人口密度を高めずに、保全目的と矛盾しない方法で利用可能な資源を利用しながら原生自然を基盤とする伝統的なライフスタイルや慣習を維持できるようにする。
- 静けさ、聖地や祖先への敬意など、先住民および非先住民の双方に関連する文化的・精神的価値、非物質的恩恵を保護する。
- 他の場所では実施できない、影響や侵略性を最小限とした教育・科学調査活動を行う。

## 主な特徴

Ib地域は通常、以下のような特徴を持つ。

- 道路やパイプライン、送電線、携帯電波塔、石油・ガス採掘設備、沖合液化天然ガスターミナル、その他恒久的建物、鉱業、水力発電、石油・ガス採掘、集約的牧畜、商業的漁業、低空飛行の航空機や、これ以外の近代的インフラの整備や開発、産業採掘事業が行われていない。好ましくは、自動車による立ち入りが厳しく制限されているか、禁止されている。
- 原生に近い自然を有する。原生の生態系が高い比率で保たれており、在来の動植物相がほぼ、もしくは全く欠けることなく存在し、捕食者・非捕食者の関係が保持され、大型哺乳類が生息している。
- 生物多様性および生態学的過程、生態系サービスを保全し、生態学的避難地を維持し、気候変動影響を緩和し、生物進化のプロセスを継続するのに十分な面積である。
- 簡素で騒音のない非侵略的な方法による移動（自動車による乗り入れの禁止もしくは上述の生物学的目的を妨げない自動車利用規制）を伴う静穏な空間を提供する。
- 原生的価値を損なうため、結果的に上述の生態学的・文化的基準を満たすことができなくなるような不適切もしくは過度の人的利用、人間の存在がない。しかし、人間の存在の有無はカテゴリー Ibへの分類決定の根拠とすべきではない。最も重要なのは、生態学的な完全性と恒久イン

フラおよび採鉱産業、農業、自動車利用、その他近代的技術や永続的な技術がないことである。

しかし、Ib地域には以下も含まれる場合がある。

- 上述の目的に合致する目的を持つ、何らかの介入を受けているが原生状態に回復可能な地域および原生地を含む保護地域システムの一部としてより広い原生地保護戦略において重要な役割を果たす、もしくは拡大可能な小面積の地域。

原生地域の生物学的完全性が保護され、上に述べた主目的が達成され、当初の目的が継続的に満たされている場合に限り、当該地域の管理重点が文化的価値やレクリエーションなど他の目的に移ることがある。

## 陸域・海域景観の中における役割

原生地域は、さまざまな方法で、機能している大規模な生態系（もしくは、少なくとも生態系の持つ多くの要素が機能できる地域）を保護する役割を果たす。これらの役割はカテゴリー II国立公園のものと似ており、特に以下の点が含まれる。

- 開発や大規模観光などの人的活動の影響が排除され、進化をはじめとする生態系プロセスが存続できる広大な原生地域を保全する。
- 両立可能な生態系サービスを保護する。
- 比較的広い原生生息地を必要とする特定の種や生態学的コミュニティを保護する。
- このような種の「プール」を提供し、持続可能な管理下にある保護地域周辺地域における個体数の増加を促す。
- 限られた人数の訪問者が、原生地域を体験できる空間を提供する。
- 生物群系の変化など、気候変動への対応機会を提供する。

## 独自性

カテゴリー Ibと他のカテゴリーの相違点	
カテゴリー Ia	カテゴリー Ia保護地域は厳しく保護された地域で、通常、人間の立ち入りが制限される。常にはないが、多くの場合、Ibに比べてIaは比較的小さい。カテゴリー Iaには居住地がないことが通例だが、Ib保護地域は先住民・地域コミュニティにより利用されていることが多い。
カテゴリー II	面積の広さや機能している生態系の保護という目的において、カテゴリー IbとII保護地域は共通点が多いが、IIは通常、訪問者による利用を想定しており(もしくは計画しており)、そのためのインフラを含む。Ibの場合には訪問者による利用は制限され、自力で生存できる能力と手段をもつものに限られる。
カテゴリー III	カテゴリー IIIは特定の自然の特徴の保護を目的としており、この点でカテゴリー Ibとは異なる。カテゴリー III保護地域は非常に小規模であることが多く、カテゴリー IIのように時には大人数の訪問者も奨励する。他方、Ib保護地域は大面積で、専門家以外の訪問者は歓迎しない。
カテゴリー IV	カテゴリー IV保護地域は通常、比較的小面積で、機能している生態系全体を包含するものではない。付随する生物多様性を維持するには定期的な管理介入が必要なものも多い。これらの特性はIbには当てはまらない。
カテゴリー V	カテゴリー V保護地域は文化的陸域景観・海域景観で構成され、(通常、長期にわたる)人間の介入によって形作られ、ある程度の規模の人間コミュニティを内包することが多い。カテゴリー Ibはできる限り自然のままであるべきであり、文化的景観は、それを自然に近い状態を回復することを意図している場合にのみ含まれる。
カテゴリー VI	カテゴリー VIはゾーニングと管理制度によって持続可能な利用を促すものである。原生地域は先住民による限定的な伝統的利用を含むことがあるが、これは保全目的の一部というよりもむしろ管理目的に付随するものである。

## 配慮・検討すべき点

- 一部の原生地域では遊牧民による放牧が行われており、集約的放牧と非集約的放牧の区別を明確にする必要があるかもしれない。しかし、これは放牧密度を増やしたいという要望がある場合には問題となる。

## カテゴリー II：国立公園

**カテゴリー II保護地域**は、大規模な生態学的過程を保護するために指定され、当該地域の特徴である種と生態系を備えた広大な自然地域もしくは自然に近い地域である。環境および文化的に許容可能な精神的、科学的、教育、レクリエーション、観光機会も提供する。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義(p.10)を満たしているかどうか確認すべきである。

## 主目的

- 自然の生物多様性およびその基盤となる生態学的構造、環境プロセスを保護し、教育・レクリエーションを促進する<sup>3</sup>。

## その他目的

- 可能な限り自然な状態で当該地域を管理し、地文学的特質、生物群落、遺伝資源、自然の完全なプロセスを代表する見本を存続させる。
- 生態学的に望ましく機能する十分な密度の在来種の生息数・個体群を維持し、長期的に生態系の完全性と回復力を保全する。
- 幅広い生物種、地域の生態学的過程、移動ルートへの保全に貢献する。
- 天然資源の重大な生物学的・生態学的劣化を引き起こさない範囲に、訪問者の精神的、教育的、文化的、レクリエーション的利用を管理する。
- 主たる管理目的に悪影響を及ぼさない範囲において、自給自足のための資源利用を含む先住民・地域コミュニティのニーズを考慮する。
- 観光を通じて地方経済に貢献する。

## 主な特徴

カテゴリー II地域は通常、広大で機能している

<sup>3</sup> 「国立公園」という名称はカテゴリー II保護地域のみ当てはまるものではない。国立公園と呼ばれる場所はすべてのカテゴリーにあり(保護地域に該当しない国立公園すら存在する)ここでこの名称を使うのは、多くの国のカテゴリー II保護地域を記述するために用いられているためである。国立公園という名称は、管理アプローチとは独立したものである。特に、「国立公園」という表現を民間人に自らの所有地を放棄させる方法として用いてはならない。

「生態系」を保護する。これを達成するためには、この目的に寄与する保護地域周辺地域の管理が必要である場合がある。

- 精神面や科学、教育、レクリエーションもしくは観光の点から、特別な重要性を有する在来の動植物種、生息地、地学的多様性を有する地域で、その代表的な生物学的、環境的特性、景観を含む。
- 最小限の管理介入で在来種と集団の長期的な存続が可能となる、生態学的機能・プロセスを維持できる十分な面積と質の高い環境を備えている。
- 生物多様性の構成、構造、機能は、「自然」の状態に非常に近い、もしくはそのような状態に回復できる可能性がある。外来種の侵略リスクは比較的低い。

### 陸域・海域景観の中における役割

カテゴリー II保護地域は、当該地域における進化を存続させ、自然の生態学的過程を維持できるだけの大規模な保全機会を提供する。単一の保護地域だけでは完全に保護することができない種（広範囲に生息する種や移動性の種）のための大規模な生態系回廊や連結保全イニシアチブのデザインや開発に活用されることも多い。したがって、主な役割は以下のようなものとなる。

- 小規模の保護地域や文化的景観では不可能な、大規模な生態学的過程の保護を実現する。
- 両立可能な生態系サービスを保護する。
- 比較的広い面積のかく乱されていない生息地を必要とする種や群落を保護する。
- こうした種の「プール」の提供を通じて、保護地域周辺の持続可能な管理下にある地域における集団の維持に貢献する。
- 周辺の土地利用や水利用を統合することによって、より広範囲を対象とする保全計画に貢献する。
- 保全プログラムの必要性や可能性に関する情報を観光客に提供し、啓発する。
- 主にレクリエーションや観光などを通じて、地方や国の経済、特に地域コミュニティに貢献す

る保護目的と両立可能な経済開発を促す。

カテゴリー II保護地域は、生態学的機能と在来種の構成が比較的損なわれていない場合、より厳しく保護されるべきである。周辺地域ではさまざまな程度の消費的利用や非消費利用が行われる可能性があるが、保護地域の緩衝地帯として機能することが理想である。

### 独自性

#### カテゴリー IIと他のカテゴリーの相違点

カテゴリー Ia	カテゴリー IIは通常、カテゴリー Iaよりも保護の程度が厳しくなく、観光客用のインフラが整備されていたり、立ち入りが許可されている。しかしカテゴリー II保護地域の内部には訪問者数を厳しく制限した重要区域が設定されていることが多く、こうした区域はカテゴリー Iaに近い。
カテゴリー Ib	カテゴリー IIへの訪問は、原生地域への訪問とは大きく異なる。カテゴリー IIには観光客向けのインフラ（遊歩道、道路、宿泊施設など）が整備されているので訪れる人数も多いだろう。また、カテゴリー II保護地域の中には立ち入り人数が厳しく制限される区域があり、こうした区域はカテゴリー Ibに近い。
カテゴリー III	カテゴリー IIIにおける管理は特定の自然の特徴に焦点を当てたものであるが、カテゴリー IIは生態系全体の維持を目的とする。
カテゴリー IV	カテゴリー IIは生態系全体の統合性の維持を目的とするが、カテゴリー IVは生息地や個々の種の保護を目的とする。これらの保護地域のほとんどは生態系全体を保護するほど広くなく、したがってカテゴリー IIとIVの区別はある程度、その面積によると言える。カテゴリー IVは非常に狭いことが多く（例外はあるが、沼や分断された森林の一部など）、カテゴリー IIはそれよりもかなり大きく、そのほとんどは外部に依存せず自立可能である。
カテゴリー V	カテゴリー II保護地域は、基本的に自然のシステム、もしくは自然のシステムへの回復過程にある。一方、カテゴリー Vは文化的景観であり、この状態の継続を目的とする。
カテゴリー VI	カテゴリー IIでは、自給もしくは小規模のリクリエーション目的以外の資源利用は通常、許容されない。

### 配慮・検討すべき点

- 自然性の概念は急速に発展しており、以前は自然とみなされていた地域が文化的景観として見直されることが増えている（狩猟対象の動物の

生息数を確保するために火を放って植生モザイクを維持しているサバンナなど)。こうしたことから、カテゴリー IIとVの境界は時の経過とともに変化している。

- カテゴリー II保護地域内の土地・水の営利目的の利用は、世界の多くの地域で問題となっている。これは一部には、こうした資源が国立公園の中に「閉じ込められている」という政治的な捉え方、レクリエーション利用の増加と観光業者による規則の非遵守、養殖・海洋牧場制度の発展、このような地域の私有化の傾向などが原因となっている。
- カテゴリー II保護地域内に定住する人口、退去や補償（海洋・沿岸保護地域から退去を強いられた漁村を含む）、代替生計手段、管理手法の変更といった新しい課題が出てきている。

## カテゴリー III：天然記念物

**カテゴリー III保護地域**は特定の自然の特徴の保護を目的とし、地形、海山、海底洞くつ、渓谷などの地学的現象、古代林などの生物学的現象を含む。通常、面積は非常に小さく、観光的価値が高い。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義（p.10）を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 特定の特筆すべき自然の特徴およびそれともなう生物多様性と生息地を保護する。

### その他目的

- 保護しなければ大きく変化することが予測される陸域景観・海域景観の生物多様性を保全<sup>4</sup>する。
- 生物多様性の価値に加えて精神的、文化的価値

を有する特定の自然地域を保護する。

- その土地の伝統的な精神的、文化的価値を保全する。

### 主な特徴

カテゴリー III保護地域は通常小面積で、広大な生態系ではなく1つもしくは複数の自然の特徴およびそれに関連する環境の保全を目的とする。管理方法は、カテゴリー IIとほぼ同様である。ここでは「自然な」という表現は、完全に自然である現象（通常、これを指す）と人間の影響を受けた現象（一部の場合のみ）の双方を指す。後者の場合で、史跡や精神的聖地ではなく保護地域として分類する場合には、こうした地域は必ず重要な生物多様性の特性を備えていることが必要で、管理目的上もそれを最優先事項としなければならない。カテゴリー III保護地域には以下が含まれる。

- **自然の地質学的、地形学的特長**：滝、崖、噴火口、洞窟、化石層、砂丘、岩塊、渓谷、海山や珊瑚礁などの海洋の特徴
- **文化的影響を受けた自然の特徴**：洞窟住居や古代の道など
- **自然文化地域**：ひとつもしくは複数の信仰グループにとって重要な自然の聖地（鎮守の森、泉、滝、山、湾など）など
- **文化的地域とそれに付随する環境**：文化的地域の保護が重要な生物多様性の保全につながる地域（自然地域と切り離せない考古学や歴史上の重要地など）

カテゴリー III保護地域による自然保護の特性には以下2つの主なタイプがある。

- 自然現象に関連する生態学的条件に密接に関連する生物多様性：滝の飛沫が飛ぶ一帯、洞窟内部の生態学的条件、崖にのみ生息する植物種など。

<sup>4</sup> 大規模な改変が予想される地域にある文化的な場所の保護は、自然もしくは準自然の生息地にとっての天国を提供することが多い（寺院周辺の樹齢の古い樹木など）。

- 当該地の文化的・精神的価値のために維持され、自然もしくは準自然の生息地を保ってきた生物多様性：一部の自然の聖地や自然と関連する史跡など。これらの場合、保護地域に含まれるかどうか判断する主な基準は、1) 当該地が広範囲の自然保護に貢献する程度、2) 管理計画における生物多様性保全の優先度となる。

カテゴリー IIIは、鎮守の森のような自然の聖地を対象とする自然管理手法として提案されたものである。自然の聖地はすべてのカテゴリーに存在し、幅広い管理方法が適用できるが、特に天然記念物としての管理が適している場合がある。

### 陸域・海域景観の中における役割

カテゴリー IIIは、傑出した現象を保護するためのものなので、広い地域の保全手法としては適当ではない。したがって、このカテゴリーが景観や生態地域戦略において果たす役割は個々の状況に応じたものとなることがある。別の場合（洞窟など）では、広範囲を対象とする自然保護計画の中で特定の重要な生態学的役割を果たすこともある。

- 人口や開発の圧力のために自然保護が反対されている地域においても、重要な聖地や文化的地域などの天然記念物は保全のインセンティブや環境・文化教育の機会をもたらすことができる。このような場合、文化的景観や分断化された景観の中に自然生息地のサンプルを保存することができる。

### 独自性

このカテゴリーは、特定の特徴の保護を目的とするため、数値的な評価ではなく、何を陸域・海域景観における価値と判断するかという人間の思考の影響を全カテゴリーの中で最も強く受けていると思われる。体系だった評価ができる地学的現象を対象として指定されたものについては、この点はそれほど当てはまらない。通常、特定の自然的特徴の保護・維持を主目的として管理される。

重要な天然記念物を包含する地域がすべてカテゴリー IIIとして管理されているわけではない。アリゾナ州のグランド・キャニオンは、世界で最も有名な天然記念物のひとつだが、カテゴリー IIとして管理されている。これは、ここがレクリエーション活動も行われている広大で多様な地域のため、カテゴリー IIモデルの方がより適しているためである。当該特徴の保護が唯一の目的もしくは主要な目的である場合、カテゴリー IIIが最適である。

### カテゴリー IIIと他のカテゴリーの相違点

カテゴリー la	カテゴリー IIIは原生景観に制限されず、文化的景観や分断化された景観の地域にも適用できる。立ち入りやレクリエーションも奨励されることが多い。調査・モニタリングは、特定の自然的特長の理解・維持管理に限られる。
カテゴリー lb	
カテゴリー II	カテゴリー IIIの管理重点は生態系全体の保護ではなく、特定の自然的特長の保護である。その点を除けばカテゴリー IIIはカテゴリー IIと似ており、管理方法もよく似ているが、面積が狭く、管理もカテゴリー IIほど複雑ではない。
カテゴリー IV	カテゴリー IIIの管理重点は重要な種や生息地の保護ではなく、特定の自然の特徴の保護である。
カテゴリー V	カテゴリー IIIは文化的景観に限定されず、管理はカテゴリー Vよりも厳しく特定の特徴の保護を目的とするだろう。
カテゴリー VI	カテゴリー IIIの目的は持続可能な資源利用ではない。

### 配慮・検討すべき点

- 特に文化的・精神的価値の保護のために、ある場所を保護地域システムに組み込むような圧力がある場合は、カテゴリー III地域の保全的特性を明確にするのが難しいことがある。
- すべての天然記念物が永久に存続するわけではない。樹齢千年の神聖な樹木もいつかは枯死する。実際、神聖視されている樹木の多くが、その樹齢によって神聖なものとされている。天然記念物が失われたり、劣化したりした場合のカテゴリー III保護地域の取扱は明確ではない。
- 考古学的遺産が含まれている場合は特に、天然記念物と文化遺産の境界線を引くのが容易ではないことがある。

- 一部の判別が容易な「記念物」は、その存続に大きな生態系の保護を必要とする。例えば滝を維持するには、全流域の保護が必要である。

## カテゴリー IV： 種と生息地管理地域

**カテゴリー IV保護地域**は特定の種や生息地の保護を目的とし、管理もこれを優先する。この目的のために定期的かつ積極的な介入を必要とする保護地域も多いが、これは本カテゴリーの必須要件ではない。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義 (p.10) を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 種と生息地の維持、保全、回復<sup>5</sup>

### その他目的

- 伝統的管理アプローチにより、植生パターンやその他生物学的特徴を保護する。
- 陸域・海域景観規模の保全戦略の一要素として、分断化された生息地を保護する。
- 当該地域の種や生息地に関する公共教育、意識を育む。
- 都市住民が定期的に自然に触れる手段を提供する。

### 主な特徴

カテゴリー IV保護地域は通常、1) 世界、国、地方レベルで重要とされる植物種、2) 定住種や移動性の種を含む世界、国、地方レベルで重要とされる動物種、3) 生息地、の保護や回復を支援する。規模はさまざまだが、比較的小さいものが多い。しか

し、これは主な特徴ではなく、管理方法もニーズにより異なる。特定の生息地や種を維持するには保護で十分かもしれないが、カテゴリー IV保護地域は分断された生態系の一部であることが多く、こうした地域は自立できないために定期的かつ活発な管理介入を通じて生息地を維持し、特定の種の生存要件を満たす。以下に、望ましいアプローチを挙げる。

- **特定の種の保護**：絶滅危惧種などの保護(最後に残された個体群など)。
- **生息地の保護**：生息地の維持管理や回復。こうした生息地は分断された生態系の一部である場合が多い。
- **対象生物種の維持を目的とする積極的な管理**：特定の種が生存し続けられる個体数の維持。人工的な生息地の創出や管理(人工環礁など)、補助的な給餌、その他の積極的な管理システムを含む。
- **自然もしくは準自然の生態系の積極的な管理**：自立するには小さすぎる、もしくは根本的に変化してしまっている自然生息地、または準自然生息地の維持。自然の草食動物が失われている場合の家畜や人為的伐採、自然の水流が変化してしまった場合の人工排水や灌漑など。
- **文化に関連する生態系の積極的な管理**：独自の生態系を備えた地域での文化的管理システムの維持。生態系が管理によって作られた、もしくは少なくとも大幅に修正されているために継続的な介入が必要である。関連する生物多様性の維持が主目的である。

積極的な管理とは、自然遷移を止めたり、補助的な給餌をしたり、人工的に生息地を創出したりして生態系の全体的な機能を変えていることを意味する。つまり、密猟や侵略種などの脅威に対応するだけでなくそれ以上の管理を指すことが多い。なぜ

<sup>5</sup> 1994年ガイドラインから変更された。1994年ガイドラインでは、定期的な管理介入を必要とすると定めていた。これが最終目的ではなく管理プロセスで定義される唯一のカテゴリーであり、また、この定義だと生息地や個々の種の保全を目的とする小さな保護区がカテゴリーシステムに当てはまらないことが多いことから、この変更が行われた。

ならこうした管理は事実上、全カテゴリーの保護地域で起こっており、このカテゴリー独自の特徴ではないからである。カテゴリー IV保護地域は通常、一般に開放される。

### 陸域・海域景観の中における役割

カテゴリー IV保護地域は、生態系を構成する重要な種や生息地の保護を通じて、保全戦略の「ギャップを解消する」役割を果たすことが多い。例えば以下のように利用される。

- 存続のために特定の管理介入が必要な絶滅危惧種の集団を保護する。
- 分断化された生息地を含む、希少な生息地や脅威にさらされた生息地を保護する。
- 中継地（渡り鳥の補食・休憩場所）や繁殖地を保護する。
- より厳正な保護地域周辺の緩衝地帯やこうした保護地域を結ぶ連結保全回廊において、地域コミュニティやその他関係者にとってより受け入れやすい、柔軟な管理計画とオプションを提供する。
- もとものの生息地が消失もしくは改変されてしまったような場所で文化的景観に依存するようになった種を維持する。

### 独自性

カテゴリー IVはすでに大幅な改変が起きており、残存する分断地を介入もしくは非介入で保護すべき地域に用いられる管理アプローチである。

カテゴリー IVと他のカテゴリーの相違点	
カテゴリー Ia	カテゴリー IV保護地域では、人間の利用は厳しく制限されていない。科学調査の対象となることはあるが、通常、二次的な目的である。
カテゴリー Ib	カテゴリー IV保護地域は、IUCNの定義による「原生自然地域」ではなく、カテゴリー Ib原生自然地域の考え方に反する管理介入の対象となるものが多い。管理されない地域でも、カテゴリー Ibの目的を達成するには小さすぎるが多い。

カテゴリー II	カテゴリー IV保護地域は特定の種や生息地の保護を目的とするため、結果的に他の生態系構成要素はあまり重視されない。一方、カテゴリー II保護地域は完全に機能する生態系の保全を目的としている。カテゴリー IIとIVはある状況では非常に似ているが、その違いは目的、すなわち、生態系全体を可能な限り保護するか(カテゴリー II)、いくつかの重要な種や生息地を保護するか(カテゴリー IV)である。
カテゴリー III	カテゴリー IVの目的はより生物学的な性質をもつが、カテゴリー IIIの目的は特定の場所の保護であり、形態や文化を重視している。
カテゴリー V	カテゴリー IV保護地域は特定の種と生息地の保全を目的としている一方、カテゴリー Vは自然保護の価値を備えた陸域景観・海域景観全体の保護を目的としている。カテゴリー V保護地域は、通常、社会的文化的特徴を有しているが、IV保護地域にはこれが欠けていることがある。IVには伝統的な管理手法が用いられることがあるが、これは管理計画の一部として関連する生物種を維持するためにのみ利用されるだけで、営利目的の幅広い活動を含む管理計画の一部としてではない。
カテゴリー VI	カテゴリー IV保護地域への管理介入は、主に種や生息地の保護を目的としているが、カテゴリー VI保護地域は自然保護と資源の持続可能な利用を結び付けることを目的としている。カテゴリー V同様、カテゴリー VI保護地域は通常、カテゴリー IVよりも広い。

### 配慮・検討すべき点

- カテゴリー IV保護地域は、人口密度の高い陸域景観・海域景観の中にあり、不法利用や観光客による負荷の両面で人間からの圧力が大きい。
- 定期的な管理介入に依存するカテゴリー IV保護地域に対しては、管理当局が適宜リソースを提供する必要があり、地域コミュニティや他の関係者が自発的に管理を引き受けられない限り、比較的高コストになり得る。
- 通常、生態系の一部を保護するため、カテゴリー IV保護地域の長期的な管理を成功させるには、入念なモニタリングと生態系アプローチを通常以上に重視し、当該景観内の他の場所の管理と整合性を保つことが必要である。

## カテゴリー V：景観保護地域

人間と自然の長年にわたる相互作用により、生態学的、生物学的、文化的、景観的価値を備えた地域となった保護地域であり、この相互作用の完全性の保護が、当該地域および関連の自然保護、その他の価値の保護・維持に不可欠であるような保護地域。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義 (p.10) を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 伝統的な管理慣習を通じて人間との相互作用により創出された、重要な陸域景観・海域景観や、それに関連する自然、その他の価値を保護・維持する。

### その他目的

- 自然と文化のバランスのとれた相互作用を、陸域景観・海域景観の保護や伝統的管理手法、社会、文化的・精神的価値の保護を通じて維持する。
- 文化的景観に関連した生物種の維持や高度に利用された景観における自然保護の機会の提供を通じて、幅広い自然保護に貢献する。
- レクリエーションや観光を通じて、余暇や福利、社会経済活動の機会を提供する。
- 自然製品や環境サービスを提供する。
- 地域コミュニティによる、陸域景観・海域景観およびそこに包含される自然遺産や文化遺産の管理への活発な関与を支える枠組みを提供する。
- 農業生物多様性<sup>6</sup>や水域生物多様性の保護を促進する。
- 持続可能なモデルとして機能し、得られた教訓は幅広く適用される。

### 主な特徴

カテゴリー V保護地域は生物と非生物、人間の相互作用の結果であり、以下の本質的な特徴を持つ。

- 重要な生息地、動植物相、文化的特徴をともなう陸域、沿岸、島嶼の優れた、または際立った景観
- 長期間維持され、現在も完全性が高い、もしくは完全性が回復できると思われる人間と自然のバランスのとれた相互作用
- 持続可能な農業システムや林業のシステム、景観と調和しながら形成された居住地などに見られる独自の伝統的な土地利用パターン

さらに以下のような特徴を持つことが望ましい。

- 生活スタイルや経済活動に合ったレクリエーションや観光の機会を提供する。
- 地元の慣習や生活、信仰に見られる、独自のもしくは伝統的な社会的組織がある。
- あらゆるタイプの芸術家や（現在および過去の）文化的伝統において認識されている。
- 生態学的な、または景観の回復の可能性を有する。

### 陸域・海域景観の中における役割

通常、カテゴリー V保護地域は、特にモザイク状の管理パターンの一部、あるいは保護地域指定その他環境保全メカニズムとして、陸域・海域景観規模の保全において重要な役割を果たす。

- 一部のカテゴリー V保護地域は、土地や水の利用がその完全性を脅かさないようにするために、保護レベルがより高い保護地域周辺における緩衝地域の役割を果たす。
- カテゴリー V保護地域は、複数の保護地域を結ぶ生息地としても機能することがある。

カテゴリー Vは、以下のような点で生物多様性保全へ貢献する。

<sup>6</sup> 添付の定義参照のこと。

- 文化的な管理制度に依存して進化し、こうした管理制度があるために維持されている種や生息地を保護する。
- さまざまな土地所有形態やガバナンスモデル、土地利用をとまなう人口密度の高い景観の広範囲にわたって（上位捕食者などのために）保全目的を達成するための枠組を提供する。
- さらに、伝統的な管理制度は農業生物多様性や水生生物の多様性の重要な構成要素と結びついていることが多く、これらはこうした管理制度を維持することによってのみ保全できる。

### 独自性

カテゴリー V と他のカテゴリーの相違点	
カテゴリー la	人間の介入が期待される。カテゴリー V では調査は優先事項ではないが、人間と自然の相互作用に関する調査機会を提供する。
カテゴリー lb	カテゴリー V 保護地域は IUCN の定める「原生自然地域」ではない。多くがカテゴリー lb の考え方に反する管理介入の対象となる。
カテゴリー II	カテゴリー II では、「可能な限り自然の状態」を保つために人間の行動を最小限に留める。カテゴリー V には人間の持続的介入がオプションとして含まれる。
カテゴリー III	カテゴリー III は特定の特徴や個々の価値に焦点を絞り、その特異性、独自性、希少性を重視する。これらは、幅広い景観と複数の価値を包含するカテゴリー V 保護地域では要求されない。
カテゴリー IV	カテゴリー V は生物多様性の価値をもつ陸域・海域景観全体の保護を目的とするが、カテゴリー IV は特定の対象種・生息地の保全を目的とすることが多い。カテゴリー V 保護地域の多くがカテゴリー IV よりも広い。
カテゴリー VI	カテゴリー VI は持続可能な生活の支援と自然の保全を結びつける必要性を重視するが、カテゴリー V は改変された環境下において人間と自然の長期にわたる相互作用が生みだした価値を重視する。カテゴリー VI では、環境製品やサービス（狩猟、牧畜、天然資源管理など）の持続可能な利用に重点が置かれるが、カテゴリー V ではより集約的な利用（農業、林業、観光など）に重点が置かれる。カテゴリー VI は通常、カテゴリー V よりも「自然」に近い。

### 配慮・検討すべき点

- 比較的柔軟なモデルであるカテゴリー V は、より厳しい保護が現実的でない場所に保全の選択肢を提供する場合がある。

- カテゴリー V 保護地域は、現代的な開発と変化を許容しつつ、現在の慣習を維持したり、もしくは歴史的な管理システムを回復したり、また、最も一般的には重要な景観価値の維持を目指すことができる。管理計画においてこうしたニーズに関する決定を下すべきである。
- 人間と自然の長期的な相互作用を重視していることから、どの時点を基準として管理すべきか、また、伝統的な管理システムに基づく価値を保護するために設立された地域でその伝統が変化・喪失した場合どうなるのか、といった概念的な疑問が生じる。
- 社会的、経済的、環境的な配慮はカテゴリー V の考え方にとってすべて不可欠なので、これらに関する成果を測る指標の定義が保護地域の目的達成の成功を把握する上で重要である。
- 人間はカテゴリー V 保護地域の陸域景観・海域景観の保護者である。どの程度の意思決定を地元住民に委ねるのか、地元と国のニーズが衝突した場合、幅広い公共の利益がどの程度優先されるべきかという点については明確な指針が必要である。
- カテゴリー V は、より広い景観における持続可能な管理とどのように異なるのか？ 例外的な価値を有する地域としてか？ 管理のベストプラクティス事例としてか？ 恐らくこのカテゴリーは、保護地域管理アプローチの中で最も急速な発展を遂げている。
- 「海域景観保護地域」アプローチが最適な管理オプションだと思われる沿岸・海洋地域におけるカテゴリー V の適用事例はまだ少数で、より多くの事例が必要である（Holdaway 発表年月不明など参照のこと）。

## カテゴリー VI：自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域（資源保護地域）

カテゴリー VI 保護地域は、関連する文化的価値と天然資源の伝統的管理制度とともに、生態系と

生息地を保護する。通常、広範囲に渡り、そのほとんどが自然の状態にあり、一部のエリアで天然資源の持続可能な管理や、自然保護を損なわない低レベルの天然資源の非産業的利用が行われることが、当該地域の主な目的の一つである。

保護地域のカテゴリー分類作業の前には、まず当該地域が保護地域の定義 (p.10) を満たしているかどうか確認すべきである。

### 主目的

- 保全と持続可能な利用の双方にとって有益であるとき、自然の生態系を保護し、かつ天然資源を持続的に利用する。

### その他目的

- 環境、経済、社会の各側面を考慮し、天然資源の持続可能な利用を促進する。
- 必要に応じて、地域コミュニティに対する社会的、経済的な恩恵を促進する。
- 世代間に渡る地域コミュニティの暮らしの保障を進め、そうした暮らしが持続可能なものになるようにする。
- 幅広い社会的、経済的な自然保護アプローチの中に、他の文化的アプローチや信仰制度、世界観を統合する。
- より望ましい人間と自然の関係の発展・維持に貢献する。
- 国、地域、地方レベルにおける持続可能な開発に貢献する (地方の場合、主に保護の対象となっている天然資源に依存する地域コミュニティや先住民に主として貢献する)。
- 主に天然資源の保全と持続可能な利用に関する科学的な調査・環境モニタリングを促進する。
- 保護地域内もしくは近隣に居住するの地域コミュニティをはじめとする人々にさまざまな恩恵をもたらすために協働する。
- レクリエーションや小規模観光を促進する。

### 主な特徴

- カテゴリー VI 保護地域は IUCN カテゴリー システムの中でも独特であるが、天然資源の持続可能な利用を手段として、他のカテゴリーで一般的な活動 (保護活動など) との相乗効果で自然保護を達成する。
- カテゴリー VI 保護地域は、生態系と生息地、関連の文化的価値と天然資源管理システムの保護を目的とする。したがって、このカテゴリーの保護地域は比較的大きい傾向がある (例外がないわけではない)。
- このカテゴリーは大規模な産業向け採取を許容するために作られたものではない。
- 通常、IUCN は保護地域内の一定面積を自然の状態を保つことを推奨している<sup>7</sup>。資源採取禁止区域を定めてこれを遵守している事例もある。自然の状態にあるべき面積の比率を3分の2としている国もあるが、IUCN は国レベルもしくは各保護地域レベルでこれを決定することを推奨している。

### 陸域・海域景観の中における役割

- カテゴリー VI 保護地域は特に景観アプローチの適用のために採用された。
- これは熱帯雨林や、砂漠その他乾燥地、複合湿地システム、沿岸、公海、寒帯林など広範囲にわたる自然地域に適切なカテゴリーである。広大な保護地域を設立するだけでなく、保護地域、回廊、生態系ネットワークを連結することによっても設立できる。
- カテゴリー VI 保護地域は、自然の状態にある生態系に大きな影響を及ぼさないような伝統的慣習に基づく利用・占有が、全域もしくはほぼ全域で見られる地域の保全のために特に適している。

### 独自性

カテゴリー VI への分類は、長期管理目的と当該地域の特徴による。以下の表にカテゴリー VI に分類すべき具体的な状況をまとめた。

<sup>7</sup> 非木材林産品の収穫などの活動を必ずしも除外するものではない。

カテゴリー VI と他のカテゴリーの相違点	
カテゴリー la	カテゴリー VI 保護地域は生物多様性、特に生態系を景観規模で保全するが、その目的は人間の介入から厳しくこれらを保護することではない。科学的調査は重要な場合もあるが、天然資源の持続可能な利用を改善する、もしくは生態学的持続可能性に対するリスクを最小化する方法に関する研究が優先される。
カテゴリー lb	カテゴリー VI 保護地域の中には「原生自然地域」に近いと思われるものがあるが、持続可能な利用が最小限で保全目的に付随するものに限られているカテゴリー lb 原生自然地域の場合とは異なり、VI では持続可能な利用が奨励される。環境サービスの維持にも寄与するが、これは自然保護のみによるものではなく、天然資源の持続可能な利用が生態系や大規模な生息地、生態学的過程の保護にも貢献するからである。
カテゴリー II	カテゴリー VI 保護地域は、生態系を可能な限り完全かつ機能的に保全するとともに、種や遺伝子の多様性、関連環境サービスを守るが、天然資源の持続可能な利用を促進する点でカテゴリー II とは異なる。カテゴリー VI 保護地域では観光開発も許容されるが、あくまでも二次的な活動として、あるいは地域コミュニティの社会経済戦略の一環（エコツーリズム開発関連など）である場合にのみ限定される。
カテゴリー III	カテゴリー VI 保護地域でも種や遺伝子の多様性など特定の自然・文化的特長の保護を目的に含む場合があるが、天然資源の持続可能な利用は常に目的の一部である。VI 地域で重視されるのは、自然保護と天然資源の持続可能な利用を実現する管理アプローチの適用を通じた、生態系と生態学的過程の保護、環境サービスの維持である。
カテゴリー IV	カテゴリー VI 保護地域は、自然保護と持続可能な天然資源の利用を通じた生態系と生態学的過程の保護、環境サービスの維持を重視する。カテゴリー IV 保護地域では積極的な管理に重点を置く傾向がみられるが、カテゴリー VI 保護地域では持続可能な天然資源の利用を促進する。
カテゴリー V	カテゴリー V は、長期にわたる人間との相互作用の結果改変された景観地域に適用される。カテゴリー VI 地域は、その大部分を自然の生態系が占める。したがって、カテゴリー VI は自然保護と天然資源の持続可能な利用の促進を通じた自然の生態系と生態学的過程の保護に重点を置く。

### 配慮・検討すべき点

- 自然の生態系の保護と持続可能な利用の促進を統合し、相互に有用に働くものとしなければならない。カテゴリー VI は、幅広く適用可能な良い管理の実践例となる可能性がある。

- 管理当局は、新しい技術やツールを開発し、持続可能な利用を行う地域の計画策定、モニタリング、管理から生じる新しい課題への対応に努めなければならない。
- カテゴリー VI 保護地域と、しばしばそこに含まれる多様な関係者に最も適したガバナンスを開発する必要がある。景観規模の保全には必然的に多様な関係者グループが関与するので、これに適した制度のあり方や革新的なガバナンスへのアプローチが必要となる。

### 各カテゴリーの関係

- 各カテゴリーは、質や重要性、自然度の単純な優劣を示すものではない。
- 各カテゴリーは、必ずしも各状況において平等である必要はなく、保全機会を最大化し、保全に対する脅威に対応できるように、選択されるべきである。

各カテゴリーは質や重要性その他（介入の程度や自然度など）の単純な優劣を示すものではない。しかし、全てのカテゴリーが、あらゆる状況下で同じように有用であるというわけでもない。保護地域の定義に関連する原則のひとつは、「全カテゴリーが保全にとって有用だが、個別の状況に照らして選ぶべきであり、全てのカテゴリーがあらゆる状況で等しく有用なわけではない」である。

これは、すべてのカテゴリーを検討することがバランスのとれた保護地域システムにとって望ましいが、あらゆる地域・国においてすべての選択肢が必要である、もしくは現実的であるとは限らないことを示唆している。多くの場合において、ある一定の保護地域は保護レベルの高いカテゴリー（I～IV）とされるべきである。カテゴリー分類作業は、多くの場合複雑な過程だが、生物多様性保全の必要性と緊急性、生態系サービスの提供機会、人間社会のニーズ、要望、信仰、土地所有パターン、ガバナ

ンスと人口レベルを踏まえた上で進めるべきである。通常、保護地域に関する意思決定においては、競合する土地利用や協議プロセスの結果を受けて、ある程度の妥協が必要となる。関連する意思決定プロセスにおいて、保全目的が十分に検討され、重視されることが重要である。

管理アプローチとカテゴリーは必ずしも永久に不変のものではなく、状況が変わった場合や現行の方

法が失敗と判断された場合には変更することができるものである。しかし、カテゴリー変更にあたっては、少なくとも当該保護地域の設立と最初のカテゴリー決定の際と同程度の手続きが必要となる。

多くの人が、I～VIカテゴリーは自然度の程度を示すものと捉えているが、実際は各カテゴリーの平均的な自然度を比較した下図1に示すように単純ではない。

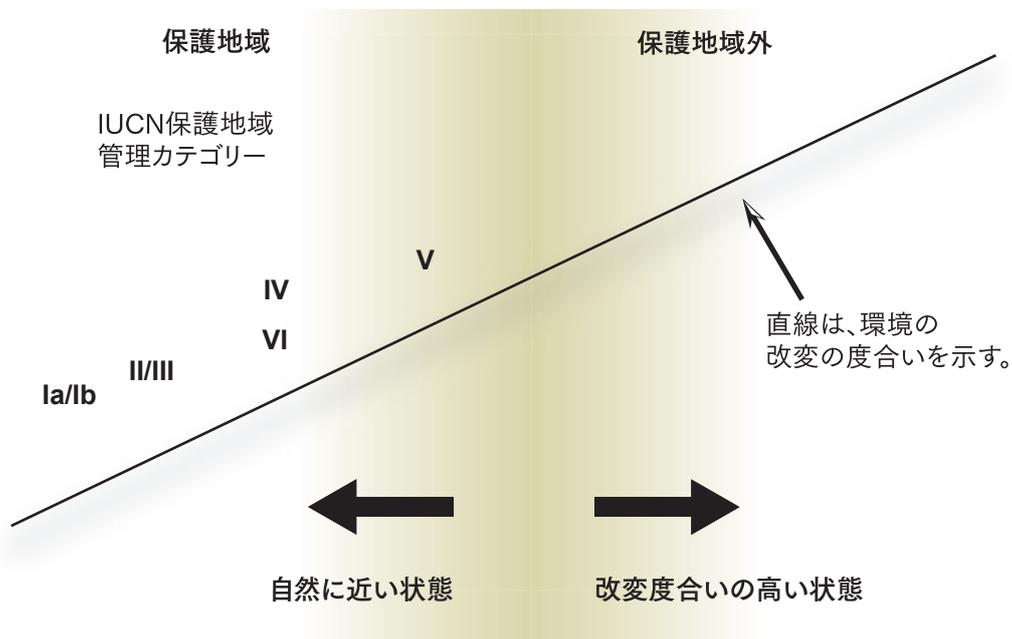


図1 自然度とIUCN保護地域カテゴリー



### 3. ガバナンス

保護地域カテゴリーは、所有者、管理者、管理責任者が誰であるかとは独立した要素である。しかし、ガバナンスは大変重要である。IUCNはさまざまなガバナンスの類型を特定し、保護地域の理解や計画策定、記録の手助けをしている。本節では、IUCNのガバナンス類型の概要を示し、各カテゴリーとの関係を説明し、先住民や地域コミュニティ、民間団体によるガバナンスが保護地域システムにいかに貢献できるかについて検討する。

## 保護地域のガバナンス

IUCNは4つの幅広い保護地域のガバナンス類型を認識しており、そのいずれもが全管理目的と関連付けられる。

- A. 政府によるガバナンス
- B. 分担ガバナンス
- C. 民間によるガバナンス
- D. 先住民社会・地域コミュニティによるガバナンス

IUCNの保護地域の定義と管理カテゴリーは、所有権や管理当局に対しては「中立」である。言い換えれば、ある管理カテゴリーに分類された土地や水、天然資源の所有・直接的管理は、政府機関、NGO、地域コミュニティ、先住民、民間のそれぞれが、単独もしくは共同で行うことができるということである。IUCNとCBDはともに、さまざまなガバナンスタイプの正統性を認めている。保護地域に関する意思決定や管理、責任の所在について、IUCNは4つの幅広い保護地域ガバナンスのタイプに分類している。

### タイプA：

#### (連邦・国・準国・地方) 政府によるガバナンス

政府機関(省庁や政府直轄の公園管理局など)が保護地域管理の権限や責任、説明責任を有し、(IUCNカテゴリーの特徴のような)保全目的を決定し、管理計画を策定・実施する。保護地域の土地や水、関連する資源を所有する場合も多い。準国政府機関や地方自治体も上述の責任を有し、保護地域の土地や資源を所有できる。政府が保護地域をコントロールする権利を保持しつつ、つまり当該地域の管理目的は政府が決めるが、計画策定や日常の管理作業については、準国組織やNGO、民間事業者や地域コミュニティに委託する場合もある。保護地域の指定や管理決定に関する関係者への事前通告もしくは事前協議の法的義務の有無は、各国の法的枠組とガバナンスによって異なるが、参加型アプローチはますます一般的になってきており、通常、望ましいとされる。説明責任に関する措置も国により異なる。

### タイプB：分担ガバナンス(Shared governance)

複雑な制度メカニズムとプロセスを通じて、公式もしくは非公式に関連する政府・非政府関係者間で管理権と責任を分担する。共同管理(co-management)と呼ばれることもあり、形態もさまざまである。「協働(collaborative)」管理では、意思決定権と責任はひとつの機関に置かれるが、法律や政策に基づき他の関係者への通告・協議が義務付けられる。協働管理への参加を強化するためには、マルチステークホルダーの組織に保護地域の規則・管理に関する技術提案書の作成責任を振り分けることが有用である。この技術提案書は、最終的に意思決定機関に提出され、承認を得るためのものである。「合同(joint)」管理では、さまざまな関係者が意思決定権と責任を有する管理組織に加わる。意思決定には、合意が必要とされる場合とそうではない場合がある。いずれにせよ、一度管理に関する決定がなされたら、その実施は事前合意に基づき、他の組織や個人に委託することとなる。分担ガバナンスの特徴的な形態のひとつは、国境を越えた保護地域に関するもので、これには少なくとも2国以上の政府が関与するほか、その他の地元関係者が関与するケースが多い。

### タイプC：民間によるガバナンス

民間によるガバナンスは、個人や共同組合、NGO、企業が支配・所有し、非営利もしくは営利目的で管理するものである。NGOが環境保護を唯一の目的として入手するものが典型的な例である。土地への尊敬の念や審美的価値、環境価値を維持するために保全に努めている個人の土地所有者も多い。エコツーリズムや狩猟による収益、減税などのインセンティブ制度がこのガバナンスタイプの選択を促すことも多い。すべてのケースにおいて、保護地域と資源の管理権は土地所有者にあり、土地所有者が法に基づいて保全目的を決定し、管理計画を策定・実施し、意思決定する責任を持つ。政府による公的な認識がない場合、こうした保護地域の社会に対する説明責任は限られたものになるだろう。長期的な存続確保などに関する説明責任は、特定のインセンティブと引き換えに(地役権や土地信託などの場合

と同様) 政府と交渉することができる。

**タイプD:**

**先住民社会・地域コミュニティによるガバナンス**

この類型には、主な2つの副次的類型が含まれる。(1) 先住民が設立し、運営している先住民の土地・領土、(2) 地域コミュニティが設立し、運営しているコミュニティ保全地域である。この2つは明確に区別できない場合があるが、定住型および移動型両方の民族や地域コミュニティに適用できる。IUCNはこのガバナンス類型を「さまざまな形態の慣習や法、公式・非公式の制度や規則を通じて先住民や地域コミュニティが管理権と責任を有する保護地域」としている。複雑な形態をとる可能性があり、例えば、陸域や海域の資源は共同的に所有・管理され、その他資源は個別もしくは部族単位で管理されることがある。同じ場所でも時期によって、管理者で

ある先住民や地域コミュニティが異なることや、同一地域内にあっても資源毎に管理者が異なることもある。通常、規則には文化的価値と精神的価値が絡みあっている。天然資源を管理する慣習的規則や組織が法で認められていなかったり、何らかの制裁を下す権限をもたない場合も多い。一方で、先住民社会や地域コミュニティが国の定める保護地域の法的な管理権限を有するとして完全に認められていたり、土地や水、資源の法的な所有権を有しているケースもある。どのような形であれ、先住民社会・地域コミュニティの影響下にある地域が、保護地域の目的達成の責任を有する明確な制度と規則を持っていることが必要である。

上述した4つのガバナンスの類型と各管理カテゴリーを同時に検討したものが下表である (Borrini-Feyerabend他 2004年より引用)。

表3 「IUCN保護地域マトリックス」：管理カテゴリーとガバナンス類型による保護地域の分類システム

ガバナンス類型 保護地域 カテゴリー	A. 政府によるガバナンス			B. 分担ガバナンス			C. 民間によるガバナンス			D. 先住民社会・地域コミュニティによるガバナンス	
	連邦／国の省庁・機関	準国省庁・機関	政府によって委託された管理機関(NGOなど)	越境管理	協働管理(複数関係者が影響力をもつさまざまな形態)	合同管理(複数関係者で構成される管理母体)	個人の土地所有者による指定・維持	非営利団体(NGO、大学など)による指定・維持	営利団体(企業、組合など)による指定・維持	先住民の保護地域および領土による指定・維持	地域コミュニティによる指定・維持
Ia 厳正保護地域											
Ib 原生自然地域											
II 国立公園											
III 天然記念物											
IV 種と生息地管理地域											
V 景観保護地域											
VI 自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域											

ガバナンス類型は、保護地域に関する管理組織と責任の種類を表すが、必ずしも所有権とは関係しない。国の保護地域や民間の保護地域など一部のガバナンス類型においては、ガバナンスと所有者が同一であることが多いが、他の類型は各国の法令による。例えば先住民の保護地域とコミュニティ保全地域は国が所有する土地内部にあることも多い。特にカテゴリー VやVIなどの広大で複雑な保護地域では、ひとつの保護地域内に複数のガバナンス類型があり、それを統括する組織がある場合も少なくない。海洋保護区の多くは国が所有し、政府が直接管理するか、地域コミュニティやNGO等に管理を委託している。しかし、先住民の慣習法が幅広く社会に認められ、尊重されている海域も多い。単一の国が管轄権を持たない公海と南極の保護地域では、分担ガバナンスが唯一の選択肢である。

### ガバナンス類型の記録

IUCNは、保護地域のガバナンス類型を、管理目的(カテゴリー)とともに各国の環境統計や報告制度、保護地域データベースに記録することを提案している。ガバナンス類型の決定はカテゴリーの特定と同等、もしくはそれ以上に繊細で複雑な作業となることがあり、一方が他方に影響を及ぼすケースもある。また、時間の経過に伴ってガバナンス類型が変化する保護地域も多い。前述のとおり、広大な保護地域では内部に複数のガバナンス類型が存在することがある。

世界保護地域データベースへの報告を目的としたガバナンスの検討にあたっては、IUCN WCPAは2次元構造を採用するよう提案する。各カテゴリーの管理目的はガバナンスを考慮せずに策定・決定できるが、ガバナンス類型を管理カテゴリーとともにデータベースに掲載すれば、保護地域とその保全効果の比較が将来大幅に向上するだろう。保護地域カテゴリーはガバナンス類型とは異なり分類学的ではないが、2次元分類は管理目的(カテゴリー I～VI)とガバナンス類型(上述のA～D)の双方に簡単に適用できる。2次元構造による記号表

記を用いると、例えばYellowstone国立公園(米国)はカテゴリー II-A、Mornington野生生物保護区(オーストラリア)はII-C、Snowdonia国立公園(英国)はV-B、Coron島(フィリピン)はI-DとV-Dの組み合わせとなる。

### ガバナンスのクオリティ

管理の有効性は、管理カテゴリーを問わず、すべての保護地域の保全目標の実際の達成度合いの尺度であるが、ガバナンスのクオリティ、すなわちガバナンス制度が「いかに良く」機能しているかにも影響を受ける。言い換えれば、特定の状況に適用されているガバナンスのクオリティとは、「これは『良い』ガバナンスか?」、「さらなる保全効果と生計改善のためにこのガバナンス体制は『改善』できるか?」といった疑問に対する答えである。

「保護地域のグッド・ガバナンス」とは、当該の人と国が自由に選んだ原則と価値と憲法や天然資源関連法、保護地域関連法規制・政策、文化的慣習、慣習法に埋め込まれた価値や原則に感応するものである。これらは国際的に合意されたグッド・ガバナンスの原則(Graham他 2003年など)を反映したものであるべきである。CBDやオーストラリア条約、国連砂漠化対処条約、世界人権宣言、先住民族の権利に関する国際連合宣言などの国際合意や制度では、ガバナンスの原則や価値が確立されてきた。2003年の世界自然公園会議(南アフリカ)、2005年にオーストラリアで開かれた第一回海洋保護地域会議、2007年の第二回南米保護地域会議(アルゼンチン)など多くの国際・地域協議においてもこの議題は重要視されてきた。これらの会議や現場での経験に基づいて、IUCNは以下に示す保護地域のグッド・ガバナンス原則確立に向けて検討を行ってきた。この原則には、以下のものが含まれる。

- **正統性と発言権**：性別、人種、生活スタイル、文化的価値その他特徴に関して何らの差別ない、結社と言論の自由に基づく保護地域の管理目的・計画に関する社会的対話と集団合意
- **権限の付与**：当該資源に、より近い管理組織へ

の管理権限と責任の付与

- **公平性**：保護地域の設立・管理費用と便益の公平な分担、また、これに関して衝突が生じた場合に公平な審判を受ける権利を与えること
- **無害性**：保護地域の設立・管理費用が、貧困や脆弱性を作り出したり、また加速させないこと
- **方向性**：保護地域とその保全の目的に関して、長期間一貫した展望を培い、維持すること
- **成果**：関係者の懸念に対応し、資源の賢明な利用を実現しながら、効果的に生物多様性を保全すること
- **説明責任**：責任分担を明らかにし、その責任の遂行に関する全関係者の適切な報告・説明責任を確実にすること
- **透明性**：すべての関連情報が関係者全員に公開されていること
- **人権**：保護地域のガバナンスにおいて、将来の世代の権利を含む人権を尊重すること

先住民社会および地域コミュニティ、民間によるガバナンスについて、以下に検討する。

## 先住民社会や地域コミュニティによるガバナンス

用語に関する注記：先住民社会や地域コミュニティによるガバナンスの考え方は、まだ発展途上で世界の各地域で異なる。一部の先住民は、自分たちの領域を地域コミュニティの領域と明確に区別するよう望んでいるが、先住民と地域コミュニティが同じ地域に住み、共同で地域を管理している場合もある。また、「先住民」という言葉が認められていないなどの現実的な理由から、先住民が「コミュニティ保全地域」という用語を使っているケースもある。「領土(territory)」という用語についてもこれと同様の地域的な差異がある。先住民と地域コミュニティの双方で、「保全地域(conserved area)」という用語が使われる場合と、「保護地域(protected area)」という用語が好まれる場合がある。ここでは、さま

ざまな用語を用いる。以下に、先住民の領土と保護地域の概要などをまとめた。

先住民社会や地域コミュニティが管理する保護地域には、数百年、数千年の歴史を有するものがあるが、こうした地域が政府によって認識されたり、国の保護地域システムに統合されるようになったのはつい最近の現象であり、ここではその点について注目したい。先住民の保護地域と保全領土、コミュニティ保全地域(先住民共同体保全地域(Indigenous and community conserved areas)：ICCAs)は以下の3つの本質的特徴を持つ。

- 先住民社会や地域コミュニティが関連する生態系について緊密な関心を有している。通常、文化的な結び付き(聖地としての価値のためなど)や生計をそこに依拠しているため、あるいは慣習法のもとで伝統的領土とされているなどの理由がある。
- 当該生態系の管理に関する意思決定・実施の主要プレーヤー(権限掌握者)は、このような先住民社会や地域コミュニティである。これは、こうした社会が権限を執行し、責任を遂行する制度があり、規制を施行する能力があることを意味している。
- 当初の意図が生物多様性の保護に必ずしも直結するものでなく、さまざまな目的に関するものであったとしても、先住民社会や地域コミュニティの管理決定や取組みによって、生息地や種、生態系の機能、関連の文化的価値の保護が促される。

保護地域の定義と標準を満たすICCAsが、IUCNカテゴリーの管理目的に対応し、生物多様性保全に効果的なことが明らかとなってきている。特に、政府が管理する保護地域が政治的もしくは社会的な理由によって十分に管理できない場合、ICCAsは有効であり、政府管理保護地域や民間保護地域、さまざまな形態の分担ガバナンスを補完する保全計画の一要素として認識され始めている(<http://www>.)

iccaforum.org/参照のこと)。しかし、まだ十分には浸透しておらず、例外的なものとして捉えられている段階である。

多くのICCAが、公的に認められておらず、また保護されていないだけでなく、国の保護地域システムの一部として評価されていないというのが現状である。その原因のひとつが、先住民社会や地域コミュニティが抱えている当該地域の公表や、介入されることへの躊躇である。当該地域がプライバシーを必要とする神聖な価値を持っていたり、慣習法のみに基づく管理が選択されている場合などがこの例にあたる。各国でICCAに対する認識が広がりつつある中で、こうしたセンシティブな点には留意する必要がある。それぞれの状況と関連する先住民社会や地域コミュニティの主な懸念を踏まえて、政府は、1) ICCAを国の保護地域システムに統合する、2) 「保護地域システムの外」で認める、3) 公的な認識をしない、など柔軟な選択を下すべきである。この最後の選択肢はもちろん、公的な認識によって当該ICCAが損傷を受けたり、侵害される場合の選択肢である。

ほとんどのICCAは変化の大きな波に直面しており、公的な認識・評価によって支えられることが望ましい可能性がある。特に、資源採取（木材や観光などのため）が起こるような場合はそうである。このような状況で、当該ICCAが保護地域の定義や基準、その他公式な認定に当てはまり、国の保護地域システムによって認識されれば、先住民社会や地域コミュニティの土地にとって追加的な保護策となるであろう。しかし、これは特にそのガバナンス

制度に関して、ICCAは国が管理する保護地域と根本的に異なるということを政府が理解・容認することが条件となる。同時に、ICCAの公的な認知は、訪問者や当該地に対する営利的な関心、政府介入の増加など新たな危険をもたらすことにも留意すべきである。先住民社会と地域コミュニティも、こうした公的な認知によって、ICCAが自分自身の手では管理不可能な大きなシステムに統合されてしまうことを憂慮している。

生物多様性保全に対してICCAが果たす役割に関する認識は広がっているが、「弱い」ICCAが他の保全の選択肢よりも安価で政治的により都合のよいオプションとして国の保護地域システムに統合されるのではないかという懸念も自然保護のコミュニティの中にある。また、社会変化にともなって地域コミュニティの管理アプローチも変化し、生物多様性保全に寄与してきた伝統的な価値や考え方が失われるのではという懸念もある。伝統的な保全慣習を維持できない公式なICCAは、非公式の認識されていないICCAに劣る。

結局、これまでに述べた留意点をすべて踏まえたうえで、保護地域の定義と基準を全面的に満たすICCAを、国や地域の保護地域計画で認識することは、現代における保全の取組みの最も重要な進展のひとつだと言える。認識の基準に関する初期的な考え方は既に発表されており（Borrini-Feyerabend他2004年）、保護地域のためのIUCN/WCPAベスト・プラクティスガイドライン・シリーズでさらに開発が進むことが期待される。

### 先住民の領土と保護地域

南米や北米、オセアニア、アフリカ、アジア、北極圏などの地域では特に、公的に指定された保護地域が祖先から受け継がれてきた先住民や文化、コミュニティの土地や水域であることが多い。IUCNは、かねてから先住民の権利と関心を尊重した保護地域に関する方針を採択・促進しており、その認知と実践を促すためのツールやアプローチを開発してきた。

この方針に則り、IUCNは先住民の伝統的な土地、水、資源と重なる保護地域に関する以下のグッド・ガバナ

ンス原則を適用する。

- 先住民の土地、領土、資源の上に指定された保護地域は、伝統的所有者や管理人ならびにこのような土地、領土、資源の利用者の権利を尊重すべきである。
- 保護地域管理は、先住民の制度と慣習法も尊重すべきである。
- したがって、先住民の所有者や管理人をその保護地域の法定権限の所有者として認識し、先住民による権限執行および当該地域管理を尊重し、強化しなければならない。

近年、先住民の土地や水、資源を含む保護地域に関しては重要な進展が数多くあった。まず、IUCNの複数の世界自然保護会議で、保護地域と先住民の権利に関する具体的な方針が採択されてきた。次に、多くの国が国レベルで、保護地域に関しても重要な意味を持つ先住民の権利に関する新しい法・政策枠組みを採択・適用した。国際的なレベルでは、CBD保護地域作業プログラムや、先住民の権利に関する国際連合宣言などの採択によって、先住民と保護地域に関する政治的環境が大きく変化した。

このような政策の前進を受けて、現場レベルでも大きな変化が起きてきた。先住民の土地、水、資源と重なる国指定の保護地域の多くが、分担ガバナンスに変更され、さらに先住民による自己管理に向かっている。カナダやオーストラリア、ニュージーランド、南米の数カ国などでは、先住民の要請や先導により新たな保護地域が多数創出されている他、政府と共同で設立される保護地域も目立っている。このようなケースの主な特徴は、先住民の土地や資源の権利、当該地における先住民政府の存在である。

保護地域は領土や土地、資源に対する外部から脅威に対する保護を強化し、持続可能な利用の新たな機会を提供し、文化を基盤とする重要地域の保護を強化し、先住民の土地管理制度を統合することを可能にするため、保護地域を非常に有用なツールとして捉える先住民は多い。このような状況下で、先住民の保護地域は成長する重要な現象となっており、今後とも世界各地で増加することが予想される。

すべての先住民の土地、領土、資源が保護地域の定義に完全に合致するわけではないが、これに合致するものは存在し、それらは「保護地域」とすることができる。したがって、先住民保護地域は以下のように定義することができる。

*「特定の先住民、国、もしくは地域コミュニティが伝統的に占有し、利用している陸域や水域の中にあり、自然および生態系サービスの長期的保全ならびに居住するコミュニティとその文化、生活、文化的創造の保護を達成するために、法的手段もしくは慣習法・制度などその他の有効な手段を通じて自発的に保護・管理されている明確に区切られた地理的空間」*

先住民保護地域の主な特徴は、先住民の土地とその内部資源の管理を目的とする先住民と国家当局間の社会的政治的調整に関連する。このような特徴には、基本的に以下のようなものがある。

- 1 各国の状況のもとで、先住民、先住民国家、同コミュニティの、土地、領土、資源に対する集団的権利に基づく。
- 2 主に以下を通じて執行される自己決定権を適用し、保護地域として設立される。

- ・当該地の集団的領土権を有する先住民もしくは先住民国家による保護地域の自主宣言
- ・保護地域指定の提案が政府機関や保全団体その他関係者によるものである場合には、当該地域の領土権を持つ民族、国、コミュニティへの自由で事前の、十分な情報を与えられた上での合意

3 先祖から続く、もしくは伝統的な占有に基づく。

4 占有、利用、管理が、慣習法・制度などの民族や国の幅広い社会文化、政治的構造に関連し、それに依拠する。

5 先住民の領土に含まれる保護地域において、先住民制度による自治が採用されており、保護地域当局とシステムレベルの調整が行われる。

IUCNは、先住民の領土および保護地域の課題全般に関する具体的な指針の開発の必要性を認識しており、これを実現するために世界の先住民組織との協働を望んでいる。

#### 先住民の領土もしくはICCAが「保護地域」であるかどうか、国の保護地域システムに認識すべきかどうかを決定するステップ案

- IUCNの保護地域の定義に、当該地域とその現行のガバナンスが合致するか確認する。
- 当該地域が、さらに国内法・政策に基づく保護地域の基準も満たしているか確認する。
- 両者ともに満たしていれば、当該国の既存の保護地域カテゴリーに当てはまるか確認する。
  - 国立公園、保護区、禁猟区その他既存のカテゴリーに合致するか？
  - さらに重要な点は、合致するカテゴリーがコミュニティによるガバナンスの継続を許すか？
  - 概念上もしくは事実上、保全そのものではないような管理目的が許されるか？
- 国内法・政策が、現地における実践と相容れるなら、自然保護当局は当該地域の設立・管理権限・意思決定権を当該地域の先住民コミュニティや地域コミュニティに付与する、もしくは公的に認識すべきである。重要なのは、自らが下した決定を彼らが直接実施できるようにする

ことである（地域コミュニティが宣言した海洋保護区に対して、漁業制限令によって必要な法的後ろ盾が提供されるなど）。

- 先住民・地域コミュニティによる重要地域のガバナンスと国の保護地域関連法規制が衝突する場合、現在の法定事項に法・政策的調整を加え、前者のガバナンス制度を保持することが必要であることがある。先住民コミュニティや地域コミュニティの多くが、領土と資源に境界が定められ、慣習的な土地所有、利用、アクセスの制限が保証されることを要望している。これを実現するためには、当該地域を治める組織を法的な機関として認識する必要がある場合がある。これは、先住民コミュニティや地域コミュニティが自ら当該地域・領土を管理する方法に影響を及ぼす恐れがあるため、彼ら自身に決定を委ねることが重要である。
- 衝突を解消した後、政府機関は交渉プロセスを開始し、最終的には関連する先住民・地域コミュニティと国・準国当局間の契約調整となる。このような契約調整は、当該地域を認識し、何らかの法的保護もしくは技術・経済的支援を提供するものなどがあり、国の保護地域システムへの自治区としての統合も含まれる。また、分担ガバナンスをとる保護地域の一部となるケースもある。
- 先住民・地域コミュニティと国・準国当局の間で保護地域としての認識に関する合意がなされ

たら、関連の規定規則を明確にし、公にする必要がある。これには国家機関が介入しない形で既存の慣習法の記録や追加的アドバイス、手法、ツールの統合などを伴うことがある。どのような土地や資源のゾーニング規則があり、どのようなコミュニティや個人の権利（所有権を含む）があり、どのような制度構造で当該地域が管理されているのか、持続可能な採取は許容されるのか、その場合どの程度許容されるのか（量、種、季節などの制限など）、合意した保護目的が達成できない場合の指定の取り消しの手続きはどのようなものなのか等について具体的にすべきである。また、関連する先住民と地域コミュニティの間での権利と責任の分担を明確に記録したり、各レベルの権限掌握者による権利・権限の誤用に対する取り決めを具体的にしておくことも有用である。

- ガバナンスのプロセスの一環として、効果的に境界を定め、外部の脅威に対して保護する。
  - 国が認識する慣習・地元の監視・施行メカニズムはどのようなものか？
  - 先住民や地域コミュニティの構成員が、違反者を取り押さえることができるのか？
  - 政府の助けは必要か？
  - 紛争の際、誰が調停を行うのか？
  - ICCAや先住民保護地域の尊重のために必要となる一般向けの情報キャンペーンの責任者はだれか？

こうした問いに対する答えは、長期的に有効な保護地域とするためには重要である。

## 民間によるガバナンス

民間の保護地域はIUCNカテゴリーすべてに存在し、世界の保護地域の中でも大きな比率を占め、増加傾向にある。しかし、これまでにIUCNが認識し、WDPAが報告を受けているものは少ない。

民間の保護地域には、通常、政府当局は直接関与していない。民間保護地域を所有するのは3つのタイプの組織があり、それぞれが特定の管理上の特徴を有している。

- 個人（ひとりの個人、もしくは一家族の管理下にある。）
- NGO（特定の目的をもつ非営利慈善団体による管理下にある。通常、執行役員と役員会、支援者で管理される。）（チリのAhuenco自然保護コミュニティなどのように）協同組合を含むことも稀だがある。
- 企業（民間の営利企業もしくは単一の事業体として認められた営利グループの管理下にある。こうした企業やグループは通常、役員、監督委員会、個人株主に管理されている。）

これら一般的な準タイプ（と多数のバリエーション）による管理方法は、それぞれ特徴がある。先住民と地域コミュニティも、自分たちが保全を望む土地や資源を正式に所有したり、管理することができ、その事例は上述のとおりである。

## IUCNカテゴリーと民間保護地域

民間保護地域は、全IUCNカテゴリーに存在する可能性がある。カテゴリーIV～VIが最も適しているとする見方もあるが、実際、民間保護地域の多くがカテゴリーI～IIIの管理目的に合致している。これは、恐らく特にNGOが所有・管理する地域において顕著である。海域の民間所有はほとんど見られないが、沿岸・海域を含む保護措置が取られている民間所有の島嶼の数は増えている。

現状、WDPAに記録されている民間保護地域はほとんどなく、したがってその大半が世界的に認知されていない。政府もこれらの存在を無視し、国土計画や生態地域計画に反映していない場合が多い。これは、政府の民間保護地域に関するデータの収集能力の不備や民間保護地域の管理者・所有者の自由な情報共有を躊躇する姿勢が原因かもしれない。

## 「有効な手段」

民間保護地域の設立と自然保護のための管理の事例のほとんどが、土地所有者の自発的な活動である。民間の土地における自然保護の達成機会とそのメカニズムが普及し、インセンティブに関する認識が高まった結果、民間保護地域の数および面積は飛躍的に増えた。こうしたメカニズムとインセンティブには以下のようなものがある。

- 自発的な保護地域指定のシステム：このシステムにおいては、土地所有者は支援その他のインセンティブを受け、その代償として特定の管理目的や制限を受け入れる（ブラジルの民間自然遺産保護区など）。
- 民間所有地の使用権の自発的放棄：これは理論上の価値を下げることによって（近隣の土地などにおける）メリットを実現する、もしくは永続的な保全を実現するために行われる。代償措置として行われる場合もある。自然保護地役権やこれに関連する契約、地役権メカニズムや自然保護管理合意などがある。
- 慈善寄付：NGOが保護対象の土地を購入するために行う資金調達、もしくはそれを望む寄贈者からの自発的な土地の直接贈与。The Nature ConservancyやConservation Internationalなどの大規模な国際NGOをはじめ、一国内もしくは地方で活動するさまざまなNGOを含む。
- 世評の向上を目指す企業による自然保護地の指定、提供、管理：コンセッションによるもの、他の事業活動の環境影響の相殺を目的とするもの、「グリーン」認証を目的とするもの、将来への投資、従業員の個人的関心によるものなどさまざまである。
- 法的制限の遵守のための一部管理権の非自発的放棄。

IUCNカテゴリーシステムを利用すれば、民間保護地域の管理目的とその有効性が評価でき、これにより政府による民間の自然保護活動のモニタリングが容易になる可能性がある。一部の国では地方・国家レベルの保護措置が追加的に整備され、土地区画、規制、指定に基づき民間保護地域が管理されている。これらの保護措置の具体的な重要性と実施状況は国によって大きく異なる（米国の土地信託認定プログラムといった民間保護地の独自規制の事例もある）。各国政府が、国内の自然保護計画の範疇にある民間保護地域をモニタリングする際には、本ガイドラインに定めるIUCNカテゴリーシステムを比較の基準として活用できる。

IUCNの保護地域の定義では、保護地域は永続的な自然保護を目的として管理されるべきものであると明確に規定しており、これが、ある民間所有地もしくは海域が保護地域であるか否かを区別する主な基準である。現在は土地所有者によって自然保護管理がなされているが、将来的な管理継続に関する取り決めが定められていない土地は、自然保護に貢献しているのは事実だが、保護地域として認識されるには十分ではない。長期的な保証を確実にすることは、民間保護地が直面する課題のひとつである。これに対する措置として、民間保護地域指定に対して長期間法的に拘束する義務を課す法規制を導入している国もある。こうした制度が導入されない場合には、さまざまな認証制度や保護地域宣言の制度化、周りからの圧力など何らかのメカニズムが必要だろう。これらはまだ発展途中であり、出来るだけ早い段階で全面的に民間保護地域を一国もしくは世界的な保護地域システムに統合するために更なる取組みが求められている。

## 4. IUCNカテゴリーの適用

本セクションでは、IUCNカテゴリーの適用のプロセスについて説明する。すなわち、各状況に最適なカテゴリーの選択と合意や国内法の要件および国際基準・規範に則したカテゴリー分類、UNEP世界自然保全モニタリングセンターへの保護地域とカテゴリーの登録、また、各カテゴリーの検証と議論の衝突の際の措置に関する疑問についても触れている。

## 適切なカテゴリーの選択

IUCNの定義に基づいて、あるエリアが保護地域として特定された後は、当該地域の全体的な管理目的がどのカテゴリーに最も適合するかを決めることとなる。

IUCNカテゴリーシステムは管理目的によるものなので、保護地域の管理の方向性が決まればどのカテゴリーが適切かは明白になる。しかし、複数の目的を持つ保護地域（保護地域内に複数の異なる目的をもつ区画があるものなど）や、目的がまだ発展途上で定まらず複雑になりつつあるケース、最善と確信できるアプローチが見い出せない場合など、カテゴリーの選定が容易ではないことは多々ある。カテゴリーの選定に関する合意には、（当初目的の再評価などを通じた）目的に関する合意形成と、管理計画の整備の両方が緊密に関係している。

多くの人がIUCNに確実にカテゴリーを選ぶ方法を問うが、それは容易ではない。多くの場合、ひとつの保護地域の管理においても管理方法が複数あり、したがってカテゴリー分類の方法も単一ではない。以下では、ひとつの保護地域の大部分が単一の方法で管理され、残りが他の方法で管理されているとどうなるのか？ 特定のカテゴリーには最小・最大面積が定められているのか？ 世界遺産やラムサール湿地などの国際指定は、特定のカテゴリーと関連付けられているのか？ 各カテゴリーの保護地域で、人間の活動がどの程度「許容」されるのか？ という疑問に回答を試みている。

多くの国において、保護地域のタイプを特定する基準を明確にした法規制がある。こうした法規制に基づく分類は、IUCNカテゴリーと等しいものもあれば異なるものもある。後者に該当する国がWDPAに自国の保護地域を正確に登録したいと望む場合、国内分類制度とIUCNカテゴリーの関係を明らかにしなければならず、これまで多くの国がこのプロセスを辿ってきた。

一方で、IUCNカテゴリーを採用しつつ、それを自国の状況に合わせて洗練させている国もある。IUCNは、それがIUCN保護地域やカテゴリーの基本原則を損なうものでない限り、こうした取組みを奨励する。カテゴリーの選択は、状況や国によって異なり、科学と同じくらい芸術として複雑なプロセスとなることもある。

保護地域カテゴリーの適用の技術的詳細に目を向ける前に、なぜカテゴリーを選択するのかについて検討することも有意義である。保護地域には、カテゴリー分類を検討する機会が3回ある。検討のタイミングによってプロセスは大きく異なるが、これにより保全結果が左右されてはならない。カテゴリーは以下の時点で選択できる。

- 保護地域設立前に、管理目的に関する決定が計画策定プロセスの中で行われる時。
- 管理目的が既に定められた保護地域設立後：この段階では、カテゴリー選定の主な課題は保護地域全体に最も適したカテゴリーを選ぶことである。カテゴリー選定のために各カテゴリーを入念に精査した結果、管理目的や活動に多少の変更を加えることが望ましくなる場合がある。
- カテゴリーにも分類済みの既存の保護地域だが、保全上の新たな優先事項や課題に対応するために管理方法が変わりつつある場合、もしくは当初のカテゴリーが正しいものであったか疑問がある場合。ほとんどの国が、保護地域に関する法的枠組みによりカテゴリー変更についても定めており、当初のカテゴリー決定と少なくとも同程度に詳細な評価を実施することが望ましい。

### 管理目的とカテゴリーの関係

- カテゴリーは、保護地域の管理の主目的に基づくものであるべきである。
- 管理の主目的は、保護地域の少なくとも4分の3で適用されるべきである。

第2章で述べたとおり、カテゴリーへの分類は管

理の主目的に基づくべきである(保護地域の定義を満たすことも必須である)。これは保護地域の管轄機関が、管理の主目的を決定することができると思定したものである。これは必ずしも容易な選択ではないが、これに失敗すれば管理行為そのものが混乱し、有効性を失うことが予想される。原則として、主要な関係者や保護地域の保全・管理に携わる機関が関与し、最先端の自然・社会科学に基づくことが、正しいテゴリーの選定につながる。なお、主目的を特定するということは、それ以外の目的が重要でないということではない。ほとんど全ての保護地域には複数の価値があるため、実際、判断が難しい場合もある。以下によくある質問の一部をまとめた。

- **生態系(カテゴリー II)か生息地か(カテゴリー IV) ?** : カテゴリー IIは生態系全体の保全を、カテゴリー IVは通常、種もしくは分断化された生態系の一部の保全を目的とする。実際には、関連する移動ルートや流域機能などを含む生態系全体を保護できるほど広い面積を持った保護地域はほとんどない。したがって、IIかIVの判断は程度の問題となる場合が多い。カテゴリー II保護地域は、自然に生起する生態系機能の大部分の保護を目的とすべきであり、カテゴリー IV保護地域は通常、単一の生態系の断片(池、珊瑚礁や沼の一部など)もしくは定期的な管理介入が必要な二次生態系の一地域(雑木林や定期的に手入れされている草地など)である。カテゴリー IV保護地域はカテゴリー II保護地域よりも小さい傾向があるが、これは判断基準ではなく、カテゴリー IV保護地域のなかにも広いものがある。
- **管理介入(カテゴリー IV)か文化的景観(カテゴリー V)か?** : カテゴリー IV保護地域は主に動植物相の価値の管理を目的とし、刈り取りや植生の除去、規定された火入れなどの介入が行われる。こうした活動に由来する利益・社会的便益は二次的なものであると理解されている。反対にカテゴリー V保護地域に対する管理介入は、人間の暮らしの維持を目的とし、単なる生物多様性管理計画の一構成要素ではない。このた

め、カテゴリー V保護地域では、生物多様性の価値も有するような文化的管理システムを利用する。例えば、コルク生産を目的に管理されているコルクガシ林が、景観保全アプローチに統合され野生生物にとっても重要な価値を持つような場合である。ほとんどのカテゴリー V保護地域では、複数の管理アプローチが利用されている。

- **文化的景観の回復(カテゴリー Vかその他カテゴリーか?)** : 文化的景観は通常カテゴリー Vであるが、かつて文化的景観だったものをより自然に近い状態に回復することが管理目的である場合、カテゴリー IbやII、IVなどのほうが望ましいかもしれない。例えば、かつて羊の放牧に利用されていた残存森林を原初の生態系に近い状態に回復しようとする場合、通常、カテゴリー V保護地域には分類しない。開発が進んだ環礁を自然に近い生態系に回復しようとする場合も同様である。
- **天然記念物(カテゴリー III)か生態系(カテゴリー II)か?** : 天然記念物の保護が生態系の保護と等しく重要なのはどのような場合か? 実際、これは面積の広さと管理目的が何に重点を置くかの問題であることが多い。内部に重要な天然記念物があるが(通常カテゴリー III)、生態系機能が重視され管理されている(通常カテゴリー II)保護地域は、IIIではなくIIに分類すべきである。例えばアリゾナ州のグランド・キャニオンは世界最大級の天然記念物であるが、国立公園はその生態系機能の保全を主目的として管理され、IIに分類されている。
- **持続可能な利用か地域コミュニティによる偶発の利用か? カテゴリー VIへの分類の判断は?** : 人間の利用は制限付きで複数の保護地域カテゴリーで許容されている。原生地域(Ib)や保護生態系(II)では、地元住民に保護地域の自然と共生できる伝統的な小規模生計活動(個別の管理協定によるが、トナカイの飼育、漁業、非木材林産品の収穫、制限つき自家用狩猟など)を許可しているものも多い。しかし、これらの場合、目的は原生地もしくは生態系の保護であり、人間に

よる採取の影響は最低限に留めるべきである。カテゴリー VIの管理目的は、自然保全と相乗効果を持つような持続可能な利用であり、採取活動は生態系に実質的な影響を及ぼさない方法で管理するのが望ましい。違いはある程度、程度の問題である。

- **文化的景観－何がカテゴリー Vでないのか？**：過去数百年、数千年（もしくは数万年）、人間社会による介入が皆無だった場所はほとんどない。これは、多くの水域生態系でも同様である。したがって、世界のあらゆる保護地域はカテゴリー Vであるということもできるだろう。しかし、IUCNは人間社会の役割を踏まえて、自然の生物種と生態系が占有する地域（通常カテゴリー Vではない）と、長期にわたり農業が行われてきた地域や自然や種の多様性に大きな変化をもたらす管理プロセスが行われてきた地域など、人間の介入がより大きい地域（通常カテゴリー V）を区別している。

**75%ルール**：管理の主目的は保護地域の少なくとも4分の3で適用されるべきである。以下のように、内部に他の利用を許容した区域が設定されている保護地域も多い。

- **カテゴリー II** 国立公園内の観光客用ロッジ・キャンプ：アフリカのサバンナの保護地域で多くみられる。
- **厳正保護地域内**に残された村落：ベトナムのCat Tien国立公園内に残る村など。
- **カテゴリー V** 文化的景観内部で厳正に保護される小区域：National Trustが英国ウェールズの

Brecon Beacons国立公園内に所有する森林など。

- **厳正保護海域・淡水地域**のなかの漁業許可区域：南アフリカ、クワズルナタルのKosi Bay自然保護区など。

IUCNはこのような利用を認識し、保護地域の主目的に矛盾しなければ、ひとつの保護地域の土地・水の最大25%までを他の目的で管理できるとしている。この25%の区域が一定の土地ではなく他の場所に移される場合もある。ウガンダのBwindi原生林国立公園では、区域を限定して地元住民に薬用植物やその他非木材森林製品の収穫を許可している。この許容区域は、種の過剰収穫を避けるために適宜変更される。

### カテゴリー分類は、保護地域の広さによってどのように左右されるか？

- 面積については、確固たる単純な規則はないが、一部のカテゴリーの保護地域は比較的小さい、もしくは広いといった傾向を持っている。

全体の規模は、利用可能な土地や水の量、人口密度などの要因に左右されることが多い。

比較検討すれば、あるカテゴリーはその管理目的のために他のカテゴリーよりも大きかったり小さかったりするが、事実上全てのカテゴリーで例外がある。カテゴリーの検討を助けるために、下表4では各カテゴリーごとの相対的な規模とその理由を示したが、同時に、面積だけを判断根拠とすべきではないことを示すために例外の一部を挙げた。

表4 保護地域の面積と各カテゴリーの関係

カテゴリー	面積	概要	例外
la	小さいことが多い	人口が少ない地域を除き、厳正な保護の下、立ち入りが禁止される地域を設立するための合意は容易には得られない。したがって広いla地域（オーストラリアなど）もあるが、これらは恐らく例外だろう。	人口が少なく、観光開発に関心がない地域には大きなla保護地域がある。
lb	通常大きい	原生地域として成立する根拠の一部は、非干渉を可能にする空間と大規模な自然生態系が存在することである。	将来、拡大する期待をもって原生地域として設立された比較的小さい地域がある。
II	通常大きい	生態系プロセスの保全は、当該プロセス全体もしくは大部分をカバーするに十分な面積が必要なことを示す。	小島は有効な生態系であり、したがってその機能から本カテゴリーに該当する。

カテゴリー	面積	概要	例外
III	通常小さい	天然記念物を包含する広い地域は、通常、他の価値（生態系や原生地域としての価値）も保護している。	
IV	小さいことが多い	特定の種もしくは生息地の保全のみを目的として設置されている場合には、比較的小さい。	自然保護区として広い地域を指定したが、その機能の維持に定期的な管理が必要な場合、IVが最適な場合がある。
V	通常大きい	さまざまなアプローチをモザイク状に用いて、景観アプローチの利点を高めるので、広いものが多い。	栽培作物の近縁野生種や在来種のための小さい保護区のなかには文化的管理が必要なものがある。
VI	通常大きい	管理が広範囲に渡るといった性質から、通常広い地域である。	一部のカテゴリー VI 海洋保護地域は小さい。

### 保護地域は複数のカテゴリーを含むことができるか？

- より大きな保護地域のなかに、入れ子状に存在する各保護地域は、それぞれ異なるカテゴリーに分類できる。
- より大きな保護地域の中の各ゾーンは、それが法律に明確に表され、定められている場合、それぞれのカテゴリーに分類できる。
- ひとつの国境を越えた保護地域を構成する異なる保護地域は、異なるカテゴリーに分類される可能性がある。

これはカテゴリーに関する最も悩ましい問題のひとつである。答えは、所有権やガバナンス、(そしてある程度まで) 保護地域管轄機関の意向による。

単一の、もしくは連続した保護地域に異なるカテゴリーが割り当てられる場合には、3つのケースがある。

**複数の目的をもつ入れ子状の地域：**内部に小さな保護地域を複数もつ広大な保護地域など、異なるカテゴリーに属する保護地域が、他の保護地域の内部に「入れ子状」になっていることがある。最も一般的なのは、保護のレベルがそれほど高くない広大な保護地域の内部に、保護レベルの高い小さな保護地が置かれている場合だろう。カテゴリー V 保護地域の中には、内部にカテゴリー I や IV 地域がある場合も多く、それぞれの管理組織やガバナンスの方法が全く異なることもある。フランスのVercors地域自然公園(カテゴリー V)の中には、Hauts Plateaux

du Vercors (カテゴリー IV) がある。これは、本カテゴリーシステムを適用するうえで、矛盾を呈するものではない。こうした「入れ子状」の保護地域を報告する場合、重要なのは二重計上を避け、データベース上で保護地域指定の土地もしくは海域の面積の過剰登録が起きないようにすることである。例えば、英国では国立公園(カテゴリー V)がイングランドとウェールズの陸域面積の約9%を占めるが、この中には数多くの国立自然保護区(カテゴリー IV)が含まれており、その面積は国立公園の約0.7%に該当する。

**保護地域内のさまざまな区域：**ゾーニングは通常、ひとつの保護地域内で用いられる管理ツールで、各ゾーンを個別のカテゴリーに分類することはないが、例外もある。保護地域の中には、ひとつの管理単位の一部が、異なる管理目的を持つ別の保護地域として法律によって区別されているものがある。したがって、単一の管理者の管理下にありながら、これらの「部分」はそれぞれひとつの保護地域で、それが集まって大きな保護地域を形成していることとなる。例えば、オーストラリアでは、ゾーニングは管理ツールとして使われるほか、保護地域指定のツールとしても用いられ、規則に明記されている。このため、Great Barrier Reef海洋公園の全体はカテゴリー VI に分類されているが、同公園内の規則で定められた管理ゾーンが属するカテゴリーも公的にカテゴリー分類されている。このような条件を踏まえると、ゾーニングされた各ゾーンが異なるカテゴリーに分類されるのは、通常、広大な保護地域の場合であり、政府機関の裁量による。

IUCNは、ひとつの広大な保護地域に対する複数のカテゴリーの適用は、一定条件が満たされれば可能だと提言する。これらの条件は、ゾーニング制度の永続性と目的により、以下2つの代替シナリオが考えられる。

- 「ハード」ゾーン：ア) 明確に記録され、イ) 法やその他有効な手段で認識され、ウ) 特定の保護地域カテゴリーに分類可能な明瞭かつ個別の管理目的がある場合、各ゾーンにIUCNカテゴリーを適用することができる(75%ルールは該当しない)。
- 「ソフト」ゾーン：ア) 管理計画プロセスなどの定期的な見直しの対象であり、イ) 法やその他有効な手段で認識されておらず、ウ) 保護地域カテゴリーに該当しない場合、各ゾーンにはIUCNカテゴリーは適用されない(75%ルールは保護地域全体のカテゴリーの決定に適用される)。

すなわち、各ゾーンのカテゴリー分類は、基本的な法令によって保護地域内のゾーニングが規定されている場合に限り可能で、単に管理計画策定プロセスなどの中で、ひとつの保護地域内のゾーニングを可能にしている場合には不可能である。IUCNは、多くの場合において保護地域内の各ゾーンへのカテゴリー適用は必ずしも必要ではないが、各ゾーンが実質的に独自の保護地域として機能しているような広大な保護地域の場合には適切な可能性がある」と提言している。

**国境を越えた保護地域：**国境の両側にまたがり、複数の管理機関が、非公式な合意から公式な政府間合意までさまざまなレベルの協力のもとに管理する国境を越えた保護地域(Sandwith他 2001年)が増えている。多くの場合、隣接する保護地域はそれぞれ異なる管理方法を取り、その結果カテゴリーも異なることが多い。国境を越えた保護地域を構成する各地域の管理アプローチは互いに補完し合うものであることが重要だが、同一でなければならないという理由はない。

各ゾーンへのカテゴリー適用が適切かどうかを判断するための意思決定ツリーの一例を図2に示した。

### 所有権と管理責任は、カテゴリーにどのような影響を及ぼすのか？

- カテゴリーは、所有権やガバナンスに左右されない。

すべてのカテゴリーにさまざまな所有構造、ガバナンスタイプの保護地域があり、あらゆる組み合わせの例が世界中にある。カテゴリーIIなどの大きな生態系保護地域は国が所有・管理することが多く、コミュニティ保全地域はより制限の少ないVやVIに分類されることが多いといった傾向はあるが、例外はある。例えば、いくつかの世界有数の厳正保護地域は、特別に許可された人間以外の立ち入りを禁じた、あるいは一切の立ち入りを禁じた自然の聖地である。

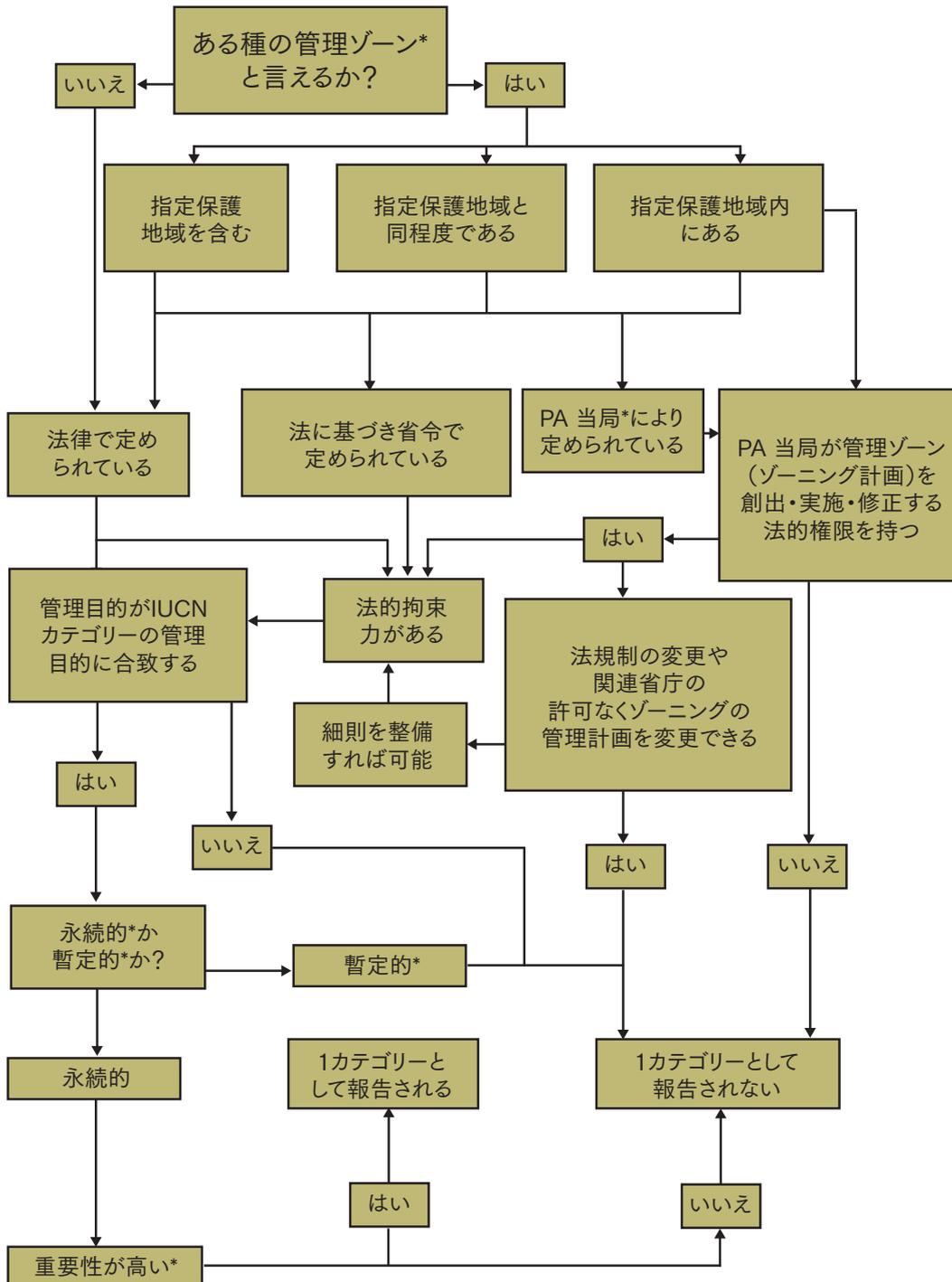
### 保護地域の周辺地域は？

- 緩衝地帯、生物回廊などは、管理形態と国の考え方により、保護地域である場合とない場合がある(保護地域である場合はカテゴリーが適用できる)。

生物回廊と中継地(渡り鳥が利用する生息地)を整備し、これらを緩衝地帯で保護し、保護地域を連結する重要性を保全計画の策定者は重視している。残念なことに、土地をめぐる競合、人口圧力、不適切なガバナンスによって、孤立した「島」状態にある保護地域が多い。この状況に、回復プロジェクトや補償パッケージ、使用差し止め、自発的合意、法改正を通じて対応するには長い時間を要する。このような地域にカテゴリーを適用できるかどうかは、IUCNの保護地域の定義を満たすかどうかによる。カテゴリーV保護地域のなかには、より厳正な保護地域を取り囲む緩衝地帯として機能するよう設立されたものもある。これ以外の緩衝地帯や生物回廊は保護地域ではないが、自発的合意や補償パッケージ、それらの組み合わせなどを通じて、景観ア

アプローチと連結保全による保護地域の保護に寄与している。例えば、一部の国では営利目的の植林や管理下にある天然林が、土地利用の転換を食い止め

保護地域の緩衝に一役買っているが、こうした土地利用は保護地域の定義を満たさないので、保護地域とはみなされない。



\*管理ゾーン：緩衝地帯、原生地ゾーン、レクリエーションゾーン、収穫禁止ゾーン、核心ゾーンなど  
 保護地域当局：中央省庁、政府機関、NGO、法で認められた地域コミュニティ組織  
 永続的：法で定められ、確立され、認識され、長期ビジョンの対象となる（主な繁殖種のためのコアゾーンなど）  
 暫定的：管理目的のためだけに確立される（一定期間限定など）  
 重要が高い：認識可能で幅広い景観に比例する妥当な広さを有する

図2 ゾーンとIUCN 保護地域カテゴリー

## 他の国際的な保護指定とIUCN保護地域、 保護地域カテゴリーの関係は？

- 他の国際的な保護指定が全てIUCNの認識する保護地域ではないが、実際、その多くは保護地域である。
- 世界遺産地域、ラムサール登録湿地、Natura2000指定地域にはIUCNカテゴリーが適用されるものとされないものがある。
- 生物圏保存地域は、保護レベルの高い核心地域（カテゴリーI～IV）の周辺に持続可能な管理ゾーン（カテゴリーV/VIもしくは非保護地域）を置くべきである。

以下に挙げたものをはじめ、陸域や水域の保全を定義する世界的、地域的取組みがある。

- ユネスコ世界遺産：「傑出した世界的価値」を持つと世界遺産委員会が認めた自然遺産、複合遺産。
- ユネスコ人間と生物圏計画（MAB）：生物圏保存地域とは、保全が持続可能な利用に統合されている地域を指す。
- ラムサール登録湿地：ラムサール条約に登録される重要な淡水・潮汐水域。

これらの地域とIUCN保護地域の関係性は複雑なので、後続セクションで詳細をとりあげる。上の一部（世界遺産地域など）については、同時に保護地域であることがほとんどである。このような指定によって自動的に保護地域とみなす国もあれば、そうしない国もある。一般的な傾向としては、これらの指定地を完全な保護地域として位置付けることがその価値の長期的保護を確実にする最良の方法である。他の指定にはIUCNのどのカテゴリーも含むことができるし、実際に含んでいる。世界遺産などへの指定とIUCNのカテゴリーとの間に特定の関係性はない。

例外であるかもしれないのは、MAB生物圏保存地域である。これは厳しく保護された土地や水域を

核としてその周辺地域の持続可能な利用を促進するものである。一般的に、生物圏保存地域はア) 保護レベルの高い核心地域（通常カテゴリーI-IV）、イ) カテゴリーVもしくはVIの緩衝地帯、またはIUCNカテゴリーに該当しない管理地・水域、ウ) IUCNカテゴリーに該当しない移行ゾーンで構成される。

## カテゴリーの決定

カテゴリーが政策ツールや測定ツールとして利用されはじめたことで、カテゴリーの決定プロセスの重要性は一層高まっている。例えば、一部の国で見られるように、特定のカテゴリーの適用が、法に基づく土地・水利用に係る制限や当該地域からの立ち退きなどと関係する場合、カテゴリーの選択・適用は、単なる統計ツールとして利用されるよりも大きな影響力を持つ。カテゴリーの決定プロセスは、国もしくは所轄組織に委ねられるものだが、次セクションでその原則の一部と推奨される方法論の概要をまとめた。

### カテゴリー決定の原則

IUCN保護地域管理カテゴリー決定のアプローチは、以下に示した一連の原則に基づくもので、責任、関係者の関与、保証を柱とする。

- **責任**：カテゴリーの利用は任意であり、いかなる組織にもこれを義務付ける権利はない。通常、国家が土地・水利用に関する最終的な法的決定権、あるいは少なくとも包括的な責任を持っているので、保護地域カテゴリーも国が決定するのは妥当である。
- **民主性**：しかしながら、IUCNはカテゴリー決定においては関係者との協議を国に強く推奨する。民主主義と分権プロセスにより、準国政府に保護地域の責任が置かれるケースが増えているが、このような場合は通常、地方・地域政府が中央政府に報告を行う。民間保護地域やコミュニティ保全地域については、政府はカテゴリー決定については所有・管理者に譲ることが多いが、こ

れに関する政策もしくは法令を有する国もある。

- **異議申し立て手続き**：多くの関係者が、カテゴリーに関する決定に異議を申し立てる機会を設けることを支持している。IUCNもこれを支持するが、管理に関する最終決定はやはり、通常国もしくは土地所有者にあると考える。以下に異議申し立て手続きの可能性についてまとめた。
- **データ管理**：カテゴリーを含む保護地域に関する情報は、UNEP世界自然保全モニタリングセンターに報告すべきである。同センターは世界保護地域データベースを管理し、国連保護地域リストを取りまとめている。
- **検証**：IUCNは、カテゴリー決定に関して助言を提供でき、各国・各保護地域に対してこれを行うことがある。また、IUCNは保護地域カテゴリーに関する自発的な検証もしくは認証システムの開発を検討しており、これによって、管理当局が望む場合には、管理目的が選定したカテゴリーに合致したものかを検証できるようになる。

## 決定プロセス

カテゴリーの決定は、主に以下の4つの要素に基づくことが望ましい。

- 政府やその他保護地域当局のための良い指針
- 合意済みの決定プロセス
- 今後開発される、カテゴリー決定後の異議申し立てシステム
- 検証制度：国レベル（専門家パネルによる検証など）での検証、もしくはIUCNなどの独立機関からの要請による検証

以下に最初の3つの要素について議論する。現在、検証制度はまだ開発されていないが、近い将来、整備されるだろう。

## 政府およびその他保護地域当局のための良い指針

カテゴリーを利用する際に基盤となるのは本書に含まれる指針である。これに加えて、以下に示す

詳細な指針なども利用できる、もしくは将来的に利用できる。

- **生物群系**：森林 (Dudley & Phillips 2006年)、海洋、内陸水保護地域など。
- **カテゴリー**：カテゴリー V の指針 (Phillips 2002年)。同様の指針がカテゴリー Ib と VI について検討されている。
- **地域**：欧州で作成された指針 (EUROPARC & IUCN 1999年)。同様のものが、その他のいくつかの地域を対象とする指針やケーススタディとして計画されている。
- **選定ツール**：カテゴリーとガバナンス類型の選定ツール。
- **ガバナンス類型**：民間保護地域、コミュニティ保全地域、先住民保護地域に関する詳細な情報の整備にも関心が集まっている。

## 合意されたカテゴリー決定プロセス

下図3は、カテゴリー決定プロセスの案をまとめたものである。特に、特定のカテゴリーの適用が、保護地域内部もしくは近隣の居住者または他の関係者に影響を及ぼす場合には、多数の関係者の関与が理想である。ひとつの選択肢は、保護地域に関するデータをレビューする国内タスクフォースの設置であり、IUCN国内委員会がこれを実現する役割を果たすという提案がなされている。関係者の関与程度は最終的には政府が決定するもので、IUCNは助言を提供し、奨励することしかできない。最良のカテゴリーを見つけるためのツールは多数ある。例えば、森林局が管理する保護林のどれが保護地域に該当するかを決定する場合、民間保護地域が国の保護地域システムにおける認定を獲得しようとする場合、また、コミュニティによる漁業管理ゾーンの保護地域への転換など、類似する地域全体の判断に関して疑問が生じることがある。

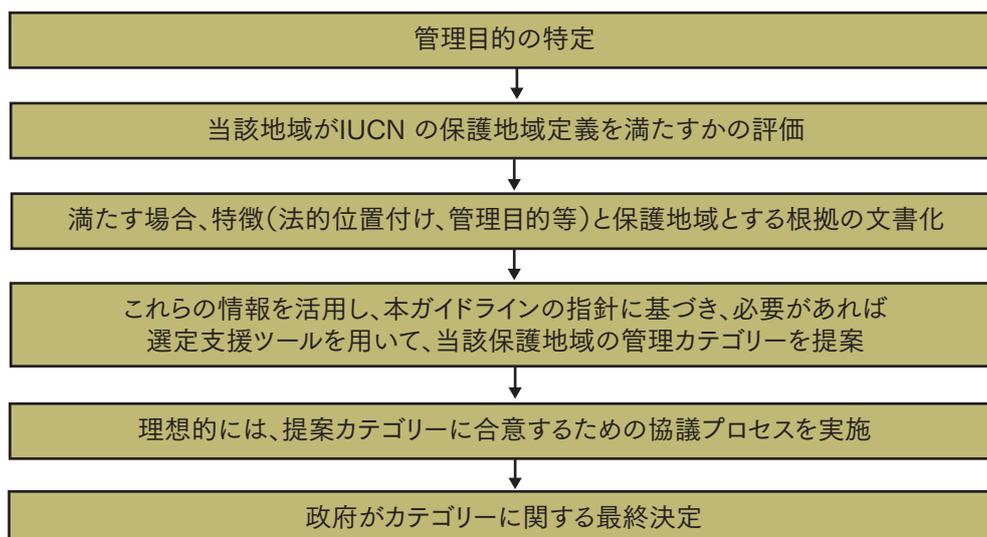


図3 保護地域カテゴリー決定プロセス

## 報告

カテゴリーが決定したら、各国政府にはこれをUNEP 世界自然保全モニタリングセンターに報告することが求められ、これをうけて当該情報は世界保護地域データベース(WDPA)および国連保護地域リストに登録される。報告は任意であるが、直近ではCBD 保護地域作業プログラムをはじめ、各種の国連決議・方針がこれを求めている。報告の際には、UNEP-WCMC が提供する定型書式により、統一された正確な形で各国政府が情報を提出することが期待される。同様に、UNEP-WCMC にも、情報を正確かつ迅速にデータベースに移管することが義務付けられている。

## カテゴリー決定の強化

従来、カテゴリーの決定は政府の役割とされ、政府やその他が意図的に不適切なカテゴリーを決定することはなく、政府には適切なカテゴリーを決定する能力があるものとみなされてきた。過去数年間に、特に開発から「閉ざされる」土地・水域の増加を懸念する産業団体や、自身の権利やアクセスの損失を憂慮する地域コミュニティから、この認識に対

する疑問とこれを確認する必要性が示されてきた。一部の政府も、保護地域カテゴリーの決定が適切であるかについて確認を求めているが、これは特にカテゴリー指定が保護地域の財政支援レベルと関係する場合に顕著である。1) 当該保護地域が実際に保護地域であるか、2) 適切なカテゴリーが選定されているか、を独立して保証するために有用であるとして、苦情申し立て手続きや検証プロセスが提案されている。カテゴリーの最終選定は各政府が行うものであり、IUCNは各国の決定に介入する権利や意思はない。しかし、政府やその他関係者のカテゴリー決定能力を強化し、それを検証するための枠組みをIUCNが提供すべきであるという強い要望が寄せられている。

IUCNもしくは第三者が、カテゴリー決定のチェックを目的とする認証・検証プロセスを確立することがひとつの選択肢である。管理効果に関するセクションで、主に保護地域所有者もしくは管理者にとって基準の検証が有用だと思われる特定のケースについてさらに詳細に検討する。

もうひとつの課題は、外部関係者がカテゴリー決定に異議を申し立てる可能性に関するものである。このようなケースは望ましくは稀であってほし

いが、これに対応する何らかのシステムがIUCNとWCPAの中に必要であることが明らかになってきている。IUCN WCPAは、UNEP-WCMCをはじめとするパートナーと協力し、近い将来、何らかの形の苦情申し立て手続きを実現するための現実的な選択肢について調査する意向である。

このようなプロセスは象徴的なものであり、保護地域の管理方法、カテゴリーの決定の最終権利を有するのは政府である。しかし、この種の独立評価は、

ラムサール条約におけるモントルー・リストや世界遺産条約のリアクティブ・モニタリング・メカニズムなど、似たような状況において重要な政策的価値を持つことが証明されている。

IUCNは、カテゴリーに関する理解とその適用に関して、各国政府やその他機関に支援を提供する必要性を認識している。新しいカテゴリーガイドラインの公開に並行して、IUCNはカテゴリー適用の能力開発に関する大規模プロジェクトを準備している。



## 5. カテゴリーの利用

IUCNカテゴリーは本来、保護地域の分類・記録の方法として設計された。これ自体大きな任務であったが、保護地域システムの計画や一貫した自然保全政策の開発などにおける役割など、さらに新しい用途が次第に追加されてきた。IUCNメンバーは当初は否定的であったが、各国政府がカテゴリーⅠ～Ⅳ保護地域における鉱山開発を禁止するという勧告をもってこのアプローチを支持した。

## 自然保全計画策定ツールとしての IUCN 保護地域カテゴリーの利用

従来、保護地域管理カテゴリーは管理機関が自然保全計画に基づき指定した保護地域の目的を（厳密性の程度に差はあれど）分類するために使われてきた。IUCN は、陸域景観や海域景観全体における生物多様性の必要性を満たすために、保護地域管理カテゴリーをさまざまな管理目的（およびガバナンス類型）をもつ保護地域システムの設計に役立てることを提言する。政府が、保護地域システムにおけるギャップを特定し、それに対応することが期待される中で、計画策定者には、保護地域の新規特定、指定、管理の際に保護地域管理カテゴリーを適用することが求められている。

### 背景

世界の陸域景観と海域景観の大部分を人間の利用と消費が占める中であって、保護地域を孤立して閉ざされ、制限された地域と捉えるよりも、ある一定の幅を持った管理が行われている地域として捉える必要性が高まっている。保護地域の生物多様性管理に「一種類の万能の」アプローチを適用すれば、他の社会的ニーズとの間に衝突が生まれるだけでなく、自然保護団体の持つ管理オプションを狭め、生物多様性保全の対象となりうる土地・海の面積を制約することにつながる。保護地域カテゴリーが多様であるのは、種や生態系にとっての生態学的な必要性と社会のニーズのバランスに対応するためである。

CBD における合意のもと、各国政府は各地の生態系を代表する保護地域システムの充実に努めているが、このプロセスは現行システムのギャップを、生態系ギャップ分析などを用いて特定することから始まる。自然保護の分野では、ギャップ分析は、保護地域もしくはその他の有効かつ長期的な保全措置を通じて適切に保護されていない生物多様性（すなわち、種、生態系、生態学的過程）を特定する方法となる。適切に設計されれば、生態系ギャップ

分析によって保護地域システムにみられる3タイプのギャップが特定できる（Dudley & Parrish 2006 年）。

- **種・生態系の代表性ギャップ (Representation gap)**：保護地域が種もしくは生態系を十分に、もしくはまったくカバーできていない。
- **生態系ギャップ**：生活史の観点で、種・生態系の保全に重要な地点もしくは現象がカバーされていない。
- **管理ギャップ**：地理的には生物多様性要素を不足なくカバーしているが、不適切もしくは不十分な管理により保護できていない。

こうして特定されたギャップに基づいて、新たな保護地域の提案や既存の保護地域の管理カテゴリーの見直しなどの是正行動を実施する際には、あらゆるカテゴリーを検討すべきである。

保護地域の生物多様性の保全に最適な保護タイプを決定するために既存の保護地域のカテゴリーを見直す際には、どのような状況でもカテゴリー I 保護地域が II、III、IV よりも優れているといったような順位はない。一方、カテゴリーは単純に差し替えられるものではない。カテゴリー決定の際に適用すべき唯一の原則は、**対象の生物多様性が存在する陸域景観もしくは海域景観全体の種・生態系が必要とする生態学的ニーズや、これらに対する脅威**に関する保護地域の管理目的の適切性である。保護地域の目的は、管理カテゴリーの見直しや適用の際にも検討すべきである。保護地域の一部、もしくは全体で種や生態系の保全状態の悪化が見られる場合には、保護レベルを上げるのが最良策かもしれない（カテゴリー V 保護地域の一部、もしくは全体をカテゴリー Ib に変更するなど）。また、持続可能な利用に関する柔軟性を高めるような管理変更が現実的に有効な場合もあるだろう（カテゴリー II からカテゴリー VI への変更など）。

保護レベルの引き上げは、通常、既存の保護地域

の生物多様性が継続的に減少している場合にとられる対応である。天然資源管理者が保護レベルを落とす事例には以下のようなものがある。

- 種の個体群の持続可能性や生態系の完全性が分布全体で改善され、人による利用の制限と集中的な保護の必要がなくなった場合。
- 保護レベルの低い保護地域における人による利用の可能性が、種や生態系の健全性に影響を与える可能性が低い場合。
- カテゴリー変更によって、保護地域の面積が広がり、これが対象の種・生態系にとって有益な場合。例えば、生物学的目標に対する主たる脅威によっては、河川の本流をカテゴリーIもしくはIIとして保護するよりも、保護レベルは低いが生態系機能全般を捉えて広い流域を管理する方が、河川・淡水保護においてより効果的な場合もあるだろう。
- 生物多様性が文化的管理システムに適応し、こうした介入の欠如が種の存続もしくは生存能力に脅威となっているような場合。

### 保護地域システム計画策定における、 カテゴリー選定に関する考察

ひとつの保護地域に対して、特定のカテゴリーを選ぶ確実かつ迅速なルールはない。しかし、すべての保護地域は同一の方法で管理すべきでないことを認識し、各地域の機会と負荷を比較したうえで管理方法を決定すべきである。一般的な原則の一部を以下に挙げる。

- **種および生態系のニーズを起点とする。**管理オプションは、種と生態系の特徴と生活史に主眼を置いて決定すべきである。例えば、種によって介入への反応も異なり、最も繊細な種には、より厳しい管理アプローチによる厳正な保護が通常必要である。
- **種や生態系の価値を脅かす脅威に配慮する。**一部の脅威は、それ自身が特定の管理アプローチに結びつく。例えば、海洋保護地域内の密猟は、

地域コミュニティと漁獲量について合意し(カテゴリーVやVI保護地域などにおいて)、彼ら自身による密猟の管理を促すことが最善の措置であることがある。

- **保護地域の目的、既存・将来の国際的指定、これらによる景観保全、国や世界レベルの生物多様性保全の取組みへの貢献を考慮する。**既存の保護地域も特定の目的をもって設立されたものであるべきであるが、保護地域計画が景観レベルや国レベルに拡大された場合、当初の目的を再考する必要が生じる場合がある。世界遺産条約やラムサール条約などの国際指定は、当該地域に最適な管理アプローチの特定に有用である。
- **国内での管理カテゴリーの決定・見直しのプロセスの整備・実施を検討する。**国の保護地域管轄機関は公的な管理カテゴリーの決定・見直しプロセスを整備すべきである。例えば、パナマの保護地域管轄機関は、生態系ギャップ分析の結果を受けて国内の全保護地域の管理カテゴリーを見直した。
- **自然性、生態系機能、種の生存可能性を損なわない。**選択した管理オプションによって、保護地域内の自然性の現状が損なわれてはならない(IUCNは通常、概ね自然といえる地域に対しては、カテゴリーVもしくはVI保護地域を提案しない)が、例外もある。
- **カテゴリー決定の際には陸域景観および海域景観に配慮する。**カテゴリーは、保護地域の個々の地域の価値だけではなく、より広範囲の保全モザイクへの貢献を念頭に置き、選定すべきである。すなわち、ある地域の管理目的だけを切り離して選ぶべきではないということである。例えば、内陸の湖はそこに定住する生物のみに重要なのではなく、渡り鳥の一時的生息地としても重要である。同様に、環境計画策定者が一定の生物多様性要素について、IUCNカテゴリー全般にわたる多様な管理地域ポートフォリオを整備することを推奨する。
- **利害関係者は重要な存在である。**管理オプションは地域コミュニティのニーズ、能力、希望に配

慮したものであるべきで、一般に利害関係者との協議の後に決定されるべきである。管理目的が地域コミュニティから支持される場合のほうが、そうではない場合（支持されないもしくは反対されている場合）よりも、成功する確率が高い。

- **保護地域カテゴリーを決定する際には管理の有効性に配慮する。**管理目的（保護地域カテゴリー）を提案する際には、管理者は既存の管理の有効性と潜在的な管理の有効性も念頭に置くべきである。管理が無効もしくは不在のカテゴリー I・II 保護地域（地図上の保護地域症候群）は、管理規則が厳格ではない V もしくは VI よりも、保全効果が低い可能性がある。
- **管理レベルが高いカテゴリーがどのような状況においても優れているわけではない。**自然保全分野の科学者は、カテゴリー I～IV が V～VI よりも保護地域指定の効果が高いと仮定する傾向があるが、これは常に正しいとは限らず、例えばより広い地域をカバーする管理レベルの低いアプローチのほうが有効なケースがある。
- **保護地域内部の計画策定ツールとしてカテゴリーを利用する。**全体的な管理にプラスに働く場合、ひとつの保護地域の内部に異なる管理目的を持ついくつかのゾーンを設けることもできよう。一時的なゾーンの設置も可能である（地域コミュニティによる影響の少ない非木材森産品の持続可能な収穫の許可など）。
- **カテゴリーのポートフォリオを多様化することによる社会的便益を検討する。**さまざまな管理カテゴリーを検討することで、一般の人々の保護地域に対する印象の改善につながる場合がしばしばある。特に、すべての保護地域が陸域や水中、海域の資源を「凍結」するものではないという認識につながる場合がそうで、成功の可能性も一層高まる。特定のカテゴリーを利用することで関係者の保全への熱意が高まり、保護対象地域指定のオプションも広がる（グアテマラの Tikal 国立公園などのように、地域コミュニティの信仰の対象となっている聖地が優れた生物多様性を備えている場合など）。

## 気候変動対策としての計画策定

地球温暖化は、保護地域の計画策定にさまざまな影響を及ぼす。気候変動は年間平均気温の上昇や水環境に変化を引き起こすほか、予測不能な事象の発生確率を高めることはほぼ確実である。生態系と生息地の自然の属性や、生物の自然の分布に大きな変化が生じる可能性がある。世界のある地域では湿地が干上がったたり、乾燥地が洪水多発地帯になる可能性がある。海面上昇と嵐の多発により、海拔の低い島嶼や沿岸地では浸食や土地や生息地の喪失などのリスクが高まる。分布域の端にある生息地やそこに生息する種は、世界的な気候変動の悪影響を受ける可能性が高い。動植物の季節的リズムも変わる。保護地域の多くも影響を受け、種や生態系を失う可能性がある。他の種の生息地を奪う種がいる一方で、移動範囲の狭い種や適応能力が低い種の絶滅リスクは高まる。しかし、このような中で、保護地域は、極端な気候現象に対するバッファ（Stolton 他 2008年）や、迅速な移動が可能なルートと進化・適応のための空間である自然の生息地ネットワークを提供し（Dudley & Stolton 2003年）、気候変動影響緩和に役割を果たすことができる。

保護地域管理者および管轄機関は、気候変動による保護地域への影響を低減するオプションと、気候変動影響の緩和において設計の行き届いた保護地域システムがもたらす社会一般への利益を最大化するオプションを検討し始めている。こうした動きは管理目的とカテゴリーの選定にも影響する。

- 保護地域システムを設計する際には、想定される気候変動影響を考慮し、こうした気候変動に直面したときの各カテゴリーの利点・欠点を把握し、各管理アプローチの機会を最大限利用する。こうしたことを、保護地域システムの計画策定および各保護地域の計画策定時に考慮し、将来の変化に備える必要がある（将来の変化がどのようなものであるか不確実なので、計画策定には柔軟性が必要である）。

- 回廊とネットワークを利用して保護地域を連結すれば、種の移動が促され、生存に適した条件を備えた場所への自然移動の可能性が高まる。このようなことから、連結の重要性は一層高まっており、出来る限り幅広い生物地学的特徴を備えた広大な保護地域の設計に努めることが望ましい。
- 生存に適した気候を備えた場所が自然拡大が可能な範囲にない一部の種は、完全に絶滅するだろう。したがって、より適切な場所への種の移転と生息域内保全、生息域以外での保全の取組みの連携を改善する制度を整備する必要があるだろう。
- 気候変動の結果、種の出現と生息地を保護するために介入型管理が必要となる可能性が高い。これによりカテゴリー決定に疑問が生じ、恐らくカテゴリー IV 型のアプローチが増えると思われる。
- 状況が変化すれば各保護地域の管理も変更となる可能性がある。伝統的な文化的景観が持続不可能になり、残存種に対する脅威が増え、その結果カテゴリー V から例えばカテゴリー Ib などへの変更を余儀なくされ、人間による利用が放棄されるケースもあるだろう。また、かつて原生に近かった環境が、人間の介入なしには存続できず、カテゴリー Ia からカテゴリー IV への変更が必要となる場合もあるだろう。カテゴリーの変更は頻繁に行うべきではなく、当初の決定と同程度の入

念な検討が必要であることに留意すべきである。

- 保護地域は（海面が上昇した場合など）、移転が必要となったり、新しい保護地域にとってかわることがある。保護対象種が保護地域内に生存できなくなった場合、既存の保護地域が適切でなくなる場合もあるだろう。保護地域を予測可能な未来にわたって保護された固定的な地域とする考えが定着し始めているが、気候変動下ではこれは最も有効な保全の実施方法ではないかもしれない。
- 気候変動と保護地域に関する研究を奨励すべきである。このような研究は、保護地域管理者が気候変動に対する適切な対応を整備する助けとなるべきである。
- 可能な限り幅広い生物地理的な特徴をカバーする広大な保護地域を確立し、極端な気候現象に対するバッファとしての機能を確保すべきである。

これらの戦略の多くは現行の指針の範囲を超えるものであるが、各カテゴリーの有する比較優位点と、気候変動に対する包括的措置の主要な構成要素として有効活用するための方法に関する情報を整備する必要がある。気候変動の観点から見た各カテゴリーの利点、欠点、機会、脅威の初歩的分析を表5にまとめた。

表5 気候変動の視点からみた各カテゴリーの長所・短所・機会・脅威分析

カテゴリー	利点	欠点	機会	脅威
カテゴリー Ia	原生自然の厳正な保護を通じて、変化を計測し、対応を計画するためのベースラインデータが得られる。	非常に小規模であることが多いため、バッファリングの効果が小さい。	負荷が増えれば管理介入の必要性が高まり、カテゴリー IV などへの変更が必要となる。	急速な環境変化に直面したときに、完全な非介入を継続すれば大きなリスクが生じる。
カテゴリー Ib	あまり改変されていない広い生息地は、生態系全体と関連のプロセスを保護しながら、気候条件の変化を吸収し、こうした変化に対応する耐性が一般的に最も高いとされている。		人間の介入を最低限にとどめた改変されていない広い生息地を維持することによって、気候変動に対する自然適応の機会が増える。	
カテゴリー II			既に行われている活発な管理を促進し、生態系アプローチを重視した空間とする。	カテゴリー II および III の多くが観光収入で維持されているが、燃料価格の上昇や休日旅行に反対するキャンペーンのために危機に曝される可能性がある。
カテゴリー III	通常、継続的に保護活動がしっかり行われている象徴的な場所。	気候変動影響を吸収するには小さすぎるが多い。	大きく改変をうけた景観に、保全の「島」を提供することができる。	

カテゴリー	利点	欠点	機会	脅威
カテゴリー IV	対象の生息地と種の維持を目的とする管理介入が、現場の計画にすでに書き込まれている可能性がある。	通常、生息地の断片であり、気候変動に対する耐性は比較的低い。	既に人間の管理が実施されており、管理の修正を試験する有用な実験場となる。	特定の保護対象種が必要とする条件が損なわれる。
カテゴリー V	長期管理計画が整備されている。	生息地の一部はすでに改変され、脆弱になっている可能性がある（侵略種に対してなど）。	主に文化的陸域・海域景観において、順応管理計画整備を目的とした地域コミュニティとの協力。	環境変化による土地放棄と、その結果としての生物多様性が依存する文化的システムの喪失。気候条件が悪化すれば資源に追加的な負荷がかかる。
カテゴリー VI	長期的保全に向けた取組み。		持続可能な管理のための順応管理計画整備を目的とした地域コミュニティとの協力。	かつて持続可能だった管理制度の効果が、気候変化により低減する。
全カテゴリー	気候変動影響に適応力が最も高いとされる健全な生態系を維持する。適応可能性と生息域内での遺伝子バンクを維持する。	ひとつの場所に固定されているために気候の変化に弱い。	他のカテゴリーや保護地域外での持続可能な管理の経験に基づき、環境変化に対応するために管理計画を変更する。	気候変動により保護地域が対象種・生息地に適切ではなくなる。

## 自然保全政策のツールとしての IUCN 保護地域カテゴリーの利用

本来の目的には含まれないが、各カテゴリーは、IUCN 自身やそれ以上に政府機関やその他機関から政策手段として利用されてきた。カテゴリーの利用者は、この事実をカテゴリー適用において念頭に置く必要がある。政策に利用される場合、以下の公的な位置付けが異なる6つの大きなタイプがある。

- **国際的な記録におけるカテゴリー利用：**カテゴリーが公的に記録のために採用されている場合。これは本カテゴリーシステムの当初の目的の一つである。カテゴリーは、国連保護地域リスト<sup>8</sup>やCBD保護地域作業プログラム、世界保護地域データベースなど国連のシステムで採用されている。国際的には、国際森林フォーラム、国連森林資源アセスメントなどの国際制度・合意においてもある程度活用されているほか、生物圏保存地域分野でも活用されている。
- **国際的な規定におけるカテゴリー利用：**より議論のあるところではあるが、保護地域への特定の管理介入の制限などの国際政策を提示するた

めにカテゴリーが使われている。最も顕著なのは、「IUCNのカテゴリー I～IVにおける採鉱不許可の立場 (IUCN No Go position on mining in categories I to IV)」である。この勧告 (第2.82号) は、2000年にアンマンで開かれたIUCN世界自然保護会議で採択された。これは、「IUCNメンバーに、IUCN保護地域管理カテゴリー I～IV保護地域での鉱物資源の探鉱・採鉱を法令に基づき全面的に禁止するよう」呼び掛けている。この勧告をうけて、ShellやICMMが世界自然遺産地での「非採鉱」の姿勢を採用した。これは資源利用に関する制限と結びついたIUCNカテゴリーの新しい適用法の可能性を示しているが、こうした目的にかなうほど同システムが厳格かどうかという重要な疑問を同時に提起することとなった。

- **地域的政策におけるカテゴリーの利用：**北極動植物相周極域保護地域ネットワーク戦略およびアクションプラン1996 および改正アフリカ自然・天然自然保全条約2003という2つの地域条約・合意がIUCNカテゴリーを適用している (Dillion 2004年)。後者は、条約改定にあたってIUCNカテゴリーに大きな影響を受け、多数

<sup>8</sup> 1997年および2003年版の国連リストは1994年のIUCNカテゴリーを基盤として編纂された。

の条項がこれを枠組みとして改定された。改定案はまず組織横断タスクフォースに承認された後、アフリカ政府の専門家グループに提出され、条約本文に採択された。この条文Vは「保全地域」を主に一定の目的のために設計・管理される保護地域とし、IUCNの6つのカテゴリーに言及してこれらの目的をさらに精緻化している。もうひとつの地域レベルの適用は欧州のもので、WCPA/EUROPARC連盟出版が欧州におけるガイダンスの提供を目的として、「欧州における保護地域管理カテゴリーの解釈と適用 (Interpretation and Application of the Protected Area Management Categories in Europe)」を出版した。

- **国内での記録におけるカテゴリーの利用**：国内の保護地域分類とIUCNのシステムの整理を目的として、IUCNシステムに直接合致するような国内カテゴリーの変更、相互比較を容易にする解釈への合意締結などに多くの国が意識的に取り組んでいる。IUCNカテゴリーの利用は任意だが、現在、多くの国で保護地域の一部もしくは全体に適用されている。1994年以降に施行された各国の保護地域法令の10%程度でIUCNカテゴリーが利用されている（オーストラリア、ブラジル、ブルガリア、カンボジア、キューバ、グルジア、ハンガリー、クウェート、メキシコ、ニジェール、スロベニア、ウルグアイ、ベトナムなど）。
- **国内規定におけるカテゴリーの利用**：財政支援レベル（オーストリアなど）や保護地域内への居住などに関する政策を、直接IUCNカテゴリーと関連付けている国もある。もともとの枠組みを維持したうえで、それぞれの国の状況に照らしてIUCNの各カテゴリーがどのような意味を持つかについてより詳細な説明を提供しているケースも多い（マダガスカルなど）。
- **NGOにおけるカテゴリーの利用**：NGOによる利用は公的ではないが重要である。例えば、カテゴリーI～IVのみを保護地域として計上することで、多数の生態地域計画、生物地域計画に影響を及ぼしているNGOもある。また、一部のNGO

は、特定の保護地域管理アプローチに政策的影響を与えるために、IUCNカテゴリーをアドボカシーの目的で利用している。

### 政策におけるカテゴリーシステムの利用からの教訓

これまでの政策におけるカテゴリーの利用の経験から、以下のような教訓が得られている。

- IUCNカテゴリーがあらゆるレベルの保護地域に関する政策・法令に影響を与える可能性は大きく、1994年ガイドラインの発行以降、政策への適用が広く進んだ。
- CBD保護地域作業プログラムの普及とその成果の進展にともなって、特に各国レベルでの政策決定におけるカテゴリーシステムの影響が大きくなることが想定される。
- 政策レベルの決定にカテゴリーシステムを組み込むことによって、システムには追加的な重みと信頼性が付加され、保護地域の価値に対する意識・理解を高めることができる。
- 政策レベルの決定においてカテゴリーシステムを最も効果的に利用するには、国や地域の状況に応じて柔軟に当該システムを適用すべきである。
- カテゴリーシステムを適用すると、国際標準に関する認知も国内に広がる。

しかし、以下のように制約も多数ある。

- 特にカテゴリーI～IVについて、IUCNカテゴリーを保護地域に適用するプロセスの有効性と正確性が問われてきた。これは特に、同カテゴリーにおける非採鉱方針に関する勧告に関するもので、カテゴリーを政策に適用する場合には、以前よりも厳格な適用が求められることを意味している。
- IUCNカテゴリーシステムに対する意識・理解が不十分である。
- 世界保護地域データベースおよび国連保護地域リストの保護地域データに正確性が欠けていることがある。

- 国レベルや特定の生物群系にどのようにカテゴリーシステムを適用するかに関する理解・意識が不十分である。

政策決定におけるカテゴリーの利用に関する今後の取組みには、より厳格なカテゴリーの理解と客観的適用が必要である。

## 6. 特定の対象への適用

保護地域にはさまざまな生物群系が含まれ、所有パターンや動機も多様である。これらは、すべて管理目的の設定方法に影響するもので、したがってカテゴリーの選定も左右する。本節では、過去に混乱を生じた森林や淡水、海洋保護地域、自然の聖地、保全における回復の役割といった特定の事例について詳しく採り上げる。

## 森林保護地域

森林保護地域と、森林生物群系内の何を保護地域としてカウントするかということに関して、これまで混乱があった。こうした混乱は、特に森林資源に関して収集された幅広いデータの中にこうしたデータが含まれている際に顕著である。以下の一連の課題について、指針 (Dudley & Phillips 2006年に基づく) を呈示する。

- 森林保護地域の文脈における森林定義
- 森林へのIUCNカテゴリーの適用
- 森林保護地域範囲の算定
- IUCNの森林保護地域定義に該当しない地域
- 生態回廊、中継地、緩衝地帯との区別

### 森林保護地域の文脈における森林定義

UNECE/FAOの定義をもとに、IUCNによる解釈を加えた定義は以下のとおりである。

#### UNECE/FAOの森林定義

**森林**：0.5ヘクタール以上の10%以上の樹冠によって被覆された土地 (もしくは同等のストック)。成熟時の樹高は現場で最低5mとする。複数の階層と地表の大部分を被覆する下層植生からなる閉鎖林構造か、樹冠被覆が10%を超える継続的植生の疎林構造のどちらかをとる。通常、人為的活動や自然の作用によって、森林地域の一部分は樹冠被覆が10%、樹高が5mに達していない若齢の自然林および人工林によって構成されるが、これらは将来森林への回復が期待できることから、森林に分類される。

**含まれるもの**：森林の重要な一部である苗畑と採種場、林道、伐採地や防火帯などの小規模なオープンスペース、国立公園や自然保護区その他の保護地域内の森林 (科学的、歴史的、文化的、精神的価値を有するものなど)、幅20m以上、面積0.5ヘクタール以上の防風林や防災林、ゴムの木やコルク樫を含む林業を主目的とする人工林。

**除外されるもの**：農業が主な利用目的の土地。

**その他の林地**：現場での成熟時樹高が5mに達する樹木による樹冠被覆率が、5～10% (もしくは同等のストック) の土地、もしくは現場での成熟時樹高が5m未満 (矮性樹木や生育不良樹木) の樹木による樹冠被覆率が、10%以上 (もしくは同等のストック) の土地、または灌木・低木による被覆率が10%以上の土地。

**政策ガイドライン**：森林保護地域内の森林に関連してUNECE/FAOの定義を使う際には、以下に留意すべきである。

- 管理の主目的が産業用の丸太、ゴム・樹脂、果物である人工林は含めてはならない。
- 管理の主目的が、生物多様性とそれに関連する文化的価値の維持・保護であるような自然林への回復過程にある土地は、含めるべきである。
- 主に生物多様性とそれに関連する文化的価値のために保護されているような「文化的森林」は、含めるべきである。

### 森林へのIUCNカテゴリーの適用

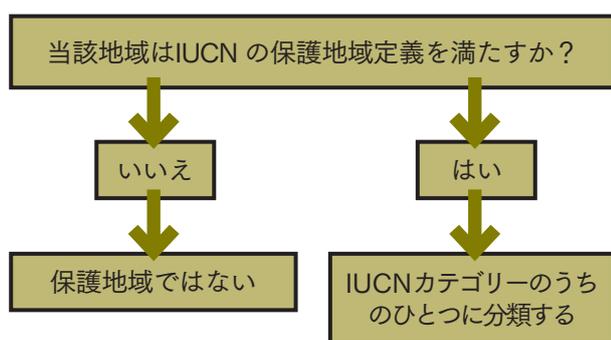
何が保護地域で、何がそうではないかという混乱の可能性は、定義の階層的性質を強調し、それに従ってカテゴリーシステムを適用することで、大きく減少するだろう。つまり、カテゴリーへの分類は、当該森林地域が保護地域の定義を満たしている場合にのみ適用される。保護地域が正しく特定された後でも、カテゴリーの選定に誤る可能性がある。以下に、主な2つの疑問を挙げる。

- **森林保護地域とするには保護地域をどの程度森林が占めているべきか?**：保護地域内の重要な森林は、残存森林や河畔林、マングローブなど、面積としては小さなものである場合がある。この事実が解釈を難しくし、データの入手可能性にも影響を及ぼしている。森林統計管轄機関は、森林を含む保護地域の一部を区別すべきだろうか?

- 保護地域内の全森林は、それだけで森林保護地域とみなされるのか？：カテゴリーVおよびVIをはじめとする一部の保護地域には、保護林ではない林地が存在する。ヨーロッパのカテゴリーV保護地域で良く見られる外来種の人工林などがこの事例である。これらは上述した保護地域のための森林の定義を満たさないが、現在では「保護下にある」として記録されることがあり、公的な統計上「森林保護地域」とされることがある。

森林保護地域の範囲は、標準化された手順に従って決定することが重要で、これによって有意義かつ正確なデータを得ることが可能となる。範囲の算定は、以下の順番で行うものとする。森林保護地域は、全保護森林の情報を集め、そこから保護レベルの低いカテゴリーの人工林の情報を除くことで、国の保護地域統計のサブセットとして明確に算定することができる。

**政策指針と解釈：**カテゴリー分類プロセスは、まずIUCN保護地域の確認から始め、次に各カテゴリーを検討する。



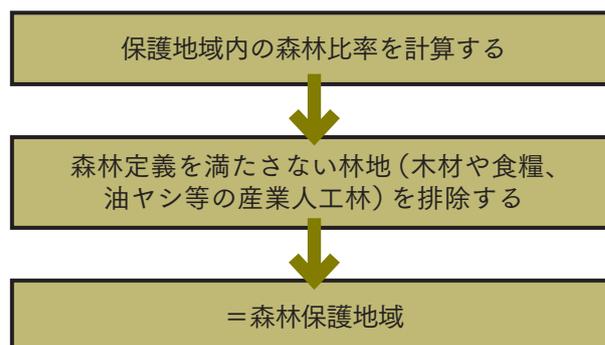
管理目的のみを考えた場合1つのカテゴリーに該当するようと思われるが、保護地域の一般定義を満たさない地域はIUCNが定める保護地域として捉えるべきではない。

### 森林保護地域の範囲の算定

森林に関する統計が必要な場合、保護地域内の森林の割合を特定することが必要である。これは通常簡単な作業ではない。保護地域には森林が含まれる

ことが多いが、「森林保護地域」でさえ多くの場合全体が森林ではない。さらに上述の特定基準を満たさない広大な景観保護地の森林も算定の対象としなければならないケースがある。

**政策指針：**森林保護地域の算定の手順は以下の通りである。



### IUCNの森林保護地域定義に該当しない地域

IUCNの定義に該当しないような森林の用途にはさまざまなものがあり、その一部には社会的価値や生態学的・生物学的価値の高いものもある。

**政策指針：**以下は森林保護地域ではない。

- 生物多様性以外の資源保護のために管理される森林：流域保護、飲用水源保護、雪崩・土砂崩れ抑制、防火帯、防風林、侵食抑制を目的とする森林など
- 主に地域コミュニティの生活基盤として管理される森林：非木材林産品、薪や飼料、レクリエーションや宗教関連の目的で管理される森林など
- 戦略資源として管理される森林：非常時の木材供給源としてなど
- 管理目的が明確ではなく、生物多様性の保護の重要性がその他用途と同等もしくはそれ以下とされている森林など
- 偶発的に保護されている森林：道路の中央分離帯や緑の緑地、軍事・国防目的で管理される森林など

いくつかの例を表6に示した。

表6 森林保護地域と良く保全されている森林ではあるが森林保護地域ではないものの事例

森林のタイプ	例	注記
<b>森林保護地域の例</b>		
IUCN カテゴリー Ia 保護地域	Wolong 自然保護区 (中国四川省)	厳正保護地域。ジャイアントパンダの保護を主な目的とする。飼育繁殖センターもある。
IUCN カテゴリー II 保護地域	Huerquehue 国立公園 (チリ)	全域が保護されている国立公園 (内部には、エコツーリズムに利用され、保護地域から除外されている土地もある)。国立公園設立の主目的は、地域特有の Araucaria (チリマツ) 森林の保護である。
IUCN カテゴリー III	Monterrico 多目的利用地域 (グアテマラ)	国内最大のマングローブ林が残る沿岸地域。ウミガメが産卵する砂浜と沿岸コミュニティもある。マングローブ林は、保護と自給自足の漁業のために管理されている。
IUCN カテゴリー IV	Dja Faunal 保護区 (カメルーン)	コンゴ盆地、カメルーン南東部にあり、バカ族 (ピグミー) など多くの人が保護地域内部および周辺に居住する。ブッシュミート取引を抑制し、森林を回復するために活発な管理が必要である。
IUCN カテゴリー V	Brecon Beacons 国立公園 Sugarloaf 山 (英国)	山の側面にある林地を National Trust (英国の主要 NGO) が保護地域として所有・管理する。同森林保護地域内では制限付きだが、羊の放牧が許可されている。周辺の丘陵部では羊が飼育されている。
IUCN カテゴリー VI	Talamanca Cabecar 人類学重要保護区 (コスタリカ)	この保護地域内の森林には、先住民によるものをはじめ、いくつかの利用が許容されているが、その面積の大半が厳正な保護下にある。
<b>森林保護地域ではない森林の例</b>		
IUCN カテゴリー V の中の森林	Snowdonia 国立公園内の人工林 (英国ウェールズ)	カテゴリー V 保護地域の中にあるが、商用木材調達を唯一の目的とする外来種の国有人工林であるため、森林保護地域ではない。
環境管理を目的とする森林	Brisbane 分水嶺 (豪クイーンズランド)	ブリスベン周辺の集水域の一部では、都市への水供給を確保するため、伐採その他の介入が禁止されている。厳正に保護されているが、生物多様性保護を目的としていないため、保護地域ではない (集水域の一部には保護地域とされるエリアもある)。
地域コミュニティが管理する森林	カメルーン南西部 Kribi の地域コミュニティ	WWF によるプロジェクトとして、地域コミュニティが森林を管理している。当該森林は地元住民および環境の双方に寄与すると思われるが、保護地域には指定されていない (生物多様性保護を目的としていない)。
多目的森林	Jura 山脈の森林 (スイス)	スイスの森林政策は、多目的管理および選択伐採、保護を重視している。Jura 山脈は、地域コミュニティおよび野生生物にとって重要性が高いが、全域が保護地域とはされていない (一部地域は、さまざまなカテゴリーの保護地域に指定されている)。
偶発的に保護されている森林	韓国・北朝鮮国境の森林 (非武装地帯)	広大な森林地が国防のために全面的に保全されているが、政情が変化した場合、状況が変わる恐れがある。



西インド洋に浮かぶセイシエル諸島沖合いのAldabra 環礁(カテゴリー Ia)は、熱帯海洋生態系とそれを取り巻く環境(海藻やマングローブなど)の調査に理想的な自然の実験所である。 © Sue Stolton



Imfolozi 原生地域(南アフリカ、クワズル・ナタル、Imfolozi 狩猟保護区)は地方自治体が管理するカテゴリー Ib 地域で、これを先駆けとしてアフリカにおける原生地域保護区の指定が進んだ。5日間のウォーキング・トレイルに訪れるWilderness Leadership School の「トレイリストたち」は、環境負荷が少ないキャンプの方法でこの地に滞在する。 © Vance G. Martin



Kaziranga は、インドサイで有名な伝統あるカテゴリー II 国立公園である。観光客はゾウの背中に乗ったり、Brahmaputra 河をボードに乗って、Kaziranga の景観を楽しむことができる。  
© Nigel Dudley



Organ Pipe Cactus 天然記念物(カテゴリー III)は、米国のオルガンパイプ・サボテンの大半を保護している。  
© Nigel Dudley



面積がわずか1 km<sup>2</sup>に満たないInsel Vilm 自然保護区(カテゴリー IV)には、ドイツ最古のカシヤブナが繁茂する。訪問は厳しく管理され、島の大部分が立ち入り禁止とされている。 © Sue Stolton



ウェールズのSnowdonia 国立公園(カテゴリー V)は、牧畜と過去の採鉱活動の影響が残る文化的景観の中にあり、強風が吹き付ける高地ととがった山頂を広範囲にわたって保護している。 © Nigel Dudley



ブラジルのMamirauá 持続可能な開発保護区(カテゴリー VI)は、アマゾン流域に広がる広大な保全地域(600 万ヘクタール強)の一部を構成する。生物多様性保全の必要性和地元住民の持続可能な生計獲得機会を改善するオプションのバランスを考慮し、管理されている。 © Jim Barborak



豪Victoria州のGrampians 国立公園(カテゴリー II)では、豪の植物相の3 分の1 にあたる維管束植物975 種が保護されている。このうち148 種は、Victoria州の絶滅危惧種である。 © Nigel Dudley



Atol das Rocas 自然保護区 (ブラジル、カテゴリー Ia) が保護する生産性が非常に高い水域は、アフリカの東大西洋岸に移動するマグロやカジキ、クジラ類、サメ類、ウミガメなどの餌場である。 © Pedro Rosabal



Bukit Timah 自然保護区 (164ha) と隣接のCentral Catchment 自然保護区 (約2000 ha) は、シンガポールに残った熱帯雨林を守っている。これらのカテゴリー IV 保護地域が保護している熱帯雨林の面積は、かつて熱帯雨林だった総面積の4%以下である。 © Nigel Dudley



Kogelberg 生物圏保存地域は南部アフリカに最初に設立された生物圏保存地域であり、ユネスコの世界生物圏保存地域ネットワークの一部である。10,000 km<sup>2</sup> の面積に1,300 種の植物が生息しており、世界最高の植物多様性を誇る。© Nigel Dudley



セネガルのGeumbeul 保護区は、小規模なコミュニティ保全地域であり、沿岸マングローブ林とゾウガメ、ツノナガレイヨウ (*Oryx gazella*) の繁殖を保全している。© Nigel Dudley



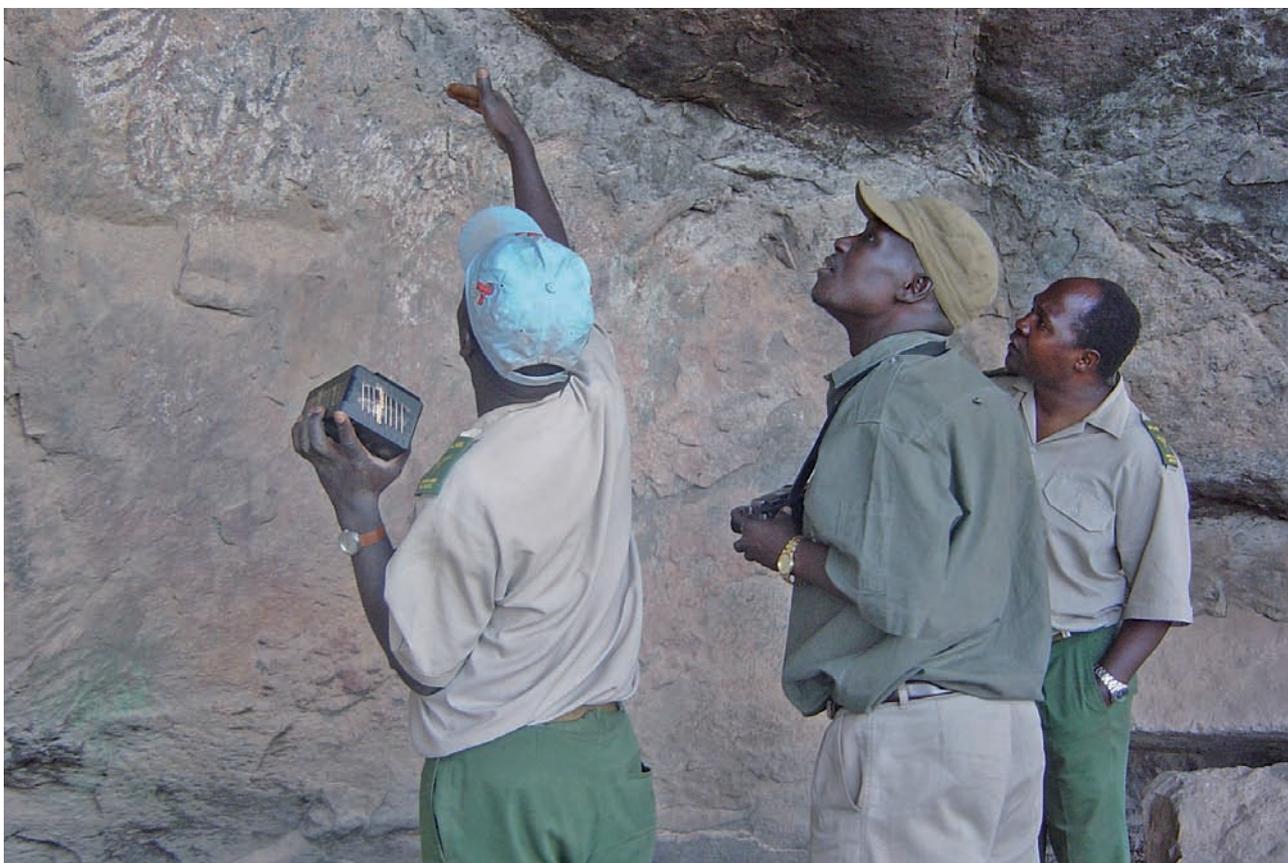
スペイン、カタロニアの保護地域でのゾーニングに関する話し合いの様子。さまざまなカテゴリーの保護地域ネットワークは、地中海の豊かな景観の生物多様性の維持に有用である。 © Nigel Dudley



米国のYellowstone 国立公園(カテゴリー II)は、地質活動によって現在も変化し続けている景観である。ここでは、間欠泉や温泉、泥間欠泉、噴気孔など、世界で最も多様な自然の地学現象が見られる。 © Roger Crofts



南部アフリカ（ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ）には、何らかの形態で野生生物を保護したり、持続可能な野生生物管理を行っている民間所有地が推計1,400万ヘクタールあると推定されている。 © Nigel Dudley



マラウイのNyika 国立公園(カテゴリー II)では、複数の自然の聖地や重要な岩絵遺跡のほか、豊かな在来の生物多様性が保全されている。 © Nigel Dudley

## 森林保護地域の内外にある、生態回廊、中継地、緩衝地帯との区別

IUCNは、回廊や緩衝地帯などの重要な連結生息地が、保護地域の定義を満たすかを判定する指針も提案している（下表7参照のこと）。

表7 保護地域の内外にある生態回廊、中継地、緩衝地帯などの連結保全地域の区別

要素	概要	例
生態回廊	複数の保護地域（もしくは保護されていない重要な生息地）をつなぎ、種の交雑、移動、遺伝子交換などを可能にする適切な生息地域もしくは回復過程にある生息地	<b>保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保護森林2つをつなぐ森林をIUCNカテゴリーに分類される正式な保護地域として指定する。</li> </ul> <b>非保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の森林保護地域の間であり、優良な管理が認められている森林地域。</li> <li>2つの保護地域をつなぐ林地で、一時的に土地所有者が自らの意思で野生生物のために管理している地域。</li> <li>政府や民間保全団体が保全目的で所有する地域にある森林。</li> </ul>
生態学的中継地	渡り鳥や他の種に一時的な生息地を提供する、2つの保護地域の間、もしくはその他の重要な生息地の間にある適切な生息地もしくは回復過程にある生息地	<b>保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡り鳥の中継地点を提供するために管理される残存森林。</li> </ul> <b>非保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡り鳥の一時的な生息地として、農家による自主的合意や政府補償に基づいて保護される林地。</li> </ul>
緩衝地帯	保護地域の価値の維持のために管理される保護地域周辺地域	<b>保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全目的に影響を及ぼさない、自然に配慮した地域コミュニティの利用を許容する保護地域の端にある森林。保護レベルの高い地域（I～IV）周辺のカテゴリーV、VI保護地域がこれに当てはまることが多い。緩衝地帯を法的に保護地域の一部とする国もある。</li> </ul> <b>非保護地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティとの合意によって、繊細に管理される保護地域外の森林（補償金が支払われる場合と支払われない場合がある）。</li> </ul>

## 海洋保護地域

海洋保護地域（MPA）は、その性質上、陸域の保護地域とは異なるアプローチを必要とする管理課題をとまなう。このような、陸域の保護地域にはみられない、もしくは比較的稀であるMPAの特徴には以下のようなものがある。

- MPAは流動的な3次元環境で指定される。水深によって異なる管理アプローチを検討している事例もある（以下3つ目の箇条書きを参照のこと）。
- 通常、多方向に向かう流れがある（潮の干満や海流など）。
- 土地所有権は海域環境ではあまり適用されず、あらゆる利用者が利用とアクセスの権利を持つ「コモンズ」として捉えられていることが多い。
- 魚類や海洋哺乳類の繁殖場の保護など、一年の内、特定の時期のみ全面的な保護を必要とする場合がある。
- MPAへの侵入やMPA内での活動の規制は特に難しく（不可能である場合も多い）、外部影響に対する境界、もしくは制限が適用されることはほとんどない。
- MPAは「下降流」や周辺からの影響を受けるが、これは管理対象範囲の外に由来することが多く、独立した地域として管理するのは陸域の保護地域よりもさらに難しい。
- 海洋連結性は非常に広い範囲に及ぶ。

現在、世界には5,000のMPAがあり、その多くにひとつもしくは複数のIUCNカテゴリーが指定されている。しかし、海域環境へのカテゴリーの適用は正確でない

ことが多いのが現状である。加えて、保護地域が陸域と海域の双方にまたがる場合、カテゴリー選定の際に海域の目的が考慮されないことが多い。同じ特徴を持つMPAのカテゴリーが異なるなどの矛盾は、IUCNカテゴリーの世界的な分類制度としての効果・適切性を損うことになる。本セクションは、カテゴリー選定と報告の正確性の向上を目的とする。

## MPA（もしくはMPA内のゾーン）に対する カテゴリー適用の一般原則

### 1. 何らかの形態を通じて保全目的で管理されている 他の地域とMPAの区別

海洋保護地域とされるには、IUCNの保護地域定義を完全に満たさなければならない。したがって他の目的（防衛など）を主として保護されている地域は、たとえ海洋生物多様性の価値が高くても海洋保護地域とは分類されない。

1999年からIUCNが用いているMPAの定義は、「法もしくはその他効果的な手段で区域全体あるいは一部の環境が保全されている、水、関連動植物、歴史、文化物を含む、潮間帯 (*intertidal*) と潮下帯 (*subtidal*) の区域」(Kelleher 1999年)である。

海域についても新しいIUCNの保護地域の定義(p10参照のこと)が、この1999年のMPAの定義に優先される。海洋環境を特定した言及はないが、保全を目的とした地域と漁業などの資源採取利用を主な目的として管理される地域の線引きがより明確になっている。関連の漁業保護地域を含めることは制限されないが、IUCN/WCPA-MarineがMPAと認めるのはこの新しい定義に合致したものに限られる。したがって、何らかの方法で保全されている海域はすべて保護地域として認められる可能性があり、そうではない地域においては、どうしたらIUCNの公的なMPA認定が得られるようになるかは明らかである。

陸域の保護地域の場合と同様、MPAでも幅広いガバナンス類型がある。特に太平洋や東南アジアでは、地域コミュニティの管理下にある小規模のMPAが多

い。現在、これらの中には国によってMPAとして認められていないものもあり、国や国際的なリストへの掲載やカテゴリー分類がなされていないことがある。例えば、西サモアでは村落漁業管理計画 (Sulu他 2002年) に基づいて50を超える小規模村落漁業保護区を結ぶネットワークが構築されている。IUCNカテゴリーは、あらゆる種類の法、その他有効な管理によるアプローチに適用でき、地域コミュニティが管理する海洋保護地域も、保護地域の定義を満たせば保護地域として認められることが可能であり、管理目的によってカテゴリー分類することができる。

### 2. 一時的保護

魚の産卵地域や漂流ルートは非常に重要である。こうした地域・ルートを利用する種は、特定の時期に極端に脆弱になる。こうした時期は予測可能で、それ以外の期間は周辺地域よりも手厚い管理は必要ではない。例えば、Irish Sea Cod Boxは、産卵期間の漁業を禁止することで、アイルランド海のタラの生息数を保護するようデザインされている。EUは、このような季節的または通年、一時的もしくは永続的な漁法やアクセスの抑制を行う保護「ボックス」の設立を奨励している。保護地域の定義を満たせば、これらもMPAとすることができる。

### 3. 垂直にゾーニングされたMPAへのカテゴリーの適用

いくつかの国では、3次元の海洋環境に垂直なゾーニング（水深によって異なる規則を適用するなど）を適用している。このような場合、水深によってIUCNカテゴリーが異なることがある。これは海底の保護を高めながら海洋の漁業を許容する1つの方法かもしれないが、保護目的の遵守や既存の2次元のデータベースや地図上に垂直のゾーニングを表現する上で課題が生じる。さらに重要なのは、海底と海洋システムと種の結び付きに関する知識が不十分なために、海面や海中での漁業が海底コミュニティに未知の生態学的影響をもたらす可能性があることである。こうしたことから、WCPA-Marineは3次元ゾーニングを奨励していない。すでにこうしたゾーニングを採用している少数のMPAについては、当該地域に適用されている管理のうち最

も低いレベルを基準にして分類するよう助言する。例えば、底生システムが厳正な保護下にあり、海洋ではカテゴリ VIに該当するような資源利用が許容される場合、全域をカテゴリ VIに分類すべきである。これは保護レベルを控え目に見せることとなり、当初の底生システムの保護の目的もあいまいになるが、この措置が適用される事例は少なく、こうした状況での底生システムの厳正な保護の有効性が生態学的に不確実であることを踏まえると、保護レベルの低いカテゴリに分類するのが妥当だろう。

#### 4. 多目的利用MPAのゾーニング

MPAは、流動的でダイナミックな海洋生態系で構成され、非常に多様な生息地と種に加えて、広い範囲を移動する種も含んでいる。このような複雑さは、しばしば複数の目的や複雑な管理制度を要請する。海洋環境ではこれは特に重要で、IUCNはMPAのベスト・プラクティス・ガイドラインで多目的利用海域の最善の管理方法としてゾーニングを奨めている (Kelleher 1999年、Day 2002年)。

多目的利用MPAはいくつかのゾーンの連続体であり、あるゾーンでは他ゾーンよりも活発な資源の利用・採取が許容されるなど、異なる目的のゾーンを備えたものとなる (多目的利用MPAの中に採取禁止ゾーンが置かれることは多い)。

WCPAは、IUCNカテゴリシステムでゾーンシステムを扱うにあたっての問題を認識している。陸域の保護地域で見られるように、MPA内の各管理ユニットは、以下の条件を満たせば個別に分類・報告することができる。

- 当該地域が主要な法令、もしくは法定管理計画によって定義されている。
- 地域が明確に定められ、地図に示されている。
- 各ゾーンの管理目的が明確で、保護地域カテゴリへの分類が可能である。

このアプローチは、各ゾーンが法的に定められ、総面積の25%以上を占めるような大規模な多目的利用MPAにのみ適用することが提案されている (75%ルールについてはp.44を参照のこと)。

MPA内部の各ゾーンは、最新の科学と判断に基づいて特定し、関係者との協議を経て整備すべきである。

表8に、一例として、UNEP-WCMCが整備する国連保護地域リストへのグレートバリアリーフの登録修正案を挙げた。

表8 グレートバリアリーフの分類

地域	IUCN カテゴリ	面積(ha)
Great Barrier Reef 海洋公園		34,440,000
Great Barrier Reef	Ia	86,500
Great Barrier Reef	II	11,453,000
Great Barrier Reef	IV	1,504,000
Great Barrier Reef	VI	21,378,000
Commonwealth Islands <sup>9</sup>		18,500

#### 5. MPAへの複数のカテゴリの適用

海洋環境には全てのカテゴリが適用できるが、中でも海洋環境に適切なカテゴリがある。表9は、決定的なものではないが、管理アプローチとその適用範囲を検討したものである。この補足的な指針は、本ガイドラインに記した各カテゴリの説明を踏まえたうえで参考とすべきである。

資源採取活動の範囲と規制レベルは、MPA (もしくはMPA内のゾーン) にIUCNカテゴリを適用する際の重要な検討項目である。あらゆる形態の釣りを含む採取的利用は、カテゴリ Ia、Ibの目的には合致せず、IIの目的にも合致しない可能性が高い。

<sup>9</sup> Commonwealth IslandsはGreat Barrier Reef海洋公園の一部である。一方、連邦管轄下にあるその他の大半の島はそうではない。

表9 海洋保護地域に対するカテゴリーの適用

カテゴリー	MPA への適用に関する注記
la	このカテゴリーに該当する MPA の目的は、生物多様性やその他の価値の厳正な保護地域における保護である。具体的には、収穫禁止エリア／海洋保護区がこれに値し、両アプローチは、海洋生物多様性保護と漁業管理の重要なツールになっている (Palumbi 2001 年、Roberts & Hawkins 2000 年)。これらの地域がひとつの MPA として成立していることもあるが、多目的利用 MPA の一部として利用されている場合も多い。このカテゴリーでは、海洋生物種の除去および海洋資源の改変・採取・回収（漁業、収穫、浚渫、採鉱、掘削などによる）は許容されないが、科学調査など一部の目的のためには許可されることがある。保全目的上、人間の立ち入りは制限される。海洋環境における厳正保護地域の保護は、特に魚の繁殖・産卵地域の保護、介入が最小限に留められている科学的ベースライン地域の提供という点で非常に重要である。しかし、このような地域に境界を定めるのは困難で（ブイを使うと、魚を集める装置として働き、当該地の非介入の価値が失われる）、実現が難しい。このカテゴリーを検討する際には、周辺海域の利用と特に潮の流れの影響、海洋の連結性を評価基準に盛り込むべきである。カテゴリー la 保護地域は、通常適切なレベルの管理下にある他の地域に囲まれた「核心」地域である（すなわちカテゴリー la 周辺地域は、「核心」地域の生物多様性の保護を補完できるよう保護されなければならない）。
lb	海洋環境内のカテゴリー lb 保護地域は、比較的自然に近い海域景観であり、人間の介入や活動、人工設備が極めて少なく、有効な管理を通じてこの状態を維持することができる地域である。海洋環境では「原始的」という判断は陸域の保護地域よりも明確ではない。もし、このような地域が比較的乱されておらず、人間の影響を受けていない、すなわち「人里離れた場所」や「静穏」、「原生の特徴が残っている自然の体験」といった特質を持つ場所だと定義すれば、海に潜ればすぐに得られるだろう。広大で、船でなければアクセス不可能な場所も多い MPA へのエンジン付き船舶の乗り入れの問題は、陸域の原生地域への自動車乗り入れとは異なりそれほど重視されないが、「原生地の雰囲気」を維持し、カテゴリー lb 指定との矛盾を避けるために利用頻度を最小限に抑えることが重要である。例えば固定係留地などは、利用密度を管理し海底への影響を抑制しながらアクセスを提供するひとつの方法だろう。
II	カテゴリー II 保護地域は、海洋環境において特に大きな課題を提起する。これは、カテゴリー II 保護地域が、訪問やレクリエーション活動、ネイチャーツーリズムを伴う「生態系保護」管理地であるためである。海洋環境での主な活動である資源採取（有機物および無機物）は、一般にこのカテゴリーの目的に合致しない。これは、現時点ではたとえ影響が小さいもの（釣りなど）であっても、人間の活動の多くが資源を取り巻く環境に悪影響を及ぼし、有効な生態系保護とは相いれないと捉えられているためである。カテゴリー II 地域の生態系保全の全体目標を達成するうえでこのような利用を積極的に管理できない場合、資源採取を許容すべきか、保護区や保護区内のゾーンの目的を現実的に修正し、他のカテゴリー（カテゴリー V、VI）に変更すべきかを検討する必要があるだろう。カテゴリー II の MPA の自然保全は、保護を通じて達成できるものであるべきで、活発な管理や生息地の操作を必要としない。
III	海洋環境の天然記念物や自然的特徴の保護は、さまざまな目的に貢献しうる。海山などの特徴の局所的な保護は保全上の価値が高く、また、海底の歴史的・考古学的景観など、特定の集団にとって文化的価値やレクリエーション上の価値を有するものもある。カテゴリー III に分類される海洋生態系は比較的少ない。
IV	カテゴリー IV に分類される MPA は、自然保護および種の生存（適宜、繁殖や産卵エリア、餌場を組み入れて）、国や当該地方で重要性の高い植物相や定住型もしくは移動性の動物相の健全性を維持するために不可欠な特質の保護に大きな役割を果たすべきものである。カテゴリー IV は、特定の種もしくは生息地の保護を目的とし、しばしば活発な管理介入をとらなう（底引き漁や浚渫からの重要海底生息地の保護など）。特定の種もしくは集団を対象とし、その他の活動は目的としないクジラ禁猟区などといった保護措置が、本カテゴリーに分類されることが多い。季節的禁漁やウミガメが産卵する砂浜の繁殖期における保護などの、期間限定的保護もこのカテゴリーに分類できる。陸域のカテゴリー IV 保護地域は分断化された生態系を含むが、海洋環境では広大な範囲を対象とする生態系保護に非常に有用である。このような MPA の内部には、カテゴリー la や lb、II の区域が設定されていることが多い。
V	保護地域に、海域景観という考え方を適用することが注目されている。カテゴリー V 保護地域は「長期にわたる人間と自然の相互作用」の重要性を重視しており、海洋環境では、特に沿岸地域に本カテゴリー地域が見られると思われる。地元で長年行われてきた持続可能な漁業慣習や（ココナツヤシの植樹などを通じて）文化的に改変された沿岸生息地における持続可能なサンゴ収穫の保護などは、カテゴリー V に相応しい管理方策だろう。
VI	自然の生息地が大部分を占めるが、一部の食用の種や観光客向けのサンゴ・貝殻の小規模収穫などの持続可能な収穫を許容する MPA が本カテゴリーに該当する。資源採取のために管理される地域をカテゴリー VI の MPA とするかどうか判断は難しく、最終的に当該地域が保護地域の全体定義を満たすか、さらに適切な指標で測定可能な生態学上の便益を生むことができるかが根拠となる。

## 6. MPAの目的に応じたカテゴリー分類

MPAのIUCNカテゴリー分類は各カテゴリーの名称ではなく、管理目的に基づいて行うべきである。同一の名称・タイトルをもっている、それが各国で同一のものを表すとは限らない。例えば、米国では「保護区 (sanctuary)」という表現はNational Marine Sanctuary Program (Florida Keys National Marine Sanctuaryなど) によって指定された多目的利用MPAを指す。しかし、同じ表現が他国では全く異なるものを指す。例えば英国では、あらゆる資源採取が禁じられる厳正海洋保護地域を意味する。陸域や内陸水の保護地域の場合と同じように、カテゴリーはMPAの名称に左右されない。

## 内陸水保護地域

内陸水生態系が地上に占める面積は小さいが、その生物群系と生息地に対する人的活動の影響は恐らく最も深刻である。各国政府と保全団体は、内陸水の種・生息地を海域・陸域の種・生息地と同等に保護することを約束しているが、まだその約束は全面的な実現に至っていない。さらに、これらの生息地の保護を行う中で、飲用水や利用可能な水不足のリスクが高まるなかで、人々に大変重要な生態系サービスが提供されている。したがって内陸水については、あらゆる関連する保護地域の管理と一体として検討すべきであり、その関連する保護地域自体の管理においても広大な生物学的地域や集水域という観点を含めなければならない。

### 内陸湿地、淡水系、湿地の定義

内陸水(inland waters) (内陸湿地(inland wetlands))、淡水系(freshwater systems)、湿地(wetlands)という表現は同じ用途で使われることが多いが、多少の違いがある。内陸水 (内陸湿地) という言葉は、内陸の塩分を含む水域や汽水系を含むあらゆる非海水系を指す (解釈により河口などの移行系も含む)。CBDでは、内陸湿地という語を用いている。淡水は、「塩分を

含まない水、の、に関する、に住む、を構成するもの」と技術的には定義され、したがって、内陸の塩分を含む水域や汽水系は除外される。しかし、実際には内陸湿地と同義語として使われることが多い。ラムサール条約は、湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか海水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」と定義している。世界の一部の地域では、湿地という表現は小川や湖、地下水などの植生を含まない水系を除外すると非公式に捉えられている。本ガイドラインでは、海域に該当しないさまざまな水系生息地・準水系生息地および関連する種を表すために内陸水 (Inland waters) という表現を用いる。自然の内陸水湿地は、以下のものを含む (ミレニアム生態系評価「Wetlands and Water Synthesis」報告書の表3.1をもとに修正)。

- 永続的および一時的な河川および小川
- 永続的な湖
- 季節性の湖、沼沢地 (氾濫原を含む)
- 森林性の湿地、森林沼沢地 (氾濫原を含む)
- 高山湿地、ツンドラ湿地
- 泉、オアシス、地熱湿地
- 地下の湿地 (洞窟、地下水系を含む)

### 内陸水保護の難しさ

保護地域と内陸水保護の関係は複雑である。この関係性には既に問題となっている矛盾や課題、今後生じるであろうと思われる問題が多数ある。その一部を以下に挙げる。

- 景観との関係と役割：内陸水系は広大な陸域景観の一部であり、さまざまな地上・地下水循環プロセスを通じて上流の集水域<sup>10</sup>とつながっている。湿地系を「柵で仕切る」ことは、以下に述べる理由によって、ほとんどの場合、技術的に不可能である。内陸水保全にとって最も有効な保護地域は、総合集水

<sup>10</sup> ここで集水域とは、小川のある地点と連続している水文表面の分水界と上側のすべての土地、もしくは閉鎖流域系の場合には、湖に流れ込むすべての土地を指す。

域／流域管理とよばれることもある総合河川流域管理 (IRBM) であろう。IRBMは景観規模の計画を用いて、環境と経済、社会の各目標を同時に達成することを目指すものである。IRBMは、CBD締約国が支持する生態系アプローチの一形態である。各国政府がその計画策定・実施に取り組んでいる総合水資源管理 (IWRM) は、原理はIRBMに似ているが、河川流域に範囲が限定されない。残念なことに、実際にはIWRMおよびIRBMにおいても内陸水の生物多様性保全に十分な考慮が行われていないことがある。

- **水文プロセス**: 流れている (動水) 内陸水系の「キードライバー」は水流<sup>11</sup>、すなわちその量、頻度、タイミング、時間、水流の変化率である。流れていない (静水) 水系では、主な変数は水が湿地を覆っている時間、すなわち季節的循環パターンである。これらが「水文パターン」を特徴づける。ほとんどすべての内陸水系では、外部で生成した水が地上もしくは地中のルートと支流を経由し、流入する。水文パターンの保護には、上流・傾斜の上方までを対象とする保護もしくは管理が必要で、地下流域<sup>12</sup>の保護管理が必要な場合も多い。保護地域が一つの国に位置していても、越境水資源管理が必要なことも多い。既存の保護地域の多くで、保護地域範囲外の水流を管理するために関係者およびパートナーとの協力が必要とされている。
- **縦方向の連結性**: 水流と水流のネットワークは、縦、横、時間の次元とともに、線状もしくは縦方向の次元を有する。水流の回廊、もしくはネットワークの上流と下流の間の生息地や種、地域コミュニティ、生態プロセスを結ぶ縦方向の連結性の保護は、内陸水保全においてしばしば大変重要な目標であり、そのために物理的、化学的な障害の予防や排除を要することもある。また、気候変動に対して回復力のあるシステムを維持するためにも、縦方向の連結性を維持することの重要性が明らかになってきている。しかし、人工的に追加された流域間をまたがる連結性は、外来種の侵入をもたらすために有害な可能

性がある。伝統的な保護地域は多角形として計画されることが多く、水流の縦方向の連結性の保護管理に配慮して設計されているものは稀である。水流は保護地域境界を定めるためにしばしば利用されるが、それ自身がきちんと保護されていることは少ない。

- **横方向の連結性**: 水流と周辺景観の横方向の連結性は、水流および関連する氾濫原、水辺の生態学的健全性のために必須の要素である。こうした連結性は、上述の水文学的プロセスによって大半が規定され、水流と周辺の土地の相互作用により、氾濫原と水辺の湿地のユニークかつ豊かな生息地に必要な動的な条件を作り出す。こうした土地は、水流に重要な有機物・無機物を供給するとともに、水生生息域を汚染物質から守るバッファの役割も果たす。こうした地域の幅は、傾斜の強い地域に沿った比較的細い帯から、非常に広大な氾濫原までさまざまである。保護地域は、水辺の生息地や氾濫原の生息地の保全や、それらと河川との連結性の保護に重要な役割を果たすことができる。
- **地下水と表流水の相互作用**: 地表の内陸水の種と生息地の保護においては、地表以外の水循環を見る必要がある。多くの地域が地下水系に頼っており、表流水だけではなく地下水の水流の保護が必要となる。地下水を水源とするしないにもかかわらず、ほとんどの表流水はその機能を地下水 (地下水面) に依存している。カルスト地域などの地下水は、特定の種の生息地となるほか、大勢の人間に水を供給する。地下水流域と地表集水域は空間的もしくは地理的に一致しない可能性があり、これによって流れ込む水流の保護がさらに複雑になる。
- **外因性の脅威**: 内陸水は、通常景観の最も低い地点に位置するために、集水域周辺に存在して水とともに伝播してくる現象 (汚染、土壌侵食、富栄養化など) の影響を受ける。あらゆる保護地域は境界外に由来する脅威に対応しなければならないが、内陸水系の保護は、特に上方の斜面、上流 (一部のケースでは下流も含む - 侵略種など) の脅威への対応が必要である。

<sup>11</sup> 水流とは、ここでは単位時間あたりに一定の地点を流れる水量と定義する。

<sup>12</sup> 流域もしくは地表の集水域と同等の地中に存在する流域

- **内陸水資源からの除外**：内陸水系は重要な生態系サービスを提供し、人間社会は常に内陸水系の近辺に居住してきた。保護地域内部および上流での淡水利用についての根本的な権利が、人間による資源利用を制限する一部の保護地域カテゴリーの目的と衝突する可能性がある。
- **複数機関による管理**：多くの国で、景観や保護地域周辺の淡水資源、湿地の生物、水生生息地の管理に関与する政府機関が複数存在し、責任の所在が重複したり、衝突したりしている。こうした機関のなかには生物多様性保全とは矛盾する目的を持つものもあり、保護地域内の内陸水の種・生息地の管理は（上述のとおり、保護地域外の土地・水管理が必要と思われるが）、こうした複数の機関の調整が必要なために、複雑化する可能性がある。

端的に表現すれば、数多くの課題がある。理想的には、内陸水生態系保全のために設立された保護地域が集水域全体をカバーするのが望ましいが、より一般的には、IRBMの枠組の中で、保護地域とその他計画を組み合わせる必要がある。景観管理によって、既存の陸域生態系保護のために指定・設計された保護地域が何らかの便益を湿地生物多様性にももたらすのは間違いないが、保護を大幅に改善できる余地は大きい。保護地域の新規設計においては、より良い統合を達成するために、当初から内陸水へ配慮することが可能であるし、そうすべきである。次ページ以降に、内陸湿地保全に有用な保護地域管理アプローチをカテ

リー別に示した。

### 新しいPA定義の適用

「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間」という新しいPA定義では、「陸域または海域の地域 (area of land and/or sea)」という以前の定義の表現から「明確に境界が定められた地理的な空間 (a clearly defined geographic space)」という表現に変更され、淡水系をより包含するものとなった。現在の定義においては、河川回廊や湖などの内陸水の特徴の保全を主な目的とする保護地域が明確に含まれている。またこの定義には、自由流河川<sup>13</sup>など、内陸水生態系だけに見られる保護地域のいくつかのタイプも含まれる。内陸水保全計画の多くが水質と水量の保護を目的とし、環境水流<sup>14</sup>管理や土地利用への賢明な管理手法の適用などを実施しているが、これらは通常保護地域の定義には該当しない。ここでこれらについて触れた理由は、保護地域内の内陸水系保全は、保護地域境界にとらわれない計画を柔軟に活用したときに初めて実現されることが多いためである。

### PAカテゴリーの適用

明確な内陸湿地保全の目的をもつ地域には、原則的にすべてのカテゴリーを適用でき、各カテゴリーにこうした目的をもつ保護地域の事例がある（表10）。

表10 内陸水保護に寄与する各カテゴリー保護地域の例

カテゴリー	例	概要
la	Srebarna 自然保護区 (ブルガリア)	ドナウ川氾濫原にある Srebarna 湖は 600ha の生物圏保存地域かつ世界遺産登録地 (WHS)、ラムサール登録湿地である。水鳥をはじめとする豊かな鳥類相の保護を主な目的とする。
lb	Avon 原生自然公園 (オーストラリア)	39,650ha の原生自然公園で、Avon 河源流の集水域全域をカバーする。国立公園法に基づき、保全と自立型のレクリエーションを目的として指定された。
II	Pantanal 国立公園 (ブラジル)	135,000ha の国立公園 (かつラムサール登録湿地)。広大な低地に位置し、内陸デルタとして機能している。季節により水があふれるサバンナや乾性低木の島、多湿落葉林などで構成される。

<sup>13</sup> 激流や景勝河川を異なる法規制の対象としている国もある。

<sup>14</sup> 水人間に財とサービスを提供する水生生態系の構成要素、機能、プロセス、回復力を維持するために必要な水流の質、量、タイミング。

カテゴリー	例	概要
III	Ganga 湖 (モンゴル)	32,860ha (かつラムサール登録湿地)。モンゴル東部の湿地とステップ、砂丘から構成されるユニークな景観の中にある小さい塩水湖と関連の湖。水鳥の繁殖・中継地として重要。
IV	Koshi Tappu (ネパール)	Sapta Kosi 河沿いの 17,500ha の野生生物保護区。広大な干潟と辺縁沼地で構成される。ネパール最後の野生水牛の生息地。
V	Big South Fork (米国)	Cumberland 草原の 50,585ha を占める国有の河とレクリエーションエリアで、Cumberland 河の Big South Fork と支流を保護する。主にレクリエーション利用のために保護されている。
VI	Titicaca (ペルー)	世界で最も高地にある航行可能な湖を保護するために設立された 36,180ha の国立自然保護区。

内陸水はゾーニングを通じて、さまざまな利用レベルが許容されることがある。例えば、Lake Malawi 国立公園 (マラウイ) では、移動性魚類を収穫する伝統漁法が一定エリアで許可されるが、定住種の収穫は公園の大部分で許可されていない。

場所に基づく保護と保護地域カテゴリーの関連性はケースバイケースである。表11は、各種の場所に基づく

戦略と、それらがIUCN保護地域カテゴリーと両立できる場合、両立しない場合、もしくは矛盾する場合についてまとめたものである。これらの分類は一般的なものであり、例外もある。世界遺産地域、ラムサール登録湿地、生物圏保存地域は内陸水の保護に広く利用されており、ゾーニングを管理ツールとして導入しているので、これに含めた。

表11 内陸水保護に寄与する各カテゴリー保護地域の例

保護地域タイプ： 個別のものとして 記述されているが、 すべて大規模な保護区の 一部として統合可能	保護地域カテゴリーとの合致						I-VI 以外である場合、 IRBM* における 保全に寄与する可能性	例	
	Ia	Ib	II	III	IV	V			VI
<b>国際条約・プログラムにおける指定・認識</b>									
世界遺産地域								低	Malawi湖 (マラウイ)
ラムサール登録湿地								非常に高	Upper Navua保全地域 (フィジー)
生物圏保存地域								高	Dalai湖 (中国)
<b>淡水の場所に基づく保護メカニズム</b>									
自由流河川								高	Upper Delaware河 (米国)
水辺の保護区・ 緩衝地帯								高	Douglas河 / Daly河 遊歩道保全地域 (オーストラリア)
氾濫原保護区								高	Pacaya-Samiria (ペルー)
漁業・収穫保護区								高	Lubuk Sahab (インドネシア)
湿地狩猟区								中	Ndumo禁猟区 (南アフリカ)
レクリエーション漁業 禁止区域								中	Onon河 (モンゴル)
保護集水域								高	Rwenzori山国立公園 (ウガンダ)
帯水層涵養保護地域								高	Susupe湿地 (サイパン)
<b>その他淡水に有効と思われる場所に基づくメカニズム</b>									
海洋保護区・ 沿岸管理ゾーン								低	ドナウ川デルタ (ルーマニア)
季節的禁漁								中	Santo Antonio湖 (ブラジル)
森林保護区								中	Sundarbans保護森林 (バングラデシュ)
認証森林								中	Upper St. John河 (米国)

特に保護地域カテゴリーと両立できる

保護地域カテゴリーと両立する可能性がある

保護地域カテゴリーと両立しない

\*IRBM= 総合河川流域管理、  
本文参照のこと

多くのラムサール登録湿地を含む、内陸水の保護を目的もしくは目的の一部として指定された保護地域の全てがカテゴリーに分類されているわけではない。さらに、ラムサール登録されていない内陸水系の保全に有用な保護地域も多い。したがって、現在、どの保護地

域が内陸水保護を目的としているか、またはどのようにIUCNカテゴリーが適用されているかを世界的に評価するのは不可能である。自然度の異なる各内陸水系のタイプにそれぞれ適したカテゴリーがあると思われ、これらを表12にまとめた。

表12 内陸湿地生態系の各類型に適した保護地域カテゴリー

淡水生態系タイプ	IUCN カテゴリー							例
	Ia	Ib	II	III	IV	V	VI	
<b>河川</b>								
集水域全体								Kakadu国立公園 (オーストラリア)
河川・水流全体もしくはある一定の範囲								Fraser Heritage河 (カナダ)
源流								Adirondack森林保護区 (米国)
中流・下流								Donana国立公園 (スペイン)
河岸域								Douglas河 / Daly河遊歩道保全地域 (オーストラリア)
河川水系の一区画								Hippo Pool天然記念物 (ザンビア)
峡谷								Fish River峡谷保全地域 (ナミビア)
滝								Iguacu国立公園 (アルゼンチン・ブラジル)
<b>湿地・湖</b>								
氾濫原湿地								Mamiraua持続可能な開発保護区 (ブラジル)
湖								Balaton湖 (ハンガリー)
湖の一部								Rubondo Island国立公園 (タンザニア)
内陸デルタ								Okavangoデルタ野生生物管理地域 (ボツワナ)
沿岸デルタ								ドナウ川デルタ生物圏保存地域 (ルーマニア)
地熱湿地								Bogoria湖 (ケニア)
泉								Ash Meadows国立野生生物保護区 (米国)
高山・ツンドラ湿地								Bitahai湿地 (中国)
淡水沼								Busanga沼 (ザンビア)
泥炭地								Silver Flowe国立自然保護区 (英国)
<b>地下湿地</b>								
カルスト水系・洞窟								Mira Minde Poljeと関連の泉 (ポルトガル)

### 陸域・内陸湿地系の総合的保護

「内陸水保護地域」の特定は難しいことが多く、水系への保護地域の影響は、保護地域を構成する生息地よりも管理目的に左右される。海洋保護地域はその位置により容易に特定できるが、内陸水系は陸域景観全体に広がり、事実上すべての陸域の保護地域に含まれる。自由流河川やラムサール登録湿地の多くなど特定の保護地域は「内陸水保護地域」として明確に指定できるが、その他の地域の指定はあいまいになる可能性がある。陸域および淡水に関する管理目標を当初から掲げている保護地域もある一方、時間の経過とともに

当初の陸域現象の保護目的に淡水保護目標を追加するものもある。南アフリカのKruger国立公園がこうした事例である。この公園は豊かな哺乳類動物相の保護を目的として指定されたが、水辺・川辺地域が公園の生物相の推計50%を支えており、現在、管理のおよそ3割が内陸水に焦点をあてたものとなっている。

一部の保護地域は内部の内陸水系に恩恵を与えているが、そうではないケースも多数ある。多くの事例で、保護地域内の内陸水生生態系は水供給や水力発電だけでなく、野生生物観察、その他レクリエーションのた

めに意図的に改変されている。沿岸MPAを含む、関連するすべての保護地域の管理の中で内陸水系に関する配慮を取り入れるべきである。陸域保護地域の管理には、以下のような方法で内陸水系への配慮を組み込むことができる。

- 水の回廊の縦方向および横方向の連結性の保護・回復（障害の除去、氾濫原と河川の再連結、保護地域内の道路等の関連インフラが水系を分断しないよう留意する）
- 在来動物相の保護（外来魚や乱獲の禁止など）
- 特に保護地域の中で軽視されがちな水辺の在来植物相の保護
- 水に関連するレクリエーション活動の管理（原動機付き船舶の制限、ボートからの荷揚げの制限など）
- 積極的な水質保護（レクリエーション施設からの排水の入念な管理）
- 下流ユーザーの生態系サービスの享受を保護するための源流保護
- 公園内、および河川が公園境界として利用されている場合には公園の境界沿いの水辺緩衝帯の保護・回復（そして、可能であれば河川ではなく、例えば集水域の境界のなどの適切な内陸湿地の生態系基準を用いて、PA境界を拡大する）
- 文化的に重要な神聖な泉や池に対する特別な保護

何が「内陸水保護地域」なのかに関するあいまいさがひとつの原因となり、WDPAなどのデータベースへの内陸水保護地域の個別登録はいまだ容易ではない。湿地の大きさの測定・解釈は困難であることが多く、自然要因により湿地は大きく変化し（季節性洪水など）、加えてWDPAは長さの測定に関する規則を現状定めていない。保護地域管理計画に内陸水保全がより効果的に統合され、それらの管理計画において保護地域外のプロセスと脅威が認識されるまで、保護地域内の内陸水系の地理的広がりから推測できるのは保全の可能性であり、保全の現実ではない。

## 自然の聖地

国や世界の保護地域の定義に該当する聖地（自然の聖地および景観を含む）は、保護地域システムを構成するものとして正当に認められ、IUCNの保護地域カテゴリーのいずれかを割り当てられる可能性がある。現在、保護地域の有する文化的価値と精神的価値は認められていないか、もしくは軽視されているが、各カテゴリー全般に一層反映されるべきである。

ひとつ、あるいは複数の信仰や精神的価値体系において重要とされる地点を包含している保護地域は多い。こうしたものには、自然の聖地と修道院、寺院、神社、巡礼の道などの建造物の両方が含まれる。欧州で最も宗教色の薄い国々の保護地域システムは、生態学上の基準のみに基づき設立されたものであるが、こうしたものでさえ、その20～35%が文化的価値や精神的価値を有している。あらゆる自然を神聖なものとし、保護地域が広大な神聖な景観の一部を形成しているような国や領土もある。管理者は、自然の遺産とともにこうした精神的な価値が維持されるようにしなければならないが、現在、（自然の）聖地は保護地域指定や管理計画に効果的に反映されておらず、既存の政策・法的枠組によって適切に支えられていない。自然の聖地が数百年にわたって生物多様性保全に有効であったことは、確実かつ周知の事実である。聖地は、多かれ少なかれ自然の生態系や文化的景観、管理景観の中に存在し、それが保護地域内にある場合は、関連する信仰グループやコミュニティグループと協力し、管理計画に全面的に統合する必要がある。表13にいくつかの事例をまとめた。

表13 IUCNカテゴリーに分類されている自然の聖地

<b>Ia 厳正保護地域：科学的調査を主な目的とする保護地域</b>			
	スリランカ	Yala国立公園	仏教およびヒンズー教の聖地。信仰上の理由から厳しい保護が必要。
	ロシア連邦	Yuganskiy Kanthy	キリスト教の聖地。保護地域は、ペロヤルスク地方のNumto湖周辺の聖地KhantyとNenetsに作られた。
<b>Ib 原生自然地域：原生自然地域の保護を主な目的として管理される地域</b>			
	モンゴル	Bogd Khan Mountain	仏教の聖地。以前はシャーマニズムの聖地でもあった。国が公式に聖なる山として指定。1294年から原生自然地域に指定されてきた証拠がある。
	モンゴル	Dornod Mongol	仏教の聖地。保護地域内にあるVangiin Tsagaan Uul (White Mountain of Vangi) は、仏教の聖地。
<b>II 国立公園：生態系保護とレクリエーションのために主に管理される地域</b>			
	マラウイ	Nyika国立公園	4つの聖地を含む大きな国立公園。聖地では、現在でも地元住民が雨乞いの儀式を行う。
	日本	紀伊山地の国立公園と世界遺産	複数の神社と仏閣がある。神道と仏教の霊場と参詣道で1000年以上利用され続けている。
	インド	Great Himalayan 国立公園	ヒンズー教の聖地が複数ある。
<b>III 天然記念物：特定の自然事象の保護のために主に管理される地域</b>			
	カンボジア	Phnom Prich 野生生物保護区	保護区の一部が神聖林であり、天然記念物とされる（もうひとつの例はケニアのKaya森林）。
	ロシア連邦	アルタイの黄金山地	先住のアルタイ族をはじめ、仏教やキリスト教、イスラム教などの宗教の聖地。
	ギリシャ	アトス山世界遺産の半島	正教会の拠点。20の修道院がある。修道院の自治国家の中に、数百の小さな村落、隠遁所、洞穴があり、1000年以上も修道活動が続けられている。
	スペイン	Montserrat 自然保護区と国立公園	14世紀から巡礼の拠点とされてきた聖山。長い歴史を持つ隠遁所と修道院がある。現在、スペインで最多の観光客が訪れる保護地域。
<b>IV 種と生息地管理地域：管理介入を伴う保全のために主に管理される保護地域</b>			
	レバノン	Qadisha渓谷と神の杉の森世界遺産	カトリックのマロン派の聖なる森。修道院、隠遁所、宗教上の重要人物の住居がある。
	ボルネオ	tembawang 庭園	一部の聖地は継続的な介入や植林が必要である。この生物多様性に優れた庭園もその一つである。
	スリランカ	Peak 原生自然公園 (Sri Pada-Adams Peak)	イスラム教、仏教、ヒンズー教、キリスト教の聖地。これらの信仰のために多数の人が巡礼に訪れる。
<b>V 景観保護地域：陸域景観・海域景観の保護とレクリエーションを主な目的として管理される保護地域</b>			
	中国	Xishuangbanna国立公園	複数の聖地（森と山）を含む景観。長い間、コミュニティが管理している。
	ルーマニア	Vanatori Neamt国立公園	ルーマニアの精神的な拠り所。16のキリスト教修道院のほか、ヨーロッパバイソンやヒグマ、狼など野生生物も豊か。
<b>VI 資源保護地域：自然の生態系の持続可能な利用のために主に管理される保護地域</b>			
	エクアドル	Cayapas Mataje	世界で最も樹高の高いマングローブ林があるといわれる持続可能な利用地域。この地の精霊が地元住民に崇拜されていることでも知られる。
	米国	San Francisco Peaks 国有林	十を超える先住民族の聖地。
	エジプト	St Catherine世界遺産地域、シナイ山	シナイ山はユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地。聖カタリナ修道院は世界遺産。

自然の聖地においては、可能な限り、聖地の守護者が管理に参加すべきである。伝統的な聖地の守護者は、聖地の文化的価値や精神的価値を伝え、管理目的の決定を促さなければならない。聖地は、この対話を進め、環境の持続可能性と公平な社会の相乗効果をもたらす上で格好の機会を提供することができる。

### 聖地と保護地域カテゴリー

自然の聖地を公式に保護地域システムに組み込むべきかどうかは、信仰集団の希望と、当該地の管理目的がIUCNの保護地域定義および特定のカテゴリーの要件を満たすかどうかによる。これは、信仰集団が当該地の聖地としての価値とともに生物多様性を維持することの重要性を認め、同意することを意味する。

文化的価値や精神的価値が生物多様性の価値を損なったり、逆に保護地域管理が聖地としての価値を損ねたりしないよう配慮が必要である。聖地、もしくはより幅広い自然の神聖性を保全計画に取り入れるには、観念上の障害や物理的障壁、制度上の壁を越えて取り組まなければならない。言い換えれば、これは知識と知恵を統合するプロセスである。したがって、異なる文化を超え、分野をまたがる価値に基づいてすべての保護地域カテゴリーに聖地を含めれば、精神と文化、自然の多様性の間に衡平な相乗効果が生まれ、より包括的な保全目的を促すことができる。

## 地形・地質の多様性

「地形・地質多様性（ジオダイバーシティ）は、岩石、鉱物、化石、地形、堆積物、土砂、そしてこれらを形成し、変化させる自然のプロセスである。」

多くの保護地域には重要な地形・地質多様性があり、こうした地形・地質多様性の価値のために保護地域に指定されている地域もある。いずれの場合も管理方針に特別の配慮が必要である。地形・地質多様性は、IUCNの保護地域の定義する「自然保全」の中に含まれる。

地形・地質多様性は、地球上の生命の基盤であり、自然の生息地と景観の多様性の基盤である。多くの地質構造や地形は、人間にとって文化的価値や象徴的価値を有しており、人間の周辺の自然・準自然生息地のとらえ方に影響を及ぼす。地形・地質多様性は、文化的景観や構造環境、経済活動の多くの面にも重大な影響を及ぼしてきた。地形・地質多様性の保護は、重要な化石が眠る場所や地球科学調査にとって重要な場所、観光上重要な場所、文化的・精神的価値の高い地形など、さまざまな関心に対応できる。また、地形・地質多様性は、地質構造に関連した観光を通じて持続可能な経済開発を促すことができる。特に自然のプロセス（洪水、浸食、堆積など）が生息地の多様性と生態系の機能を維持しているような動的な環境における保全管理において、地形・地質多様性と生物多様性の機能的関連を理解することは重要である。これは生態系アプローチにおいて明らかで、また、多くの生態系が気候変動影響に直面する際に基礎となる。したがって、陸域、河川、沿岸の持続可能な管理においては、地形・地質多様性に特に配慮しなければならない。自然遺産、土地、水を景観・生態系規模で管理するには、自然のプロセスと気候変動影響に対する自然のプロセスの反応を理解し、それに沿った形での包括的アプローチをとる必要がある。

カテゴリー IIIは特定の地質構造や地形の保護を重視しているが、地形・地質多様性はすべてのIUCNカテゴリーとガバナンス類型に見ることができる。表14はその一部である。

表14 IUCN保護地域カテゴリーにおける地形・地質多様性

カテゴリー	例	国
Ia		
Ib		
II	Grand Canyon 国立公園	米国
III	Jenolan Karst 自然保護区	オーストラリア
IV		
V	Brecon Beacons 国立公園	英国
VI		

確定的なものではないが、地形・地質多様性の価値が特定のIUCN保護地域カテゴリーに合致するかど

うかを示したのが下表15である。

表15 さまざまな地形・地質多様性に適したIUCN保護地域カテゴリー

地形・地質多様性	適したカテゴリー
主に単一の地質構造（滝や洞窟などの天然記念物）、もしくは国レベルや国際的に重要な地球科学上の価値を有する単一の場所の保護を目的とする。	主にカテゴリー III
さまざまな地形（氷食谷地形システムなど）、プロセス、地質構造が集まった地域。	主にカテゴリー Ia、Ib、II、V
解説やジオツーリズムの可能性のある地質構造。	主にカテゴリー II、III
地形・地質多様性自体が生息地と種の基盤となっている（例えば、カルシウムを好む植物や洞窟に適応した種）。	主にカテゴリー Ia、Ib、II、IV、V、VI
地形・地質多様性が文化的景観と関連している（住居として使われる洞窟や棚田に適応された地形など）。	主にカテゴリー V、もしくは II、III
地形・地質多様性が、持続可能な管理の基盤となっている（洞窟観光など自然のプロセスに関連した活動）。	主にカテゴリー VとVI

## 回復とIUCN保護地域カテゴリー

IUCN保護地域カテゴリーは、主として管理目的によって選択される。すなわち、現状ではなく管理目的によることから、すべてのカテゴリーが回復の対象となる可能性がある。しかし、実際にはカテゴリーは保護地域の現状も暗示することが通常であり、保護地域のすべてのカテゴリーで活発な回復が適しているわけではない。例えば、その保全価値を維持するために永遠に活発な管理が必要な地域を原生自然地域のカテゴリー（Ib）に分類するのは、通常不適切である。保護地域内の回復は、過去の損傷を回復するために一定期間介入する場合と、大きく変化しているために長期的な介入の継続が必要な場合がある。後者は重要な種などの環境を構成する要素が消失している場合、特に必要となる。侵略種の抑制や、特定の生息地と条件の下における火入れなどの介入はいずれのカテゴリーでも必要となる可能性がある。以下の助言は一般的な状況について述べているが、例外もある。

### ● 保護により、自然のプロセスで回復（困地）：伐採や

放牧の負荷を取り除くことによる原生林の回復、漁業制限による魚類資源やサンゴ礁の回復、山岳植物群落における踏圧の除去など、あらゆる保護地域カテゴリーに適している。

- **過去のダメージを回復するための一定期間の介入による回復**：一回もしくは複数回の介入による損害の回復、例えば当該地域から絶滅した種の再導入、再植林による森林再生の促進、苗の選定、間伐、侵略種の除去など、保護レベルが高いIaやIbには通常適さないが、他のカテゴリーには適している<sup>15</sup>。
- **生物多様性保全のための継続的プロセスとしての回復**：大規模な水文環境の変化が起こった流域における湿地の水位の人工的管理、伐採（定期的伐採）による重要な文化的森林の維持管理、家畜放牧による生物多様性の維持など、通常カテゴリー IV～VIに適している。
- **天然資源と生物多様性のための継続的プロセスとしての回復**：土壌侵食の後の生産性回復、人間の福利のための資源の提供など、カテゴリー V～VIに適している。

<sup>15</sup> 回復が成功した保護地域は、カテゴリー IaやIbに分類し直すことが可能。

表16 IUCNカテゴリーにおける回復の目安

IUCN カテゴリー						
la	lb	II	III	IV	V	VI
保護の結果、自然プロセスを通じて回復						
		活発な、期間限定の回復				
				生物多様性を目的とする継続的回復		
					生物多様性と人間のニーズを目的とする継続的回復	

生息地の破壊が進み、保護地域自体に著しい回復が必要な場合、カテゴリーの選定に先だって回復プロジェクトがどの程度成功するかを見届けるのが賢明だ

ろう。気候変動の状況下では、より多くの回復と活発な管理を必要とする保護地域が増えるだろう。



## 7. 国際的環境保全イニシアチブ

国連や地域合意に基づく主要な生息地の保護の試みが平行して多数行われている。特に関連が深いのは、生物多様性条約、ユネスコ世界自然遺産、ユネスコ人間と生物圏保存地域、ラムサール登録湿地である。本節では、特にラムサール登録湿地と世界遺産地域について、IUCNカテゴリーとの関係性を取り上げる。

## 世界遺産条約

世界遺産は、ユネスコの世界遺産条約に認められた世界の最も重要な文化・自然遺産であり、所在国によって特に保護されている。カンボジアのアンコールワットやエジプトのピラミッドなどの遺跡や、タンザニアのSerengeti国立公園やベネズエラのCanaima国立公園などの傑出した自然などがある。各国政府が世界遺産候補地を推薦し、技術評価<sup>16</sup>に基づいて世界遺産委員会がレビューし、最終決定を下す。判断基準のひとつは、対象に顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Values）があるかどうかで、これは遺産としての世界的な価値と、完全性を保つための有効管理の必要性の双方を測るものである。IUCNは、条約本文であらゆる自然遺産と複合遺産の諮問機関として公式に定められており、全候補地の技術評価に加えて、必要に応じ脅威にさらされていると思われる既存の遺産の現地モニタリングも行う。多くの自然遺産は保護地域でもある。過去には、世界遺産は国連の保護地域リストに独立して掲載されていたが、IUCNカテゴリーにも掲載されているものが多かったため、記録が重複する結果となった。

### 自然地域の世界遺産登録の要件

各国政府の検討を助けることを目的として、世界自然遺産とIUCN保護地域カテゴリーシステムの関係性を以下にまとめた。文化遺産については、その大部分が保護地域外にある（偶然、保護地域内となっているものもあるが）ため、言及しない。

### 世界遺産地域と保護地域の理論上の関係性

2008年版の世界遺産条約作業指針(OG: Operational Guidelines)に、世界遺産(WH: World Heritage)として求められる要件が記述されている。これによると、WHリストに掲載される場所は世界遺産関連基準を満たし、完全性と保全に関する厳しい条件を満たさなければならない(第88段落)とされている。すなわち、

- 当該地をWHリスト掲載候補地として推薦する根拠であるOUVを裏付ける要素をすべて含んでいること。
- 当該地の重要性を構成する現象とプロセスを確保できる十分な大きさであること。
- 開発や放置による悪影響を受けていないこと。

WH候補地はいくつかの基準で選考されるが、その中の2項目(生態系と生物多様性)は特に保護地域に関連が深い。第94～95段落目にこれらの基準に関する記載がある。

- **基準ix (生態系)**：当該地が「十分な大きさで、生態系と生態系に含まれる生物多様性の長期的な保全に不可欠なプロセスの主な機能が発揮できる要素を含んでいる」
- **基準x (生物多様性)**：当該地が「その生物地理的地域と生態系の動植物相を最も多様に維持できる生息地を含んでいる」

OGは以下のように記している。「いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。伝統的社会や地域コミュニティを含む人間活動は、しばしば自然な地域で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る」(第90段落)。

最後に、保護管理(第96～118段落)の節では、WH登録推薦地域の長期的保全措置の概要が述べられている。特に、第97段落では、「世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲(境界)の設定を行うべきである」とし、第98段落ではさらに、「資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立

<sup>16</sup> IUCNがすべての自然遺産を、ICOMOS(国際記念物遺跡会議)がすべての文化遺産を評価する。

法措置と規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある」としている。

推薦地と既存の保護地域の関係性については、OG第102段落に「登録推薦資産の境界は、国立公園、自然保護区、生物圏保存地域等の既存または計画中の保護地域と重なる場合がある。これら既存の保護地域内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための基準を満たすとは限らない」とあり、法的に保護されている地域でもWHに該当しないことがあることを暗示している。すなわち、一部の法的保護はOGの要件を満たすに十分ではない。

したがって、OGは世界遺産地域が「保護地域」でなければならないとはしておらず、IUCN保護地域カテゴリーにも言及していないが、何ら保護措置を受けていない地域はWHから除外されると解釈できる（OG第97、102段落）。世界自然遺産は、公式に保護されているか否かにかかわらず保護地域同等に管理されることが期待される。これが、IUCNが諮問機関の役割の遂行に当たって適用する解釈である。

### 世界遺産地域と保護地域の実際

有効な管理体制の存在が世界遺産登録の要件であり、これは、事実上大多数の世界自然遺産が保護地域であることを意味する。UNEP-WCMCは、すべての世界遺産に提案された地域のデータシートを作成しているが、同シートには当該地が該当するIUCN保護

地域カテゴリーが記載されている。したがって、世界自然遺産地域とIUCNカテゴリーシステムの間には明らかな関連性がある。

この状況は時とともに発展してきた。条約の初期段階に認められた世界自然遺産の中には、現在では世界遺産委員会によって認められないような開発を含んでいるものがある。したがって一部のWH地域の内部には、明らかに分けられた一帯として捉えられる大きさで、単なる些細な「以前から行われてきた」利用以上の相容れない利用が含まれている。締約国は、理論的にはこれらの地域を推薦地から切り離すような修正提案ができる。こうしたケースはいくつかあるが、個別に入念な検討が必要である<sup>17</sup>。

既存のWH、および現在推薦されているWH地域のほとんどが、既存の保護地域境界と対応している。補完的な価値をもつ類似の保護地域が分断されているような場合には、連続した推薦が可能であり、このようなケースが増えている（ブラジルのDiscovery Coast Atlantic森林保護区や南アフリカのCape Floral Region保護地域など）。表17に概要を示した事例は、過去25年間にこのような形式が認められるようになった経緯を示したものである。新しく指定されるWH地域は、IUCNの保護地域定義により適合するようになり、保護措置が取られていない地域は除外されるケースが増えている。しかし、例外もまだあり（アルゼンチンValdés半島）、他の方法で十分な保護と管理がなされていれば、公的な保護地域ではなくとも世界自然遺産となり得る。

表17 世界自然遺産地と保護地域の関係性の推移

名称	WH 基準	IUCN カテゴリー	登録年	議論
ガラパゴス諸島 (エクアドル)	vii, viii, ix, x	II (陸域)、IV (海域)	1978	初のWHリスト登録推薦地のひとつ。農地や居住区域を除外しなかったために、広範囲にわたる牧場と人口が密集する都市がWH地域内部にある。2001年には低度の多用途ゾーン（ダイビング、伝統漁業）を含む海洋保護地域を含むよう拡大された。

<sup>17</sup> 例えば、ブルガリアのPirin国立公園では既存の世界遺産地域からスキーリゾート地を除外することを検討している。

名称	WH 基準	IUCN カテゴリー	登録年	議論
グレート バリアリーフ (オーストラリア)	vii, viii, ix, x	V	1981	厳しく保全されている区域もあれば釣りなどのレクリエーションまでさまざまな利用が許可されている区域も含む多用途ゾーン。推薦評価報告書で、IUCNは全面的に保護される核心地域のみ実際のWH境界を限定すべきと提案したが(このようなコメントはガラパゴスの評価の際にはなかった)、最終的に同報告書において当初提案に従って登録することを勧告した。
バイカル湖 (ロシア)	vii, viii, ix, x	Ia, II, IV	1996	複数の保全管理地と保全価値の低い非保護地(沿岸保護ゾーンなど)で構成される。商業漁業、伐採、農業、狩猟、観光など保全を損なう可能性のある利用が行われている。小規模居住区もいくつかある。当初のWH境界の提言は、大都市を含む非常に広範囲にわたるものであったが、最終的に問題のある利用を除いた小面積が登録された。
East Rennell (ソロモン諸島)	ix	n/a	1998	およそ800人のポリネシア系住民が住む。自給自足的農業、漁業、狩猟が行われている。地元住民は森林産品を建材として利用している。土地は慣習的所有権に基づき所有され、淡水湖は共有財産とされる。ここは、慣習的管理制度にある地域として初めて世界自然遺産に登録された。WH委員会はIUCNの提言に基づき、慣習的管理制度は自然の価値を確実に保護する上で十分効果的であると記した。
Valdès半島 (アルゼンチン)	x	II, IV, VI	1999	7つの保護地域と民間所有地(50%以上)で構成される。土地所有者には共同管理計画の策定・実施に参加することが薦められているが、法的には拘束されていない。沿岸の住宅地開発による土地の分断が現在の脅威となっている。これは、自然遺産地域内における民間土地所有の試みとしても捉えらることができる。
Discovery Coast Atlantic Forest 保護区(ブラジル)	ix, x	Ia, II	1999	100万haの生物圏保存地域のなかに8つの保護地域が450km <sup>2</sup> 以上にわたって広がる。間の土地の大部分を民間が所有する。
Cape Floral Region 保護地域 (南アフリカ)	ix, x	Ib, II, IV	2004	この地域の登録には数年を有した。当初、締約国の推薦書には7つの保護地域を包括的に管理する制度が欠けており、受理されなかった。これを受けて、IUCNの技術要件を満たす最終推薦書が提出され、WH委員会によって登録された。
Sichuan Panda 保護区 (中国)	x	n/a	2006	締約国が当初提案した境界には町、農地、公共インフラが含まれていた。そこでIUCNはコアとなる保護地域のみを含むよう境界の改訂を要請。10年以上を変更作業に費やし、最終的にIUCNの要請が反映された。

### 世界遺産地域とIUCN保護地域カテゴリーの関係

すべての自然遺産地域が必ずしも保護地域でないことは、必ずしもすべての自然遺産にIUCNカテゴリーが適用されるわけではないことを意味する。しかし、実際は自然遺産のほとんどが保護地域であり、カテゴリーに分類されている。自然遺産はすべてのIUCNカテゴリーに

存在するが、より厳正な保護管理目的をもつIa、Ib、IIに対する偏りが見られる。2008年6月時点、166の自然遺産と25の複合遺産がある。うち、139がixおよびxもしくはそのどちらかで登録されており(したがって生物多様性や種が重視されている)、また、その一部は生物多様性基準ではないviiやviiiにも同時に登録されてい

る。これらは、「生物多様性」自然遺産とみなすことができる。図4は自然遺産のIUCN保護地域カテゴリーを整理したものである<sup>18</sup>。

生物多様性に関する世界遺産の70%以上が、カテゴリーIIの保護地域の一部もしくは全体を含んでいる。これらの中には、その他のカテゴリーの保護地域を内包しているものもある（ニュージーランドのTe Wahipounamuは、5つの異なるカテゴリーに分類される複数の保護地域で構成される）。図4からは、カテゴリーVやVI保護地域を含む生物多様性に関する世

界遺産の数が非常に少ないことがわかる（これらのカテゴリーは、UNEP-WCMC データベースの保護地域カテゴリーに当てはまる128地域のうち、それぞれ8地域、6地域である）。このうちカテゴリーVもしくはVI保護地域のみで構成されるのは、オーストラリアのGreat Barrier Reef（変更の予定）、モーリタニアのBanc d'Arguin 国立公園（通常、カテゴリーIIとされる）、タンザニアのNgorongoro保護地域のたった3地域である（すべての生物多様性に関する世界遺産の2%）。これらは広大な面積を持つもので、それぞれ348,700 km<sup>2</sup>、12,000 km<sup>2</sup>、8,288 km<sup>2</sup>である。

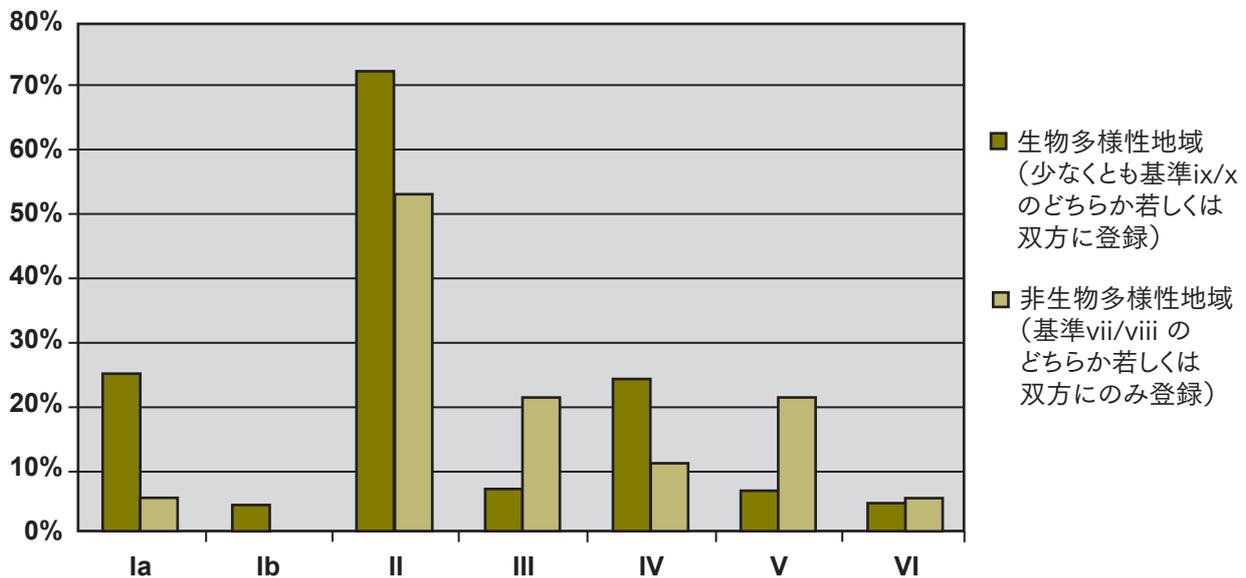


図4 生物多様性関連の世界遺産と非生物多様性関連の世界遺産のIUCN 保護地域カテゴリー

## 結論

世界自然遺産の推薦を検討している各国政府は以下の点に留意する必要がある。

- すべての世界遺産地域には有効な管理制度が必要である。したがって、事実上このような地域のすべてが保護地域として指定されている。
- 特に規則はないが、世界遺産地域にIUCN カテゴリーを適用することを強く推奨する。実際、自然遺産地候補として推薦されている全地域のWCMC デー

タシートには、それぞれに応じたIUCN カテゴリーが記載されている。基準(ix),(x)で登録されている地域のほとんどがIUCN のカテゴリーIかIIに該当する。しかし例外もあり、いずれのカテゴリーも適用不可能ではない。

## ラムサール条約

ラムサール条約は、締約国に重要な湿地を指定し、

<sup>18</sup> 世界遺産はカテゴリーの異なる複数の保護地域で構成されていることがあるため、合計は100%とはならない。139の生物多様性地域のうち128地域、47の非生物多様性地域のうち38地域だけがWDPAデータベース上で保護地域カテゴリーを登録している。

その生態学的特徴を改変しない方法で管理するよう奨励している。158ヶ国の締約国（政府）が、国内の全湿地（河川含む）の「賢明な利用」、「国際的に重要な湿地」（ラムサール登録湿地）の保護、国際協力に努めることを約束している。各締約国は自国の湿地のインベントリを作成し、また「ラムサール登録湿地リストのための戦略的枠組み」を準備し、湿地生息地類型の体系的かつ網羅的な指定・管理を行うことを約束している。ラムサール条約は、湿地保全に多くの恩恵をもたらした。なぜなら、1) 締約国政府の湿地保護地域設立・管理に向けたモラル上のプレッシャーとなり、2) 賢明な利用に関する標準を策定し、3) 指針を提供し、4) 関係を促し、5) 3年に一度、国際報告とモニタリングシステムを実施し、6) GO、地域コミュニティ、先住民の参加を促したためである。

国際的に重要な湿地（ラムサール登録湿地）の多くがその他の保護措置下にあるが（国レベルでの保護地域指定、世界遺産地域、ユネスコ生物圏保存地域など）、ラムサール登録湿地には**国による公的な保護地域指定が義務付けられない**。これは、保護地域の指定に躊躇する政府に対して、ラムサール登録湿地指定を促す上で役立つことがある。

条約による保護自体が法的な支援であるが、これはソフト・ローであり、必ずしも明確に規定されている訳ではない。例えば、「国際的に重要な湿地の特定基準」には保護状況についての言及はない。ラムサール登録湿地情報シートには、「保護区が設立された場合」などという表現が記載されていて、これは保護措置が必須ではないことを暗示している。ラムサール条約マニュアル（2006年）は明確に、「ラムサールリストへの湿地の登録には、当該地の事前の保護地域指定は必須ではない」としている。実際には、ラムサール条約登録湿地となれば、特に資源採取や湿地の自然機能の活用を目的とする人間社会による集約的な利用にさらされる場合、必要な保護措置をもって長期的な持続可能性を維持する必要がある。これを達成するには、適切な管理計画の策定・実施とあらゆる関係者の積極的な参加が求められる。

上述のように、特に人間社会による集約的な利用にさらされる湿地の場合、ラムサール条約に登録されたら**必要な保護措置**をとり長期的な持続可能性を確保すべきである。ラムサール条約への登録により当該地の位置付けが向上し、注目が集まることによって、長期的な保全と賢明な利用が促されるのが望ましい。ラムサール条約への登録が国内で追加的な保護措置をもたらすかどうかは、国や地方政府の決定による。湿地の人による利用は、それがラムサール条約の「賢明な利用」（持続可能な利用）の考え方を満たしており、自然の特徴に望ましくない改変をもたらさないものであれば、ラムサール条約登録に矛盾するものではない。

ラムサール条約事務局はラムサールリストを「保護地域」として捉えることがあり、例えば「*Emergency solutions seldom lead to sustainability*」というレポートでは、「国際的に重要な湿地の考え方を**保護地域ネットワーク**として紹介」している（強調は筆者）。一部の締約国は、ラムサールへの登録により当該地が事実上、（IUCNカテゴリーを適用するか否かは別として）保護地域となるとみなしているが、そうでない締約国もある。

## IUCNカテゴリーシステムと

### ラムサール登録湿地

初期の保護地域管理カテゴリーでは、生物圏保存地域と世界遺産地域はそれ自体を独立のカテゴリーとしていたが、ラムサール登録湿地はそうではなかった。その後、1994年の指針では、いかなる国際的な指定も独立したカテゴリーとして扱わなくなった。第9回ラムサール条約締約国会議において、IUCNカテゴリーに関するデータをラムサール登録湿地データベースに取り入れることが合意され（決議IX.22）、2007年1月1日以降に登録された84湿地のうち、37湿地（44%）がIUCNカテゴリーに関する情報を含んでいる。ラムサール登録湿地は国によって指定される。IUCNカテゴリーシステムは、管理目的をもとにこれらを分類する方法である。ラムサール登録湿地の考え方自体が、一定の幅の管理目的を具現化したものであることから、IUCNカテゴリーシステムのアプローチと重なる。その一方で、一部のラムサール登録湿地には異なる管理目的をもつ

管理区域があることも多く、それぞれがIUCNの各カテゴリに対応することがある。数多くの異なる利用カテゴリから構成されているケースもある。

IUCNガイドラインでは、さまざまな状況にあるラムサール登録湿地をカテゴリシステムに調和させるためのいくつかの方法を提供している。当該地がIUCNの保護地域の定義を満たしている場合、以下の2段階のアプローチを推奨する。

- **第1段階：**対象のラムサール登録湿地全体を1つのカテゴリに分類すべきか、あるいは複数のカテゴリに分類すべきか特定する。

このためには、以下の3つの理論上の可能性のどれが適合するか検討する必要がある。

- (1) ラムサール登録湿地全体をひとつの組織が管理しており、当該湿地全体がひとつの管理目的をもつものとして法的に定められている。

この湿地は1つのカテゴリに分類される。

IUCNガイドラインは、カテゴリ分類を主たる管理目的に基づくとしているが、現地の状況に応じてさまざまな目的をもつ管理ゾーンを内包する管理計画も認めている。適切なカテゴリを設定するためには、少なくとも3/4、できればそれ以上の面積が主たる目的のために管理されるものとする。さらに残りの地域の管理目的も、主な目的と衝突するものであってはならない。

- (2) ひとつの組織がラムサール登録湿地を構成する2つ以上の区域を管理しているが、各区域は法的に個別に定められた管理目的を持っている。

ガイドラインは「異なるカテゴリの保護地域が隣接していることも多く、中には異なるカテゴリを中に内包していることもある」としてこの状況を認めている。したがって、多くのカテゴリ V地域がカテゴリ IやIVの地域を内包している。中にはカテゴリ IIに隣接するものもある。カテゴリ II地域の一部は、カテゴリ Iaや

Ib地域を含んでいる。

この場合、ラムサール登録湿地の各部分は異なって分類される。

- (3) ひとつのラムサール登録湿地を構成する異なる管理目的をもつ複数の区画を、複数の組織が管理している。

この場合も、これらの区画を個別に分類することが正しいガイドラインの解釈である。

- **第2段階：**ラムサール登録湿地の各区域をそれぞれのカテゴリに分類する。

カテゴリシステムは、ラムサール登録湿地に関連する各国のさまざまな法や管理状況に適用することが可能で、こうした適用はカテゴリシステムの意図に全く矛盾しない。IUCNは、保護地域は国、地方、民間の目標とニーズ（もしくはこれらの組み合わせ）に合致した目的を満たすために設立されるべきであり、その上ではじめて、その管理目的に応じてIUCNカテゴリを適用するものとしている。IUCNカテゴリは、コミュニケーションと情報を促進するために開発されたものであり、システムを御するためのものではない。

## 利点

透明性をもって国際的に適用されるシステムには大きな利点がある。こうしたIUCNカテゴリシステムの主な利点のひとつは、既存のラムサール登録湿地の国際評価ができることである。さらに、各国のラムサール登録湿地ネットワークを世界的な保護地域の枠組みの一部として維持することができる。また、ラムサール登録湿地ネットワークを世界的で包括的で、十分かつ網羅的な保護地域システムの開発に関連付け、さらにそれを促進することができる。ラムサール登録湿地とIUCN保護地域カテゴリの関連付けについては、より詳細なガイダンスを作成する予定である。

## 生物多様性条約 (CBD)

2004年の第7回生物多様性条約締約国会合(COP7)では、188カ国の締約国が史上最も野心的な環境戦略のひとつである保護地域作業プログラムに合意した。同プログラムは、2010年(陸域)および2012年(海域)までに「有効に管理され、代表的な生態系を網羅した国・地域レベルの保護地域システム」を設立することを目的とし、加盟国などに対して達成までの具体的な期間を定めた90を超える目標行動を定めている。

特に、同プログラムは「保護地域の国際統一分類システムの価値と各国・各地域を比較できる情報の提供という利点を認め、現在IUCN WCPAが進めているIUCNカテゴリーシステムの改訂を歓迎し、改訂後のIUCNカテゴリーに則した情報を報告のために提供し、締約国その他政府機関、関連機関に保護地域管理カテゴリーの適用を奨励する。」としている。

CBDが合意している保護地域の定義は「保全のための特定の目的を達成するために指定又は規制され、管理されている地理的に特定された地域」であり、CBD事務局とIUCNの間には両者の定義は実質上同じことを意味しているという暗黙の了承がある。IUCN保護地域カテゴリーは、CBD作業プログラムによって

明確に認められている。

UNEP-WCMCが進めている報告の調和化と、報告を目的とするIUCN保護地域管理カテゴリーシステムを念頭に置き、湿地条約、世界遺産条約、ユネスコMAB計画、その他地域システムに基づいて指定された地域に関する報告のための、調和が取れたシステムとスケジュールの確立に取り組む。(強調：筆者)

2008年の第9回CBD締約国会議では、IUCNカテゴリーを支持することが再度示され、確認された。

「9. 保護地域の国際統一分類システムの価値と各国・各地域を比較できる情報の提供という利点を認め、現在IUCN WCPAが進めているIUCNカテゴリーシステムの改訂を歓迎し、改訂後のIUCNカテゴリーに則した情報を報告のために提供し、締約国その他政府機関、関連機関に保護地域管理カテゴリーの適用を奨励する決議VII/28第31段落を再確認する。」

ここに、CBDは各国が保護地域システムの整備・維持に関する進捗の報告において、IUCNカテゴリーシステムを利用すべきであるという指針が明確に示されている。

## 8. IUCNカテゴリーの有効性

IUCNは継続的に、カテゴリーは目的に基づくものであり、その有効性から独立したものであることを強調してきた。すなわち、ある保護地域がその目的を満たすことができない場合、他のカテゴリーに移行すればいいということではないということである(むしろ管理能力の改善が必要である)。しかし、多くの関係者がカテゴリーと有効性の関連に関心をもっていることを踏まえて、本節にそのいくつかのオプションを示す。

## 管理とIUCNカテゴリーの評価

保護地域の管理の有効性は、望ましい保護地域システムの維持管理に不可欠な要素として注目されつつある。現在、管理の有効性を評価・査定することは、管理者やその他関係者に正確かつ実情的な情報を提供することを通じて有効性を改善する上で、非常に有用なツールと考えられている。管理の有効性評価とは保護地域がいかに望ましく管理されているかであり、主に当該地域の価値の保護と目標・目的の達成の度合いを測るものである。「管理の有効性」という表現は、以下に挙げた保護地域管理の3つの主な「テーマ」を反映している。

- 各保護地域と保護地域システムのデザイン
- 管理システムとプロセスの妥当性と適切性
- 価値の保全を含む保護地域の目的の達成

現在、このような評価は、反応の良い積極的な保護地域管理の一要素として捉えられている。管理者にとっては、これにより時間・資源配分に関する日々の判断が容易になる。また、CBDなどの条約・合意を通じた国際的な保全報告の一部としても認められ始めてい

る。例えばCBDの保護地域作業プログラムにおいて、締約国は、管理の有効性を評価するシステムを開発し、2010年までに国内の保護地域の30%について報告することを約束している。

管理の有効性評価を通じて、以下が可能となる。

- 順応型アプローチによる管理を可能にし、それを支える。
- 有効な資源配分を促す。
- コミュニティの参加を促し、保護地域に対する支援を構築する。

評価を実施する理由だけではなく、保護地域の価値と目的、文化的背景、管理制度・課題は非常に多様であることから、単一の評価ツールの開発は現実的ではない。こうした理由から、IUCN-WCPAは評価制度設計の共通基盤と、評価事項および評価基準に関するガイダンスを提供するための共通枠組み（第2版、Hockings他）の整備を決定した。IUCNが推奨する評価プロセスは表18のとおりである。この枠組みに基づき、さまざまな規模・程度で評価できる評価「ツール」を利用できるようになる。

表18 保護地域の管理の有効性評価のためのWCPA枠組みの要素

	設 計		適 切 性		成 果	
	背景	計画	インプット	プロセス	アウトプット	成果
評価の焦点	重要性 脅威 政策環境	設計と 計画策定	管理が 必要な資源	管理実施方法	管理計画・ 措置の実施	目的達成度
評価基準	価値 脅威 脆弱性 関係者 国内事情	法令・ 政策制度設計 管理計画	管理に 利用可能な リソースの 妥当性	管理プロセス の適切性	管理行動の 成果	目的に対する 管理影響

過去10～15年に管理の有効性評価システムは多数開発されてきたが、その多くがわずかな数の保護地域に適用されているのみである。90%以上の評価が、IUCN-WCPA枠組みに適合するシステムを使って行われている。これは、これらのアプローチが根本的に共通

しており、主に共通の基準を使っていることを示しているが、指標と評価手法は異なる。こうしたシステムは大きく2つの主なタイプに分類できる。

- 1) 主に専門家の知識を利用するシステム

## 2) データモニタリング、関係者調査、その他の定量的・定性的データソースを利用するシステム

評価対象の管理の側面に応じて、両方のアプローチを組み合わせる評価システムもある。専門的知識を利用したシステムでは、通常、保護地域およびその管理に関する詳細な知識を持つ有識者を対象としたアンケートによって、管理のさまざまな側面を評価する。もしくは、保護地域の価値や脅威などの当該地域の特徴を把握する。これらの評価が、膨大な生息地域内でのモニタリングや研究成果によって裏付けられることもあるだろう。この評価アプローチは、モニタリング・アプローチに比べて所要時間が短く、必要な資金も少なくて済むことから、多数の保護地域（例えば国内の全保護地域など）の管理評価の際に用いられることが多い。

### 評価とカテゴリー分類の関係

評価は、以下の保護地域の異なる2つの側面をカバーする。

- 当該保護地域の目的として合意されたものが、分類カテゴリーに合致しているか。これは、国の政策・法令が（例えば、資金配分、許容される土地利用、狩猟権などに関する）意思決定とカテゴリー指定を関連付けている場合には、学術的関心以上のものとなる。
- これらの目的が、効果的に達成されつつあるか。

前者は、基本的に管理意図の評価である。この評価の目的は、管理効果の評価ではなく、実際に表明され、適用されている管理目的を明確にすることである。こうしたアプローチは欧州のIUCN-WCPAによって開発されたもので、保護地域が（法令・規則に則って）正し

い保護地域カテゴリーに分類されていること、分類されたカテゴリーに適した管理目的に沿って管理されていることを「認証」するために利用されてきた。しかし、方法論はまだ文書化されておらず、システムも発展途上である。これは、特にWCPA枠組みの最初の2要素（背景と計画）に焦点を絞っており、最後の2要素（アウトプットと成果）はほとんど考慮されていない。

後者は、これらの目的が実際に達成されているかをより詳細に評価するものである。これらの目的は、通常、当該地域の管理の全体的な方向性を定める関連の国レベルの法規制その他ガバナンス制度（コミュニティ保全地域を管理してきた伝統的な組織など）によって定められる。例えば、カテゴリー II保護地域として指定すれば、当該地域は全面的な資源採取の禁止もしくは部分的制限を通じて生物多様性保全のために管理されるべきであるということになる。一部のケースでは、こうした目的を厳守した管理が難しい場合がある。管理効果の評価結果は、保護地域が指定されているカテゴリーの分類・変更の根拠として使用すべきではないとされている。すなわち、例えば管理効果の評価の結果、カテゴリー II保護地域における不法資源採取が管理されていないことが明らかとなった場合の適切な措置は、カテゴリー Vへの変更（一定の持続可能な資源利用が許容される）ではなく、むしろ、法律上特定された管理目的をより効果的に達成できる管理の適用方法を検討することである。

今後IUCNは、より厳格なカテゴリーシステムの有効性評価の必要性とその具体的影響について調査する予定である。



# 添付：用語集

母国語ではない言語で書かれた本ガイドラインを一行一行追って、容易ではない判断を下すユーザーも多いだろう。ガイドラインは極力明確にするよう努めたが、生態学や環境保全の世界の用語の多くの定義が未だあいまいで、複数の解釈ができるために正確性を追求

することが難しい。表19に整理した用語は各カテゴリーの定義と概要に則して使うべきである。出典はカテゴリーを利用している各国政府などには馴染みのあるものになるよう、できる限り既存のIUCNの定義もしくはCBDの定義を用いた。

表19 ガイドラインで使用している用語の定義

用語	定義	出典・注記
農業生物多様性 (Agrobiodiversity)	作物の野生近縁種、栽培植物（在来種）、家畜種を含む。農業生物多様性は、特に伝統文化慣習に依存する作物の野生近縁種や、伝統的かつ脅威に晒されている在来種、そして、特に「野生の生物多様性」と共存可能な伝統的文化管理制度に依存する、伝統的かつ脅威に晒されている家畜品種のための保護地域の目的となる。	出典： Amend, T., J. Brown, A. Kothari, A. Phillips and S. Stolton (Eds). 2008. Protected Landscapes and Agrobiodiversity Values. Volume 1 in the series Values of Protected Landscapes and Seascapes. Heidelberg: Kasperek Verlag, on behalf of IUCN and GTZ.
生物多様性 (Biological Diversity)	すべての生物（陸域生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。	出典：生物多様性条約 第二条 用語 <a href="http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html">http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html</a> (和文) <a href="http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02">http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02</a> (原文)
生物群系 (Biome)	主要な植生で特徴付けられ、現地の気候条件に大きく依存する一定の地域の生活環境の主要部（モミの森林もしくは草地）。	出典：Biodiversity Glossary of the CBD Communication, Education and Public Awareness (CEPA) Toolkit: <a href="http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm">http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm</a>
緩衝地帯 (Buffer zone)	中心的な保護地域と周辺の陸域景観・海域景観の間の地域。外部の潜在的悪影響から保護地域ネットワークを守る移行地帯。	出典：Bennett, G. and K.J. Mulongoy. 2006. Review of experience with ecological networks, corridors and buffer zones. Technical Series no. 23. Montreal: Secretariat of the CBD (SCBD).
コミュニティ保護地域 (Community Conserved Area)	慣習法その他有効な手段によって、先住民や地域住民、移動性の社会が自主的に保全する、豊かな生物多様性、生態サービス、文化的価値を含む自然および二次的生態系。	出典：Borrini-Feyerabend, G., A. Kothari and G. Oviedo. 2004. Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 11. Gland and Cambridge: IUCN.
コリドー／回廊 (Corridor)	中心的保護地域間の物理的なつながりを維持することによって、重要な生態学的もしくは環境上の連結を維持する方法。	出典：Bennett, G. and K.J. Mulongoy. 2006. Review of experience with ecological networks, corridors and buffer zones. Technical Series no. 23 Montreal: SCBD.

用語	定義	出典・注記
生態系 (Ecosystem)	植物、動物および微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体。	出典： 生物多様性条約 第二条 用語 <a href="http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html">http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html</a> (和文) <a href="http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02">http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02</a> (原文)
生態系サービス (Ecosystem services)	人間が生態系から得る恩恵。食糧や水などの供給サービス、洪水や干ばつ、土地の劣化などを抑制する調整サービス、土壌形成や栄養塩の循環などの基盤サービス、レクリエーションや精神的、信仰その他非物質的な恩恵などの文化的サービス。	出典：Hassan, R., R. Scholes and N. Ash (Eds). 2005. Ecosystems and Human Well-Being: Current State and Trends: Findings of the Condition and Trends Working Group v. 1 (Millennium Ecosystem Assessment). Washington DC: Island Press. Definitions in: Chapter 1: MA Conceptual Framework.
枠組 (Framework)	共通の目的と計画・プログラムの方向を定める高次レベルの構造。	出典：The CBD Communication, Education and Public Awareness (CEPA) Toolkit: <a href="http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm">http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm</a> This definition is from the CEPA Glossary; which is an updated version of a communication glossary developed by the IUCN CEC Product Group on Corporate Communication, edited by Frits Hesselink in 2003.
地形・地質多様性 (Geodiversity)	鉱物、岩石、化石、地形、堆積物および土壌ならびに、それに伴う地形、景観、地球の基盤構造を構成する自然の作用の多様性。	出典：McKirdy, A., J. Gordon and R. Crofts. 2007. Land of Mountain and Flood: the geology and landforms of Scotland. Edinburgh: Birlinn.
ガバナンス (Governance)	保護地域の文脈では、ガバナンスとは「公共の課題に対してどのように権力を用い、意思決定を行うのか、さらに市民その他関係者が意見をどのように表明するのかを定める構造、プロセス、伝統の相互作用」として定義される。ガバナンスは、法令・政策の枠組や計画、管理計画を通じて明示され、これには政策や計画のフォローアップや実際の行動のモニタリングのための組織構成も含まれる。ガバナンスには、情報のアクセス権や意思決定プロセスへの参加を含む意思決定の規則、および決定自体も含まれる。	出典：Borrini-Feyerabend, G., A. Kothari and G. Oviedo. 2004. Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 11. Gland and Cambridge: IUCN.
ガバナンスのクオリティ (Governance quality)	保護地域が望ましく管理されている程度。一般的に国際機関や条約によって支持される原則とリンクし、関係者、コミュニティ、政府(のモラルや文化的アイデンティティ、プライドなど)によって選ばれた「グッド・ガバナンス」の原則と基準に、どの程度対応しているか。	出典：Borrini-Feyerabend, G. 2004. "Governance of protected areas, participation and equity", pp. 100-105 in Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Biodiversity Issues for Consideration in the Planning, Establishment and Management of Protected Areas and Networks. Technical Series no. 15. Montreal: SCBD.

用語	定義	出典・注記
ガバナンス類型 (Governance type)	ガバナンス類型は、当該保護地域の「管理権限と責任、説明責任」の所在に基づいて定義される。	出典：Borrini-Feyerabend, G. 2004. “Governance of protected areas, participation and equity”, pp. 100–105 in Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Biodiversity Issues for Consideration in the Planning, Establishment and Management of Protected Areas and Networks. Technical Series no. 15. Montreal: SCBD.
生息域内保全 ( <i>In-situ</i> conservation)	生態系および自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持しおよび回復すること。飼育種または栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種または栽培種が特有の性質を得た環境において維持しおよび回復すること。	出典： 生物多様性条約 第二条 用語 <a href="http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02">http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02</a> (原文) <a href="http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html">http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html</a> (和文)
先住民族・部族民 (Indigenous and tribal people)	(a) 独立国における部族民で、その社会的、文化的および経済的状态によりその国のコミュニティの他の部分から区別され、かつ、その地位が、自己の慣習若しくは伝統によりまたは特別の法令によって全部または一部規制されているもの。 (b) 独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立の時に当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの。	出典：国際労働機関 (ILO) 独立国における原住民及び部族民に関する条約 (第169号) 先住民族・部族民は、特定の先住民族・部族民を特定する上で、ある程度の自己定義の要素が存在することを強調している。
管理の有効性 (Management effectiveness)	いかに保護地域が望ましく保護されているか。基本的に、どの程度まで価値が保護され、目的・目標が達成されているか。	出典：Hockings, M., S. Stolton, F. Leverington, N. Dudley and J. Courrau. 2006. Evaluating Effectiveness: A framework for assessing management effectiveness of protected areas. 2nd edition. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 14. Gland and Cambridge: IUCN. (仏語・西語に翻訳予定)
聖地 (Sacred site)	人間とコミュニティにとって特別な精神的価値のある地域。	
自然の聖地 (Sacred natural site)	人間とコミュニティにとって特別な精神的価値のある土地・水。	出典：Wild, R. and C. McLeod. 2008. Sacred Natural Sites: Guidelines for Protected Area Managers. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 16. Gland and Cambridge: IUCN.

用語	定義	出典・注記
分担ガバナンス保護地域 (Shared governance protected area)	政府機関やその他（文化もしくは生計を当該地域に依存する先住民族、地域コミュニティ、移動コミュニティをはじめとする）関係者が、意思決定権、責任、説明責任を分担している政府が指定した保護地域。	出典：Borrini-Feyerabend, G., A. Kothari and G. Oviedo. 2004. Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 11. Gland and Cambridge: IUCN.
関係者 (Stakeholder)	組織・プロジェクトの最終目標の成功・失敗のカギを握る人々・組織。主な関係者には、(a)許可、承認、資金援助に関係する人・組織と(b)組織・プロジェクトの活動の影響を直接受ける人・組織がある。二次関係者は間接的な影響を受ける人・組織、三次関係者は影響を受けたり関与したりすることはないが、反対・賛成意見に影響を及ぼす人・組織である。	(CEPA) Toolkit: <a href="http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm">http://www.cbd.int/cepa/toolkit/2008/cepa/index.htm</a> 英文の本定義は CEPA 用語集 (IUCN CEC Product Group on Corporate Communication が整備した用語集改訂版、Frits Hesselink 編 2003 年) より引用。
持続可能な利用 (Sustainable use)	生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法および速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在および将来の世代の必要性および願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持すること（このCBDの定義は生物多様性に関する持続可能な利用に限定される）	出典： 生物多様性条約 第二条 用語 <a href="http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02">http://www.cbd.int/convention/articles.shtml?a=cbd-02</a> (原文) <a href="http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html">http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html</a> (和文)

# 参考文献

- Bishop, K., N. Dudley, A. Phillips and S. Stolton. 2004. *Speaking a Common Language – the uses and performance of the IUCN System of Management Categories for Protected Areas*. Cardiff University, IUCN and UNEP/WCMC.
- Borrini-Feyerabend, G., A. Kothari and G. Oviedo. 2004. *Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards equity and enhanced conservation*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 11. Gland and Cambridge: IUCN.
- Bridgewater, P., A. Phillips, M. Green and B. Amos. 1996. *Biosphere Reserves and the IUCN System of Protected Area Management Categories*. Canberra: Australian Nature Conservation Agency.
- Brockman, C.F. 1962. “Supplement to the Report to the Committee on Nomenclature”. In: Adams, A.B. (Ed.) *First World Conference on National Parks*. Washington, DC: National Park Service.
- CBD. Undated. <http://www.cbd.int/programmes/cross-cutting/ecosystem/default.shtml>. Accessed 24 August 2007.
- Chape, S., S. Blyth, L. Fish, P. Fox and M. Spalding. (Eds). 2003. *2003 United Nations List of Protected Areas*. Gland and Cambridge: IUCN and UNEP-WCMC.
- Davey, A.G. 1998. *National System Planning for Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 1. Gland and Cambridge: IUCN.
- Day, J. 2002. “Zoning: Lessons from the Great Barrier Marine Park”. *Ocean and Coastal Management* 45: 139–156.
- Dillon, B. 2004. “The Use of the Categories in National and International Legislation and Policy”. *PARKS* 14(3): 15–22.
- Dudley, N., L. Higgins-Zogib and S. Mansourian. 2006. *Beyond Belief: Linking faiths and protected area networks to support biodiversity conservation*. Gland and Bath: WWF International and Alliance on Religions and Conservation.
- Dudley, N. and J. Parrish. 2006. *Closing the Gap: Creating ecologically representative protected area systems*. Technical Series no. 24. Montreal: Secretariat of the CBD.
- Dudley, N. and A. Phillips. 2006. *Forests and Protected Areas: Guidance on the use of the IUCN protected area management categories*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 12. Gland and Cambridge: IUCN.
- Dudley, N. and S. Stolton. 2003. “Ecological and socio-economic benefits of protected areas in dealing with climate change”. In: Hansen, L.J., J.L. Biringer and J.R. Hoffman (Eds) *Buying Time: A user’s guide to building resistance and resilience to climate change in natural systems*, pp. 217–233. Washington, DC: WWF US.
- Eidsvik, H. 1990. A Framework for Classifying Terrestrial and Marine Protected Areas. Based on the Work of the CNPPA Task Force on Classification, IUCN/CNPPA. Unpublished.
- Elliott, H.B. (Ed). 1974. *Second World Conference on National Parks, Proceedings*. Morges: IUCN.
- EUROPARC and IUCN. 1999. *Guidelines for Protected Area Management Categories – Interpretation and*

- Application in Europe*. Grafenau: EUROPARC.
- Graham, J., B. Amos and T. Plumptre. 2003. *Principles for Good Governance in the 21st Century*. Policy Brief Number 15. Ottawa: Institute on Governance.
- Hockings, M., S. Stolton, F. Leverington, N. Dudley and J. Courrau. 2006. *Evaluating Effectiveness: A framework for assessing management effectiveness of protected areas*. 2nd edition. Gland and Cambridge: IUCN.
- Holdaway, E. Undated. Making the Connection between Land and Sea: The place for coastal protected landscapes in the marine environment. Wadebridge and Bangor: EUROPARC Atlantic Isles and the Countryside Council for Wales.
- Holdgate, M. 1999. *The Green Web*. London: Earthscan.
- IUCN. 1974. *Classification and Use of Protected Natural and Cultural Areas*. IUCN Occasional Paper No. 4. Morges: IUCN.
- IUCN. 1978. *Categories, Objectives and Criteria: Final Report of the Committee and Criteria of the CNPPA/IUCN*. Morges: IUCN.
- IUCN/WCMC. 1994. *Guidelines for Protected Area Management Categories*. Gland and Cambridge: IUCN.
- IUCN. 2004. PARKS 14. (includes 10 papers).
- Kelleher, G. 2002. *Guidelines for Marine Protected Areas*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 3. Gland and Cambridge: IUCN.
- Palumbi, S.R. 2001. "The ecology of marine protected areas". In: Bertness, M.D, S.M. Gaines and M.E. Hixon (Eds). *Marine Community Ecology*, pp.509–530. Sunderland, MA: Sinauer Associates.
- Phillips, A. 2002. *Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas: Protected Landscapes/Seascapes*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 9. Gland and Cambridge: IUCN.
- Phillips, A. 2007. "A short history of the international system of protected area management categories". Paper prepared for the WCPA Task Force on protected area categories.
- Sandwith, T., C. Shine, L. Hamilton and D. Sheppard. 2001. *Transboundary Protected Areas for Peace and Cooperation*. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 7. Gland and Cambridge: IUCN.
- Stolton, S., N. Dudley and J. Randall. 2008. *Natural Security: Protected areas and hazard mitigation*. The Arguments for Protection Series. Gland: WWF International.
- Sulu, R., R. Cumming, L. Wantiez, L. Kumar, A. Mulipola, M. Lober, S. Sauni, T. Poulasi and K. Pakoa. 2002. "Status of Coral Reefs in the Southwest Pacific Region to 2002: Fiji, Nauru, New Caledonia, Samoa, Solomon Islands, Tuvalu and Vanuatu". In: Wilkinson, C.R. (Ed.) *Status of Coral Reefs of the World 2002*. Townsville, Queensland: Australian Institute of Marine Science.